

第3号議案

尾張旭市立地適正化計画の作成に係る意見聴取について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第22項の規定に基づき、尾張旭市立地適正化計画を作成するに当たり、意見聴取を行うものとする。

令和4年2月16日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水 津 功

尾張旭市立地適正化計画について（意見聴取）

1 主旨

都市再生特別措置法第81条第22項の規定により、市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、本日の尾張旭市都市計画審議会にて意見を伺うものです。

2 立地適正化計画制度創設の背景

都市計画法では、市街地が郊外で無秩序に開発されるスプロール化を抑制し、増加する人口を適正に配置すること等に重点が置かれてきましたが、人口減少等が進行し、社会状況が大きく変化する中、拡大した市街地のままでは、医療・福祉・商業等の生活サービス（都市機能）の提供、地域コミュニティの維持等が困難となることが想定されます。

都市計画においては、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保、日常生活に不可欠な生活サービスの享受等、コンパクトな都市構造の構築に向けた取組が求められています。

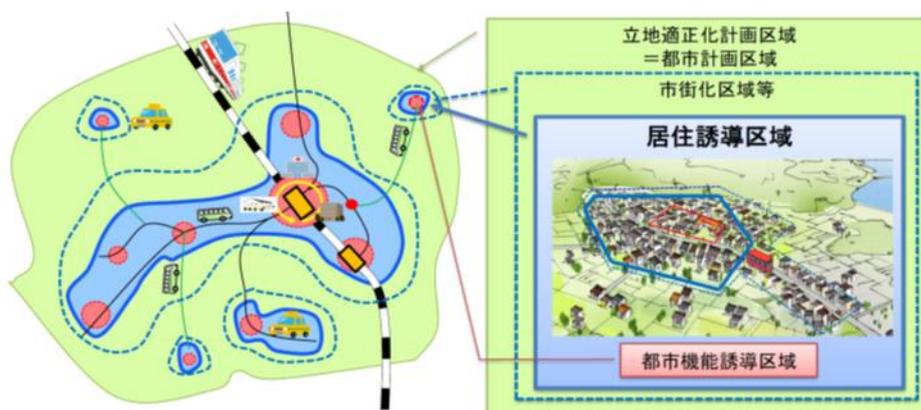
こうした背景を受け、居住や都市機能のゆるやかな誘導を図り、集約型都市構造の構築を目的とした立地適正化計画制度が創設されました。

3 立地適正化計画制度について

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づき、「居住や都市機能の緩やかな誘導による立地の適正化」を図ることを目的とした計画です。

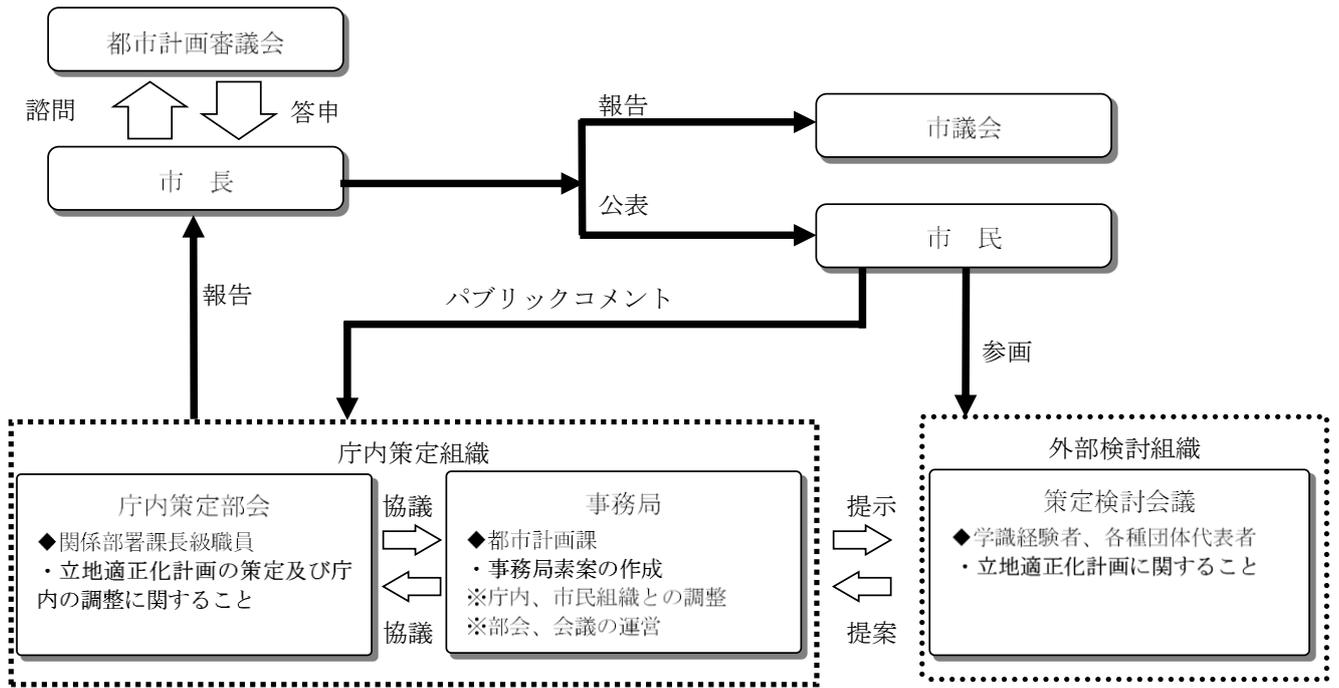
立地適正化計画は、中心拠点、生活拠点への暮らしに必要な都市機能の集約や、拠点周辺や公共交通沿線への居住の誘導といった立地について、将来を見据えた方針を示すとともに、公共交通と連携して生活サービスが持続的に効率よく提供される住みよいまちの姿をめざす包括的なマスタープランです。

4 立地適正化計画で定める主な事項



定める事項	内容
居住誘導区域	人口減少にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって都市機能の増進に寄与する施設です。

5 計画の策定体制について



6 計画の策定経緯

	令和2年度				令和3年度			
	8	12	4	8	12	3		
市内策定部会 (内部組織)	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回			
策定検討会議 (外部組織)	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回			
パブリックコメント					12月6日～1月4日			
都市計画審議会	11月報告				2月審議(意見聴取)			
届出制度の事前周知						3月中旬から		
計画の公表						3月末公表		

7 尾張旭市立地適正化計画(案)について 別添資料のとおり

尾張旭市 立地適正化計画 (案)

令和4年3月

目次

第1章 はじめに	1
1-1. 立地適正化計画とは	1
1-2. 立地適正化計画で定める事項	1
1-3. 尾張旭市における立地適正化計画策定の目的	2
1-4. 計画の位置付け	3
1-5. 立地適正化計画の区域	3
1-6. 計画期間	3
第2章 都市の現状及び将来見通し	4
2-1. 地勢	4
2-2. 人口及び世帯	5
2-3. 空き家及び低未利用地	12
2-4. 公共交通	13
2-5. 商業	17
2-6. 地価	18
2-7. 財政	19
2-8. ハザードエリアの状況	21
2-9. 各種生活サービス施設の分布状況	24
第3章 立地適正化計画の基本的な方針	29
3-1. 解決すべき課題	29
3-2. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針	30
3-3. めざすべき都市の骨格構造	31
3-4. 誘導方針	33
第4章 居住誘導区域の設定	34
4-1. 基本的な考え方	34
4-2. 居住誘導区域の設定	35
第5章 都市機能誘導区域の設定	37
5-1. 基本的な考え方	37
5-2. 都市機能誘導区域の設定	38
第6章 誘導施設の設定	40
6-1. 基本的な考え方	40
6-2. 誘導施設の設定	41
第7章 誘導施策	47
7-1. 居住の誘導に関する施策	47
7-2. 都市機能の誘導に関する施策	49
7-3. 交通ネットワークに関する施策	51
第8章 計画の評価と進行管理	53
8-1. 目標値の設定	53
8-2. 計画の進行管理	54
第9章 安全に対する施策（防災指針）	55
9-1. 基本的な考え方	55
9-2. 市全域でみた災害リスクの整理	56
9-3. 地区別の災害リスクの整理	60
9-4. 地区別の防災上の課題のまとめ	66
9-5. ため池の堤防の決壊による災害リスクの整理	67
9-6. 安全に対する取組体系	71
9-7. 安全に対する取組方針	72
9-8. 取組の実施主体とスケジュール	74

第1章 はじめに

1-1. 立地適正化計画とは

「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第81条に基づき、「居住や都市機能の緩やかな誘導による立地の適正化」を図ることを目的とした計画です。

立地適正化計画では、中心拠点、生活拠点への暮らしに必要な都市機能の集約や、拠点周辺や公共交通沿線への居住の誘導といった立地について、将来を見据えた方針を示すとともに、公共交通と連携して生活サービスが持続的に効率よく提供される住みよいまちの姿をめざす包括的なマスタープランです。

1-2. 立地適正化計画で定める事項

立地適正化計画では、主に以下の事項を定めます。

居住誘導区域等	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保していくため、居住を誘導する区域を「居住誘導区域」として定めます。併せて、居住を誘導するために必要な施策に関する事項を定めます。
都市機能誘導区域等	医療・福祉・商業等の生活サービス施設を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を「都市機能誘導区域」として定めます。また、この区域内に立地を誘導すべき施設を「誘導施設」として区域ごとに定め、併せて、その立地を誘導するために必要な施策に関する事項を定めます。

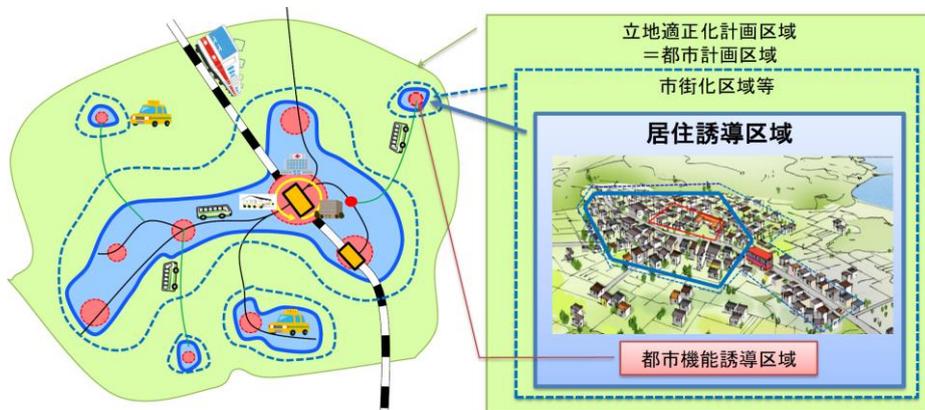


図 立地適正化計画で定める区域のイメージ

(資料：国土交通省)

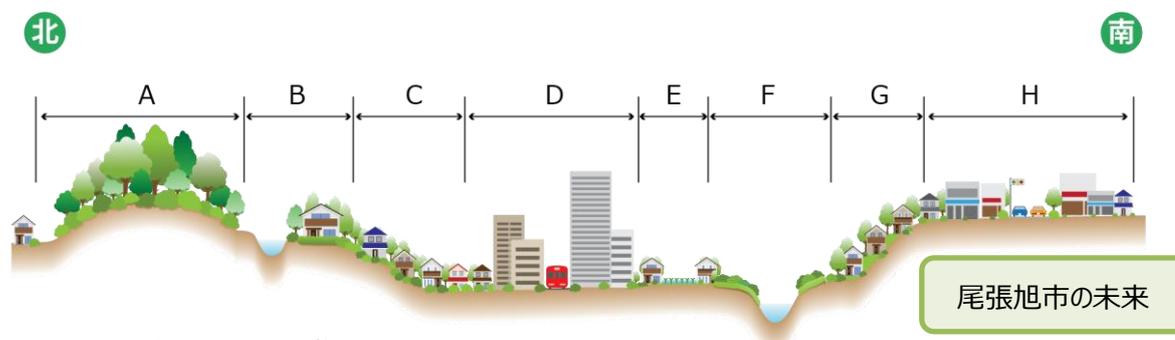
1-3. 尾張旭市における立地適正化計画策定の目的

尾張旭市（以下「本市」という。）は、名古屋市に隣接し、通勤・通学に便利な立地条件を活かし住宅都市として発展してきました。市域が狭いことから、日常生活に必要な生活サービス施設が市内に比較的万遍なく分布し、生活利便性の高い住環境が実現されています。



一方で、全国的な人口減少や少子高齢化の進行は、本市においても例外ではなく、人口密度を保つことで維持してきた生活サービスの低下やコミュニティの衰退が懸念されており、効率的な行政サービスの提供を図るため、一定の都市機能を集約する都市のコンパクト化を進める必要があります。

こうした中、本市における都市のコンパクト化は、森林やため池、矢田川等の自然と近接した暮らしや、田園に近い農のある暮らし、鉄道駅周辺や国道沿線に広がる利便性の高い暮らし等、これまで以上に、地域が持つ個性が際立つことで、多様な居住ニーズを受け入れることが可能となり、本市の特徴を活かした、多様な暮らしの実現にもつながります。



- (A) 深い緑に彩られた、市民が集う憩いの森林空間
- (B) 自然を身近に感じられる、やすらぎのある暮らし
- (C) 暖かな陽光と眺望を楽しむ、のびのび子育てできる暮らし
- (D) 生活に便利で快適、歩きたくなるまちなか暮らし
- (E) 多様な生き物を育む農のある、のどかな暮らし
- (F) 緑や水辺にふれあえる、うるおいのある暮らし
- (G) 吹き抜ける風と見晴らしを楽しむ、坂のある暮らし
- (H) 周辺都市へのアクセスにも優れた便利な暮らし

このため、本市が持続的に発展し、将来にわたって選ばれる都市となることをめざし、都市づくりの方針等を定めた立地適正化計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-4. 計画の位置付け

本計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして、尾張旭市都市計画マスタープランの一部として策定するものです。

そのため、上位計画である尾張旭市第五次総合計画や愛知県が策定する名古屋都市計画区域マスタープランに即するとともに、公共交通や、住宅、産業、医療、福祉、防災等の多様な関連分野との連携を図る必要があります。

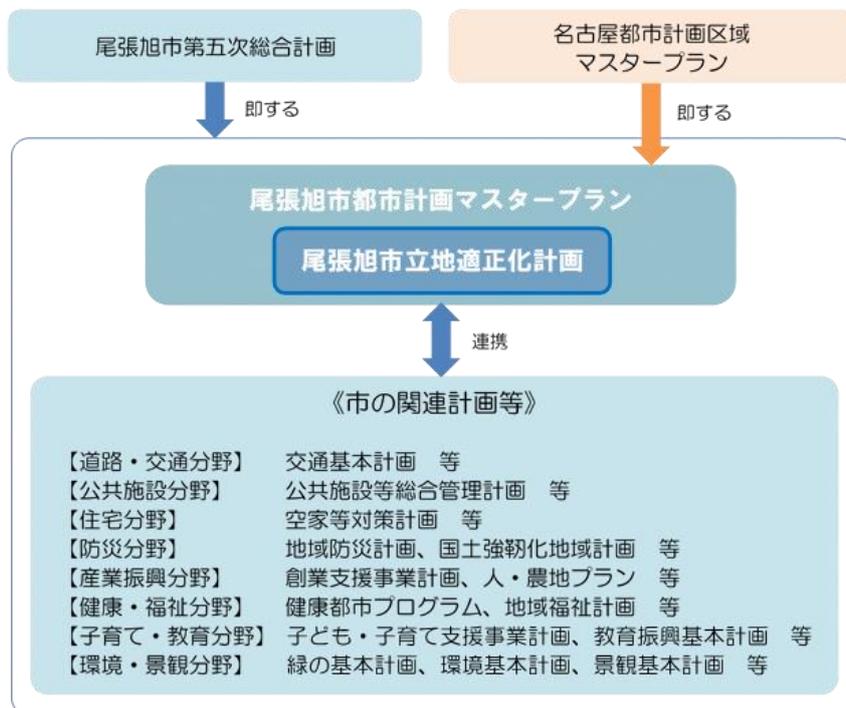


図 計画の位置づけ

1-5. 立地適正化計画の区域

本市は全域が都市計画区域であることから、本計画の区域は市全域とします。

1-6. 計画期間

本計画の計画期間は、国（国土交通省）が示す都市計画運用指針において“おおむね20年後の都市の姿を展望する”とされていることを踏まえ、令和24年（2042年）とします。

ただし、策定からおおむね5年ごとに計画の評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 都市の現状及び将来見通し

2-1. 地勢

- ・本市は、名古屋市北東に隣接し、名古屋市守山区、瀬戸市、長久手市と接しています。
- ・市中心部には名鉄瀬戸線が通過し、市内に4駅（印場駅、旭前駅、尾張旭駅、三郷駅）が設置されています。三郷駅から名古屋市中心部（栄町駅）まで最速22分と通勤等の利便性が高いことから、名古屋市のベッドタウンとして発展してきました。
- ・本市の北部は森林公園をはじめとする丘陵地の緑が広がり、市街地南部では矢田川が東西に流れるなど良好な自然環境を有しており、その縁辺部まで居住地が広がっています。
- ・市街化区域は、北部丘陵地等を除き、市域の約56%が指定され、その大半が人口集中地区※となっており、平成27年の人口集中地区における人口密度は58.2人/haと高い状況です。

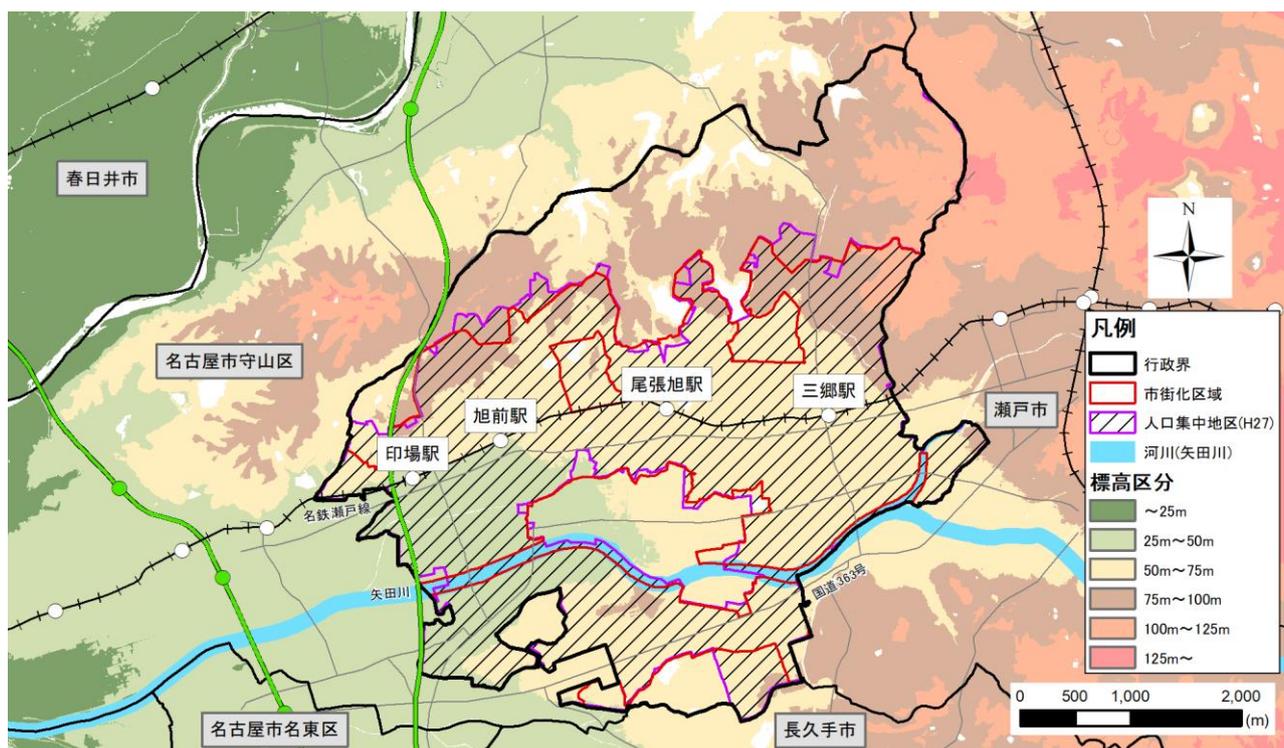


図 地勢概要図

※「人口集中地区 (Densely Inhabited District、DID)」: 国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区 (以下「基本単位区等」という。) を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

2-2. 人口及び世帯

2-2-1. 市全体の推移と将来推計

【現状】

- ・平成 27 年（2015 年）国勢調査による本市の人口は 80,787 人で、世帯数は 31,806 世帯となっています。
- ・これらの推移をみると、人口は平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年に僅かながら減少に転じています。一方、世帯あたり人員の一貫した減少に伴い、世帯数は平成 27 年においても増加が続いています。
- ・生産年齢人口は平成 12 年まで、年少人口は平成 22 年まで増加しましたが、その後減少に転じています。老年人口は一貫して増加が続いています。

【将来推計】

- ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の人口は令和 27 年（2045 年）には約 15%減少すると想定されています。
- ・令和 27 年の年齢 3 区分別人口割合をみると、生産年齢人口は約 50%（平成 27 年度比：約 0.7 倍）、年少人口は約 11%（平成 27 年度比：約 0.7 倍）、老年人口が約 39%（平成 27 年比：約 1.3 倍）になると想定されています。

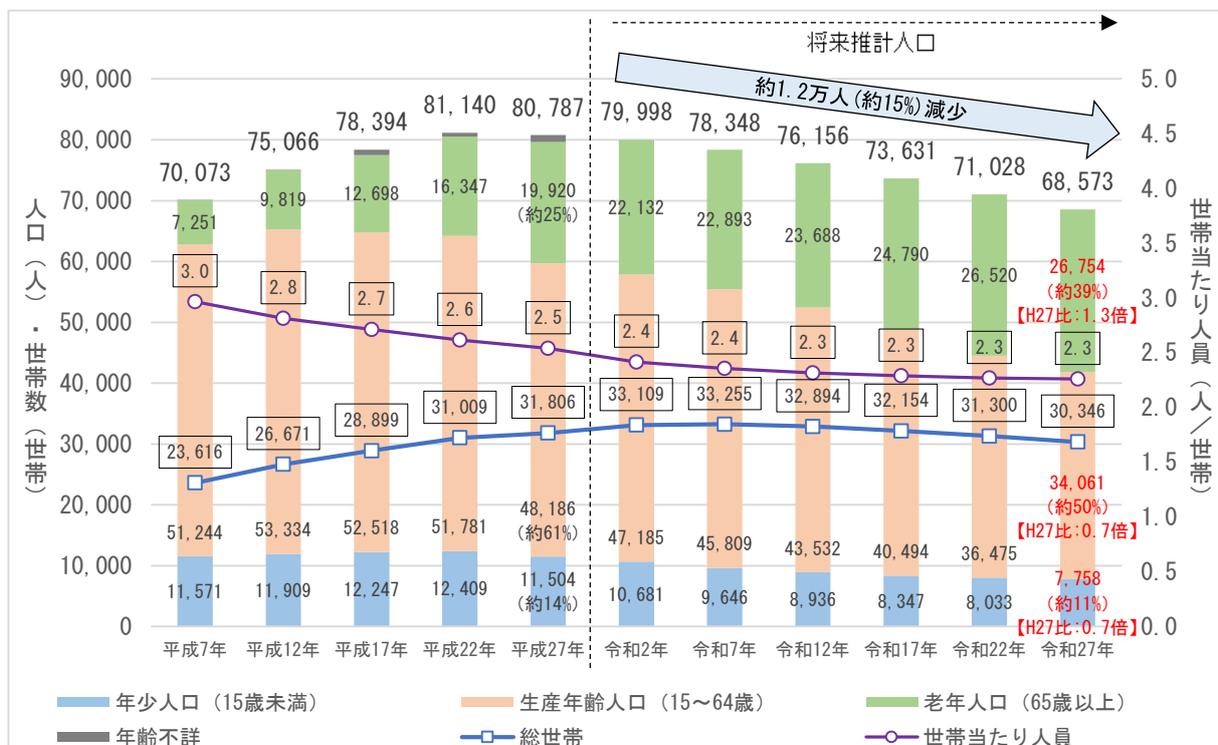


図 人口・世帯数の推移及び将来推計

(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口 [平成 30 年 3 月] (国立社会保障・人口問題研究所)、令和元年度都市計画基礎調査業務委託 (その 2))

【高齢化の状況】

- ・平成 27 年（2015 年）の高齢化率は約 25%であり、既に超高齢社会となっています。
- ・令和 27 年（2045 年）時点には約 39%に達すると想定され、愛知県全体（約 33%）及び全国平均（約 37%）を上回り、隣接自治体（名古屋市除く）の中では、瀬戸市に次いで高い高齢化率になると想定されます。

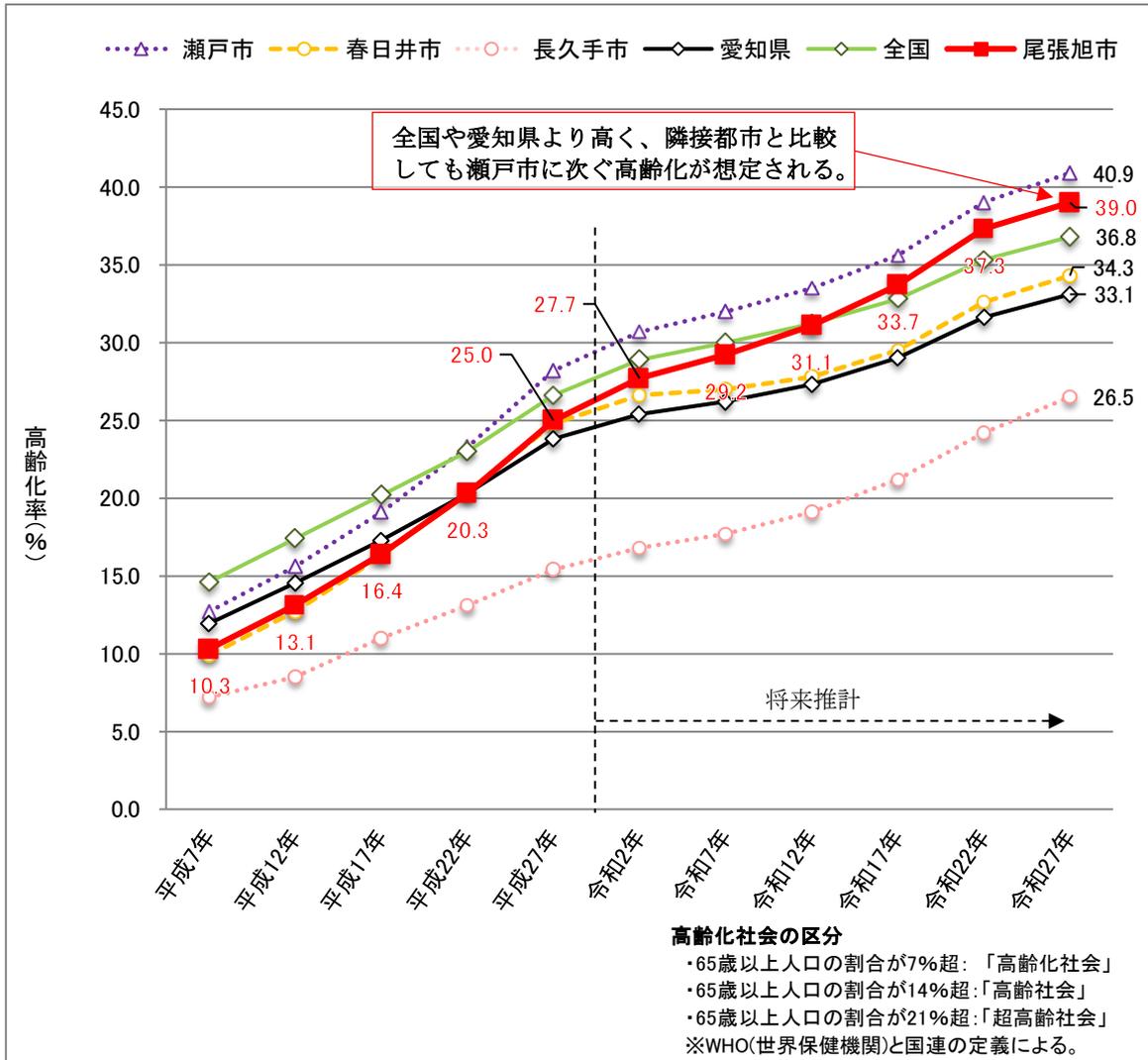


図 高年齢化率の推移と推計の比較（平成 7 年～令和 27 年）
 （資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口 [平成 30 年 3 月]（国立社会保障・人口問題研究所））

2-2-2. 地域別の将来推計

(1) 人口総数

- 平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）までの人口変化率をみると、人口減少は一部の地域のみではなく市全域に及ぶことが想定されます。
- 名鉄瀬戸線の 4 駅を中心とする半径 800m 圏内（以下「駅周辺」という。）の人口規模は、平成 27 年から令和 27 年の 30 年間で、印場駅周辺、旭前駅周辺がほぼ変わらない一方、尾張旭駅周辺や三郷駅周辺は市平均（約 15% 減）を上回る速さで減少すると想定されます。

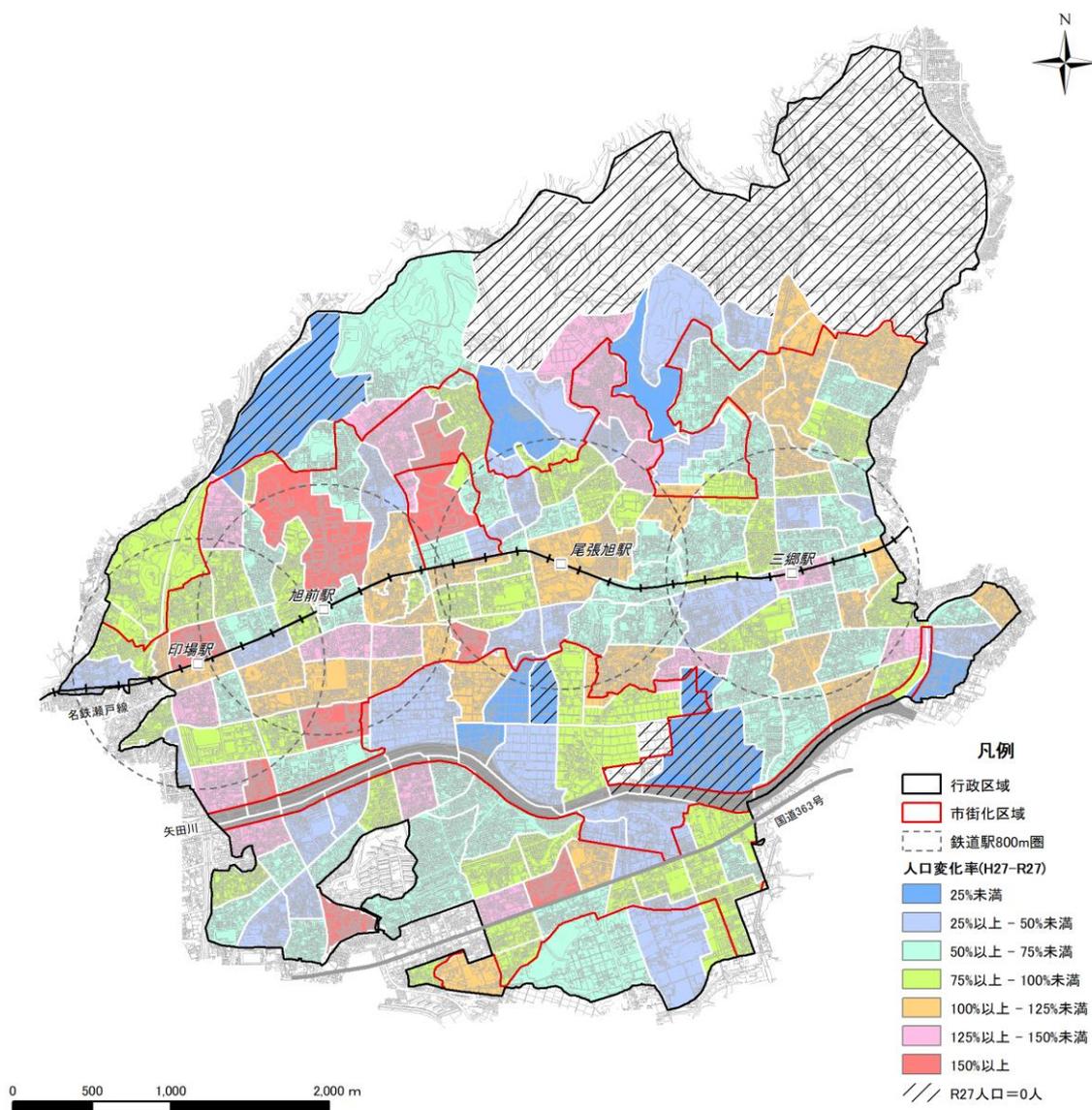


図 小地域別の人口変化率（平成 27 年⇒令和 27 年）

（資料：国勢調査、平成 30 年度尾張旭市都市構造調査分析報告書）

(2) 人口密度

- 平成 27 年（2015 年）から令和 27 年（2045 年）にかけて、人口密度は市全体で減少することが想定され、人口密度が 40 人/ha を下回る地区が市内各所に点在する状況が想定されます。
- 平成 27 年の名鉄瀬戸線 4 駅周辺の人口密度をみると、三郷駅は 76.1 人/ha と最も高く、尾張旭駅は 42.5 人/ha と最も低くなっています。

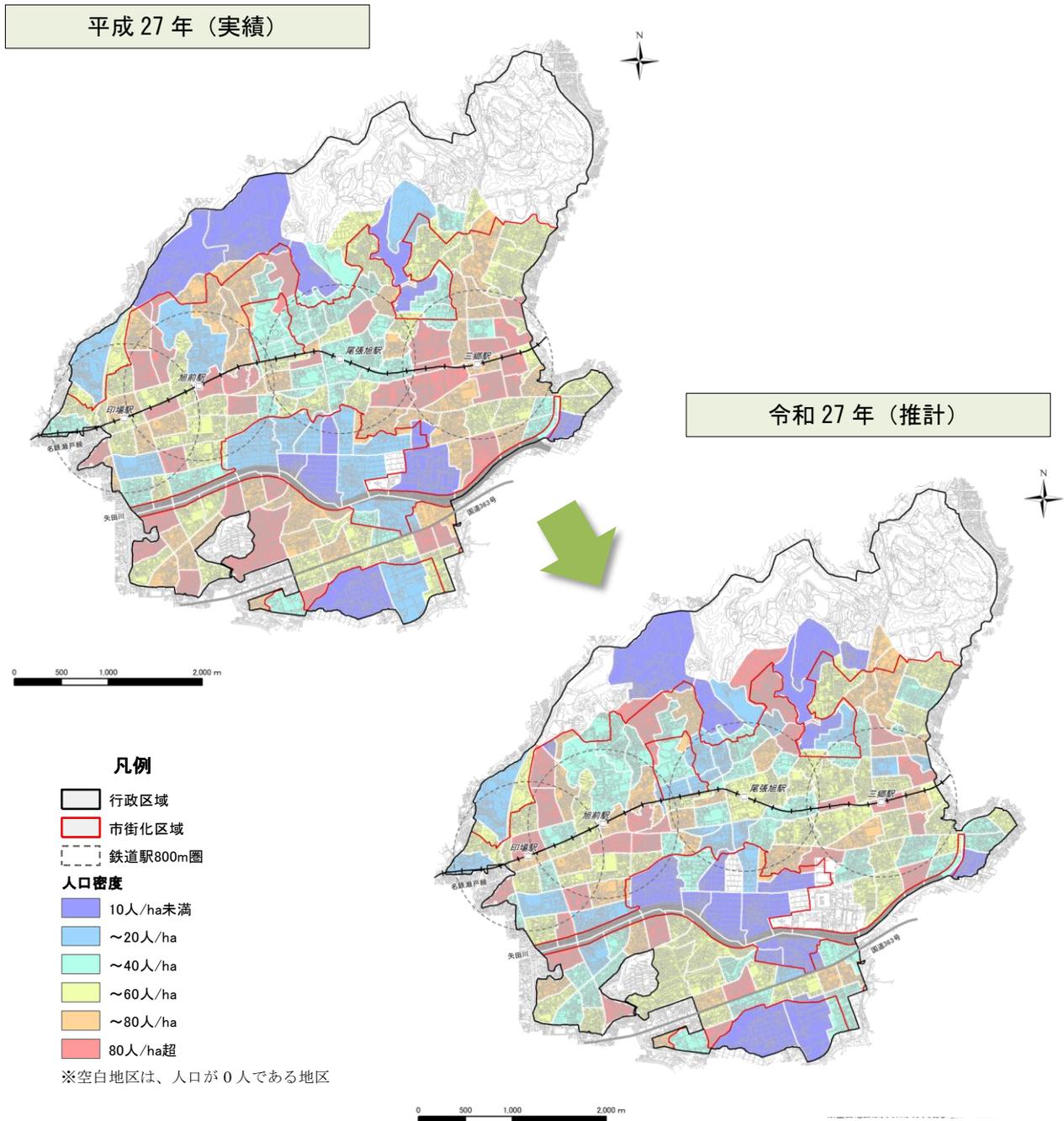


図 小地域別の人口密度図

（資料：国勢調査、平成 30 年度尾張旭市都市構造調査分析報告書）

(3) 高齢化率

- 平成 27 (2015 年) 年から令和 27 年 (2045 年) にかけて、高齢化率は市全体で増加することが想定され、ほぼ全域で 30% を超え、50% を超える地区も点在することが想定されます。
- 平成 27 年の名鉄瀬戸線 4 駅周辺の高齢化率をみると、尾張旭駅周辺や三郷駅周辺では、印場駅周辺や旭前駅周辺と比較して高い傾向にあります。しかしながら、平成 27 年から令和 27 年にかけて印場駅周辺や旭前駅周辺の高齢化率は大幅に増加し、令和 27 年ではいずれの駅周辺も 40% 前後に達することが想定されます。

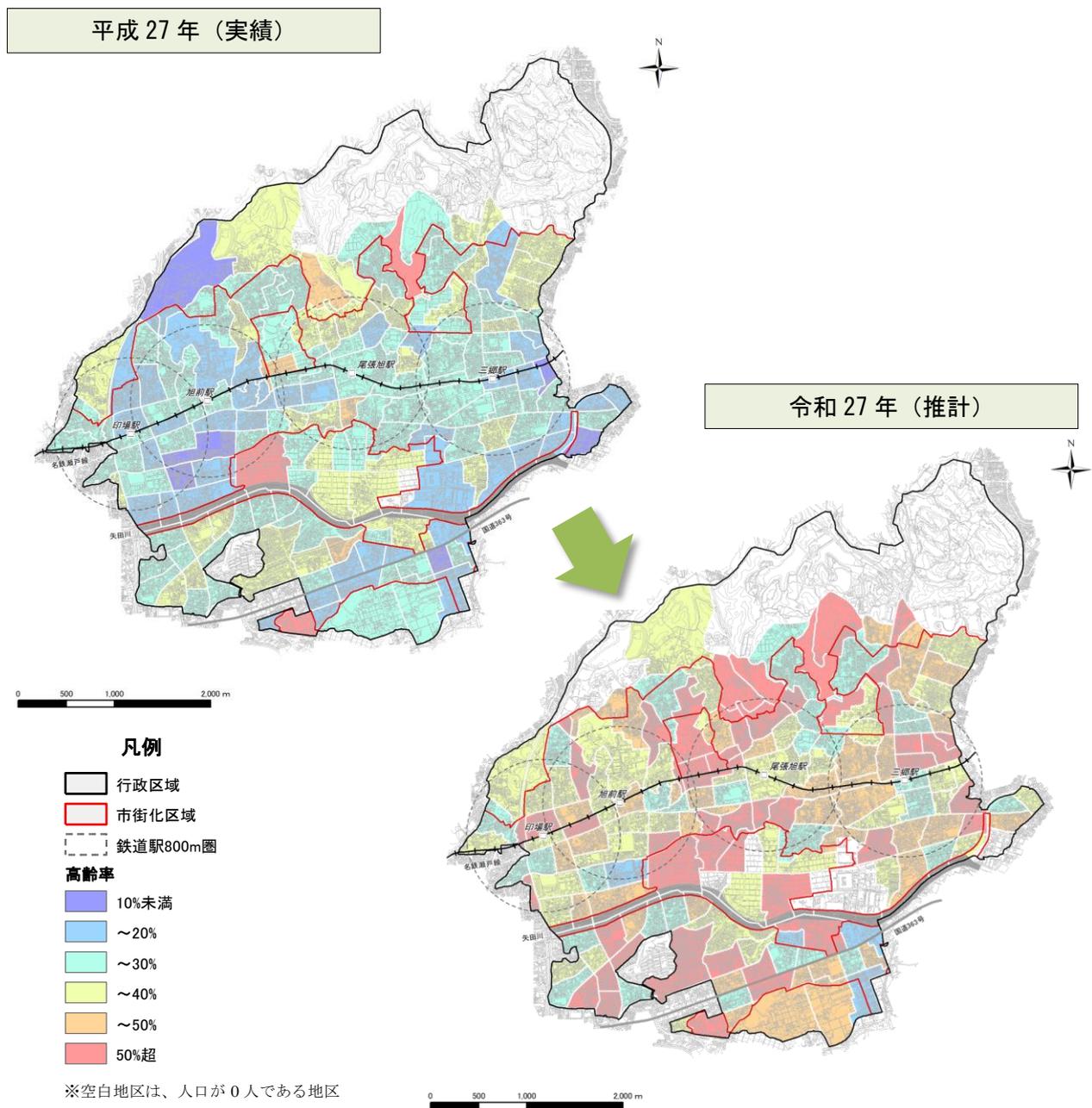


図 小地域別の高齢化率図
(資料：国勢調査、平成 30 年度尾張旭市都市構造調査分析報告書)

2-2-3. 人口動態

- ・人口動態をみると、自然増減^{※1}は平成28年から減少に転じました。一方、社会増減^{※2}は平成21年に減少に転じたものの、平成25年からは再び増加しています。
- ・社会増減を年齢階級別にみると、25歳～44歳及び0歳～14歳のいわゆるファミリー層と推測される年齢階級において社会増減がプラスの転入超過となっています。しかし、将来的にはファミリー層に該当する年齢階級も減少し、世代のバランスを保つことは難しいと想定されます。

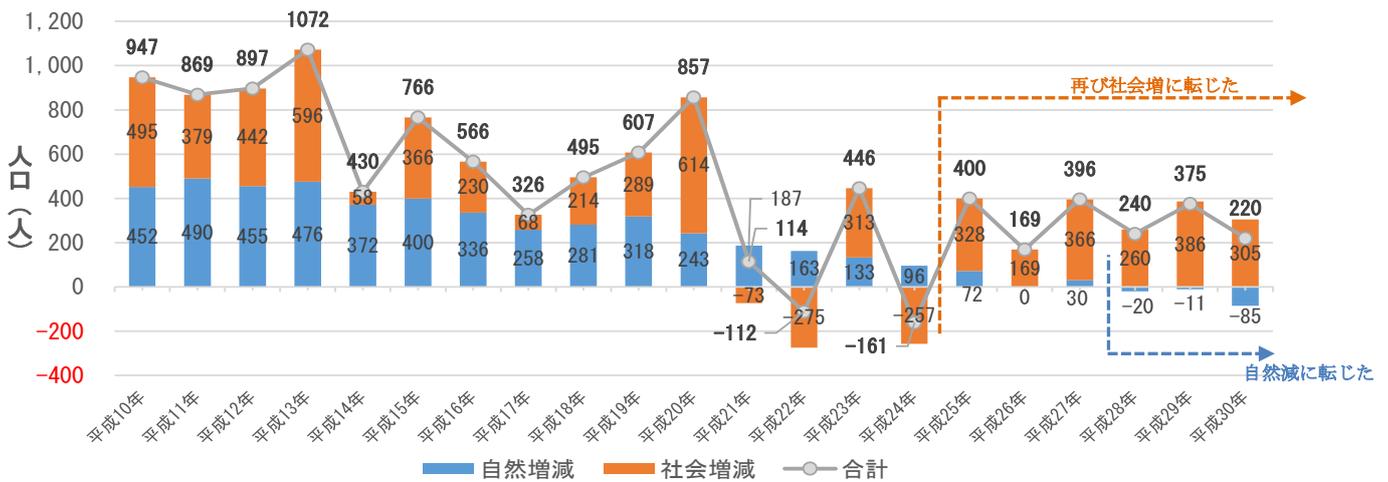


図 人口動態の推移

(資料：市民課)

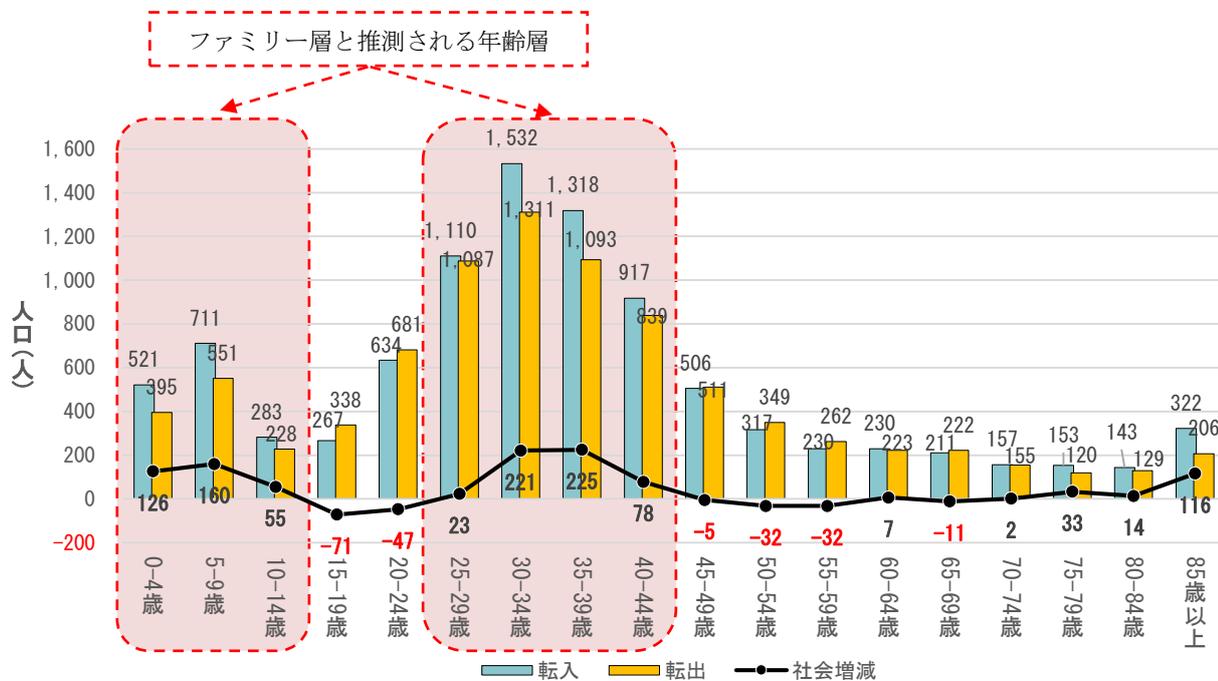


図 年齢階級別の社会増減（転出入）の状況（平成22年～平成27年）

(資料：国勢調査)

※1 「自然増減」：出生数から死亡者数を引いた値

※2 「社会増減」：転入者数から転出者数を引いた値

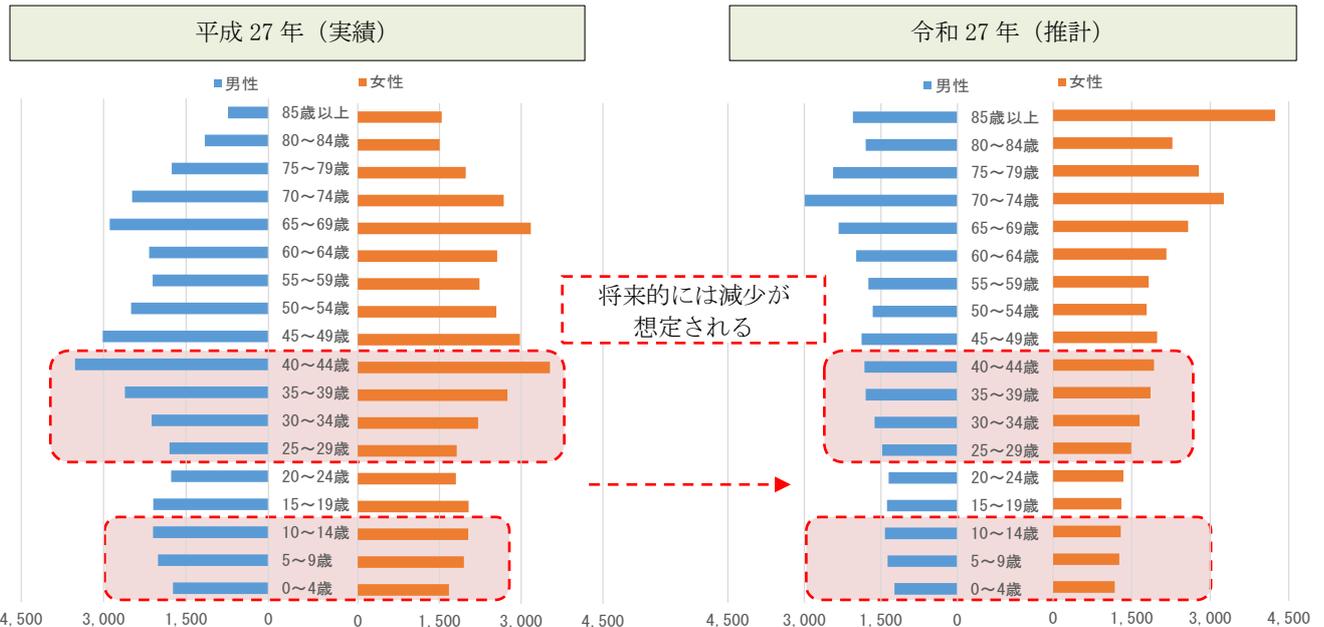


図 人口ピラミッドの現状と推計

(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口 [平成 30 年 3 月] (国立社会保障・人口問題研究所))

2-2-4. 近隣自治体との人口移動の状況

- ・平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の転出入総数は近隣 5 市区*が 4 割強を占め、平成 27 年の通勤・通学による流出入総数は近隣 5 市区が 5 割以上を占めています。
- ・特に、瀬戸市と名古屋市守山区との関係が密接であり、本市と他都市との関係は名鉄瀬戸線による結びつきが強いことがうかがえます。

▼転出入状況 (平成 22 年～平成 27 年)

近隣 5 市区の転出入総数に対する割合 (41.6%)
 鉄道沿線の守山区、瀬戸市 (26.8%)



▼通勤・通学による流出入状況 (平成 27 年)

近隣 5 市区の流出入総数に対する割合 (54.6%)
 鉄道沿線の守山区、瀬戸市 (35.7%)



図 人口移動の状況

(資料：国勢調査)

* 「近隣 5 市区」：隣接 4 市区 (名古屋市守山区、名東区、瀬戸市、長久手市) 及び春日井市。

2-3. 空き家及び低未利用地

- ・ 空き家及び低未利用地[※]は市全域に分布しています。
- ・ 鉄道駅周辺の状況を見ると、古くからの中心市街地である三郷駅周辺では、空き家や低未利用地が比較的多く分布しています。また、尾張旭駅の北側には、まとまって平面駐車場が分布しています。なお、北原山土地区画整理事業区域内は、令和2年現在で同事業が施行中のため、低未利用地が多くなっています。
- ・ 人口減少により、空き家や低未利用地が各所で増加する、いわゆる“都市のスポンジ化”が懸念されます。

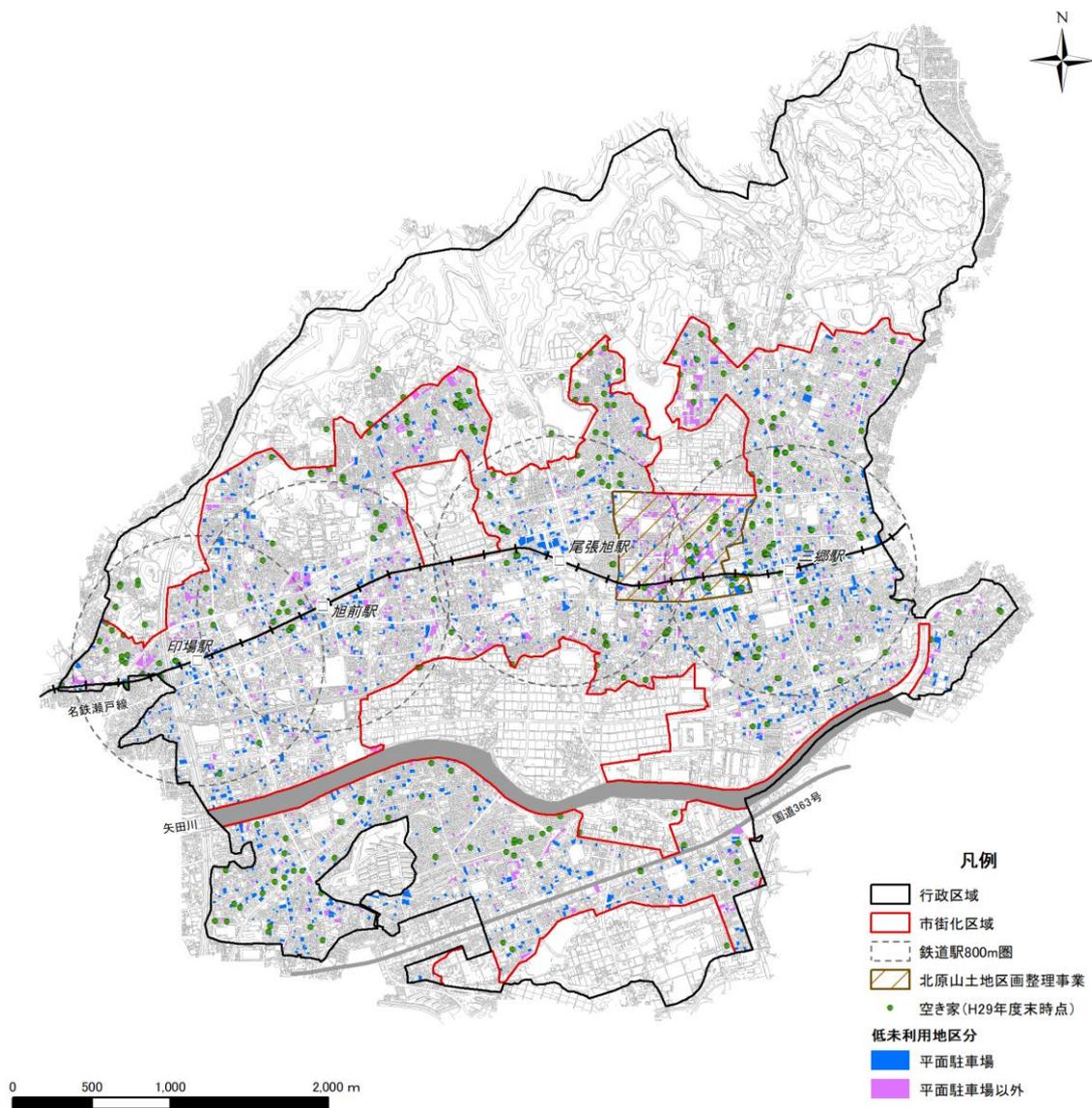


図 空き家・低未利用地分布図

(資料：空き家は庁内資料、低未利用地は平成30年度都市計画基礎調査)

※「低未利用地」：都市計画基礎調査における土地利用区分の一つ。このうち、平面駐車場以外とは、更地、建物跡地、空き地等の未利用地を示します。

2-4. 公共交通

2-4-1. 鉄道の運行状況

- ・本市の多くの市民が利用している駅は、名鉄瀬戸線の4駅のほかに名古屋市に位置する地下鉄東山線藤が丘駅含め5駅あります。
- ・自転車によるアクセスが可能な鉄道駅から2.0km圏は概ね市域をカバーしています。また、各駅へのアクセス手段（端末交通手段※）は、市内4駅では徒歩や自転車の割合が高くなっていることから、市内の多くの地域が徒歩や自転車等でアクセスしやすいと言えます。
- ・なお、藤が丘駅へのアクセス手段では、バスの割合が最も高くなっています。

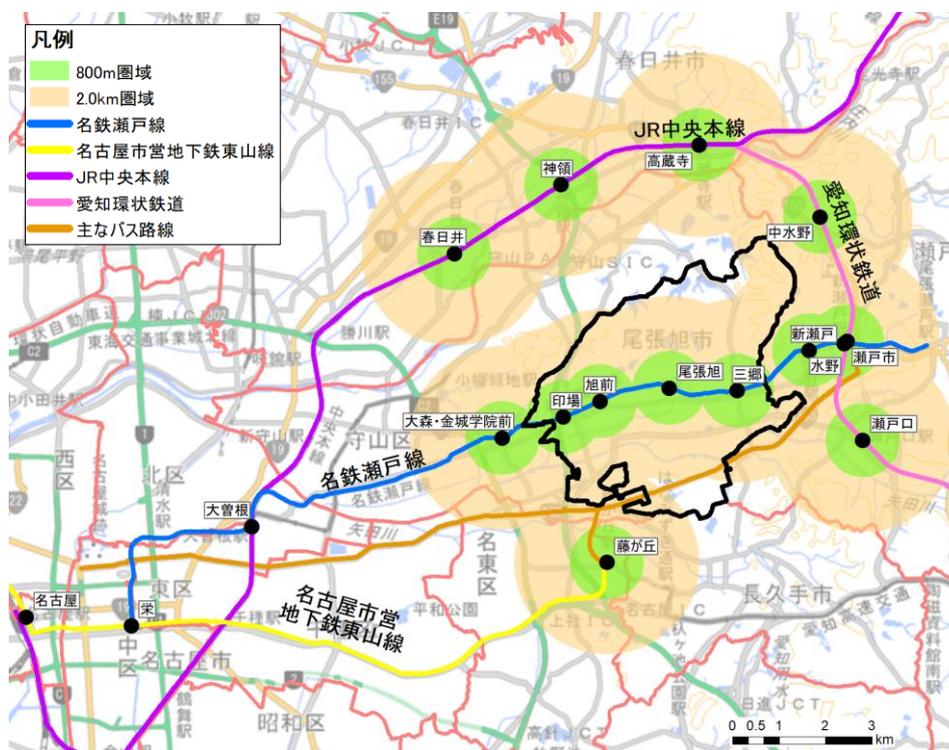


図 本市の都市交通の状況

（資料：国土数値情報、国土地理院地図）

表 平日の鉄道駅利用者（乗車、通勤・通学）の端末交通手段別割合

手段	目的地	名古屋鉄道				地下鉄
		印場駅	旭前駅	尾張旭駅	三郷駅	藤が丘駅
徒歩		74.5%	66.7%	33.6%	60.8%	0.0%
自転車		16.7%	30.4%	45.4%	33.6%	29.5%
バス		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.7%
自動車		6.4%	2.8%	19.2%	5.6%	16.8%
自動二輪		2.5%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%
不明		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%

四捨五入の影響で合計が100%にならない場合があります

（資料：第5回中京都市圏パーソントリップ調査）

※「端末交通手段」：目的地までの利用交通手段。上表の場合には、鉄道駅に行く際の利用交通手段。

2-4-2. バスの運行状況

- ・本市の路線バスには、民間事業者である名鉄バス、公営事業者である名古屋市交通局（名古屋市営バス）、尾張旭市の市営バス「あさぴー号」があります。
- ・名鉄バスは、国道 363 号を經由して名古屋市都心部（名古屋駅、栄地区、県庁等）、名古屋市営地下鉄東山線藤が丘駅、瀬戸市を結ぶ本地ヶ原線が基幹路線です。
- ・名古屋市営バスは、藤が丘駅と本市西部を經由して名古屋市守山区志段味地区を結ぶ路線（藤丘 12 号系統）、旭ろうさい病院と守山区各地を結ぶ路線（志段味巡回）等があります。
- ・市営バス「あさぴー号」は、市役所を起点として、名鉄瀬戸線や名鉄バス、名古屋市営バスのサービスが十分享受できない地域を中心に、西ルート及び東ルートとして毎日（平日 9 便、土休日 5 便）双方向の循環運行をしています。

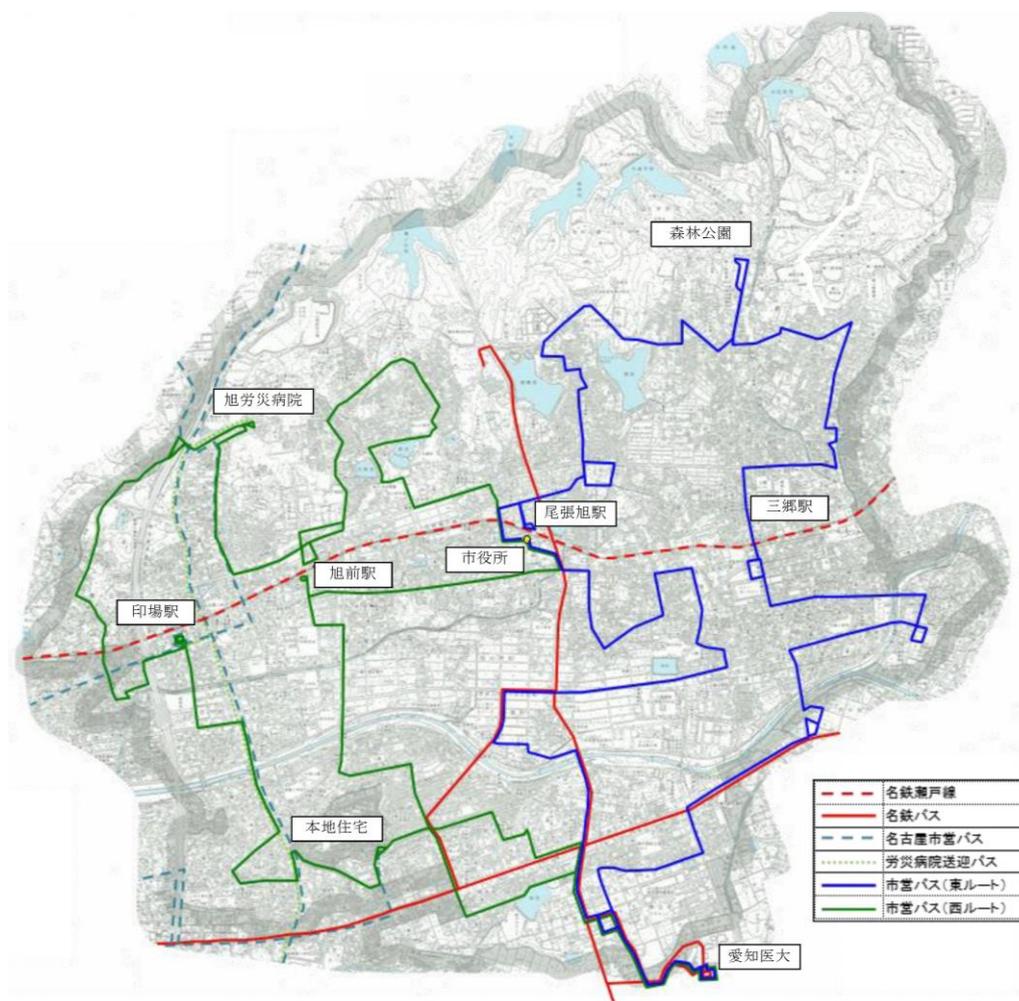


図 公共交通路線図

(資料：令和元年度尾張旭市営バス利用状況報告書)

2-4-3. 公共交通カバー圏域

- 公共交通沿線地域^{※1}は、本市の人口の約97%をカバーしています。
- 基幹的公共交通路線^{※2}の人口カバー率は約61%であり、名鉄瀬戸線と国道363号のバス路線の2系統に分かれています。
- 高齢化が進み、自動車を運転しない人が増加することが想定され、公共交通のニーズがさらに高まることが見込まれます。

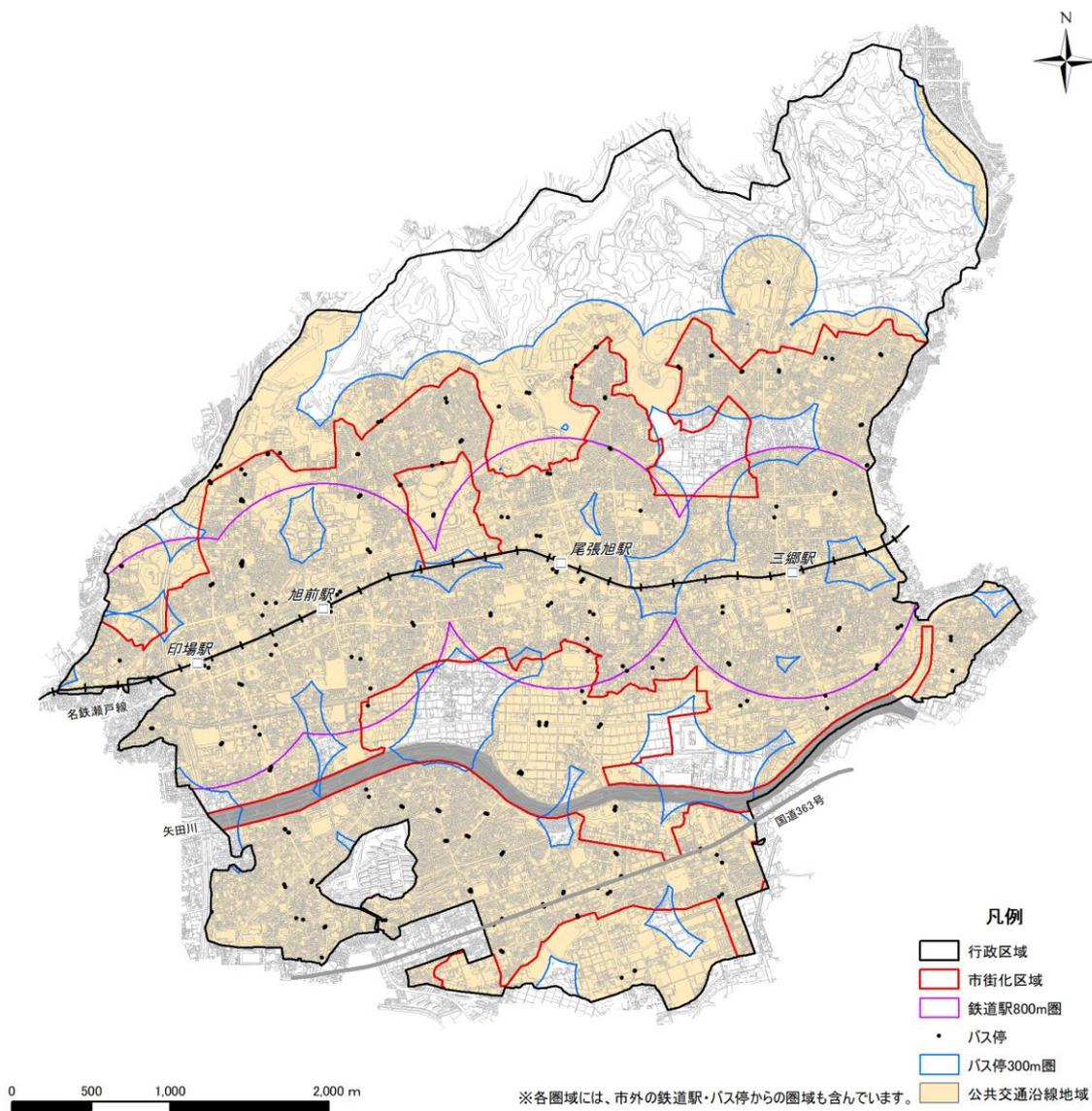


図 公共交通沿線地域

(資料：オープンデータ【平成30年時点】、各事業者webサイト【平成30年時点】)

※1「公共交通沿線地域」：全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）

※2「基幹的公共交通路線」：運行頻度が片道30本/日以上 of 鉄道駅又はバス停

（※1,2とも「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）を参考に設定）

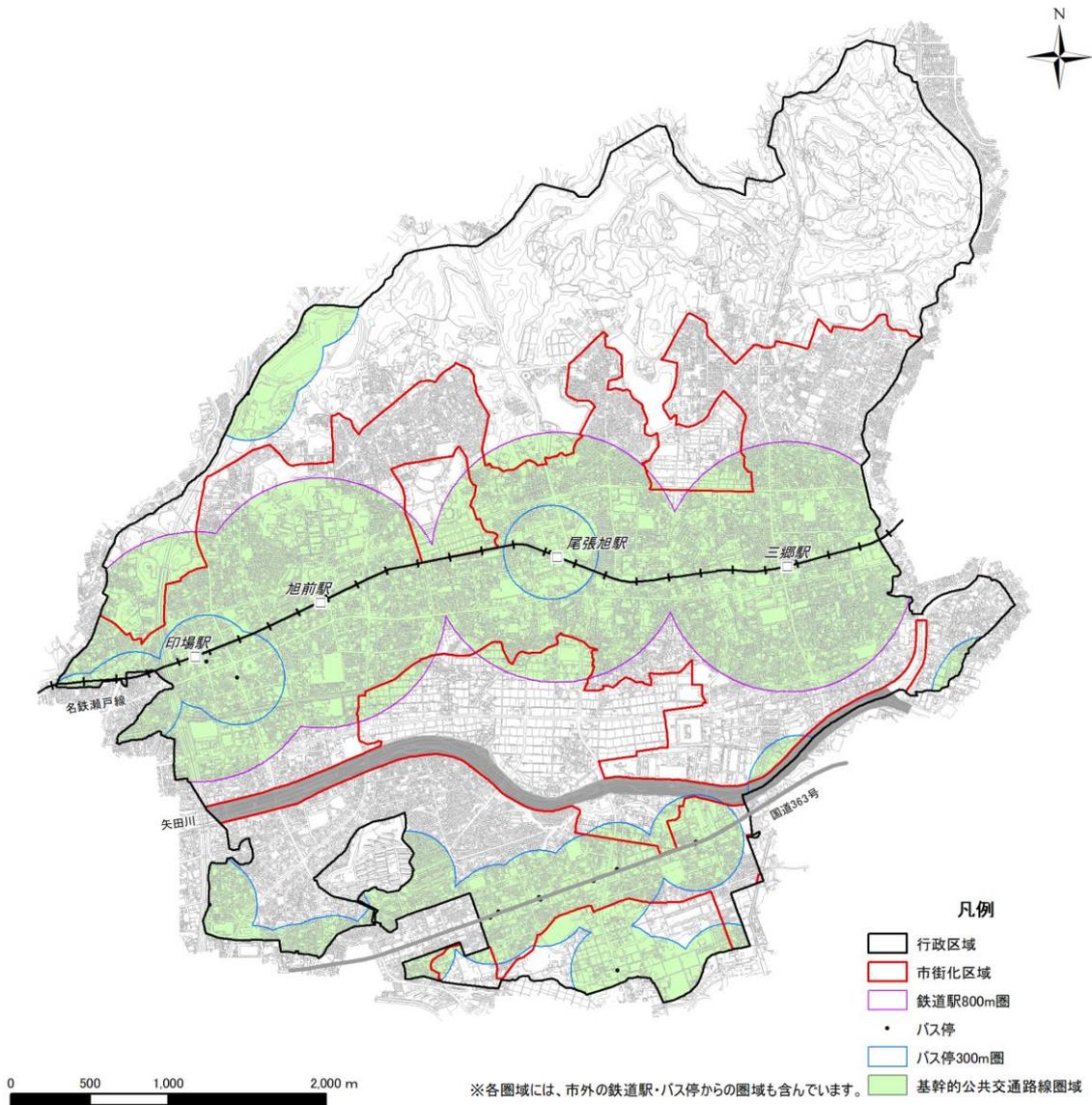


図 基幹的公共交通路線圏域

(資料：オープンデータ【平成30年時点】、各事業者webサイト【平成30年時点】)

2-5. 商業

- ・商業の従業者数は平成14年以降、減少傾向にあります。また、商店数は平成9年以降、減少傾向にあります。
- ・年間販売額は平成16年を、売場面積は平成14年をピークに減少傾向にあります。一方で、小売商業床効率※は平成6年から平成14年にかけて減少したものの、その後は横ばいが続いています。

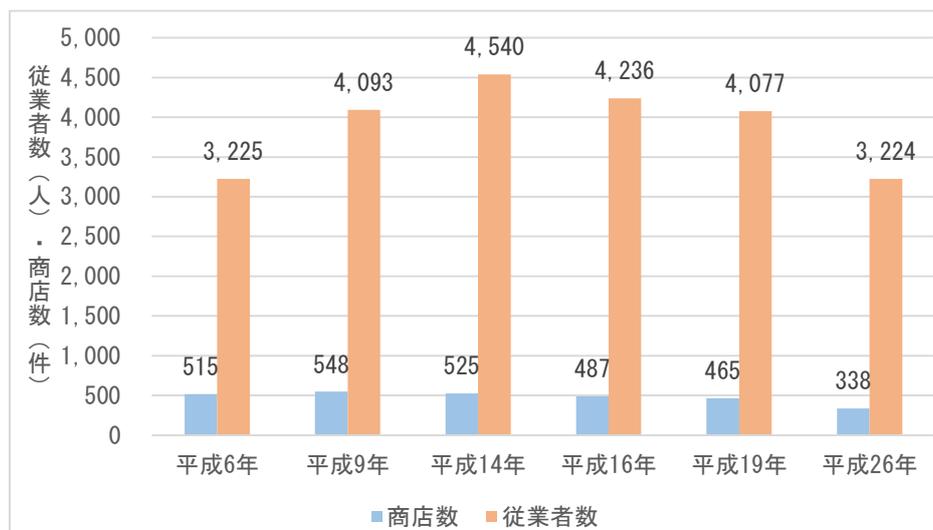


図 小売業の商店数・従業者数の推移

(資料：商業統計調査)

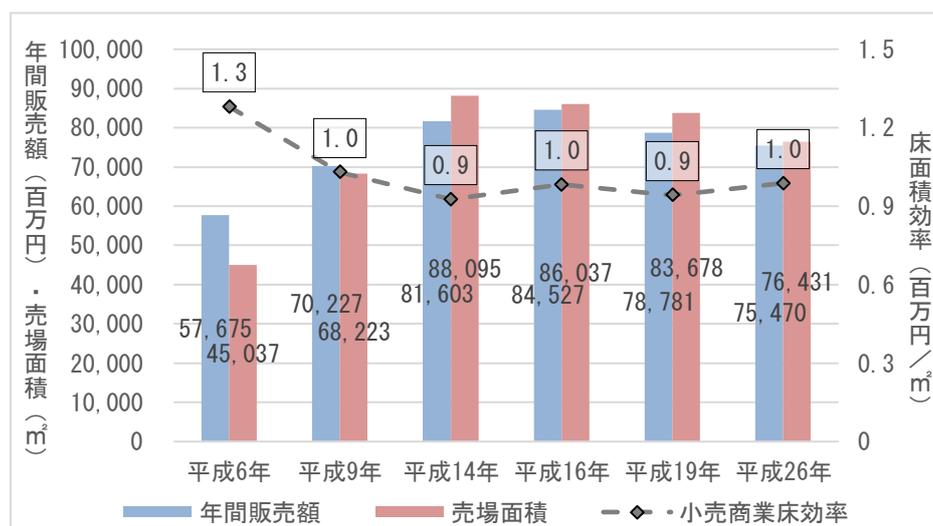


図 小売業の年間販売額、売場面積、小売商業床効率の推移

(資料：商業統計調査)

※「小売商業床効率」：売場面積あたりの年間販売額

2-6. 地価

- ・地価公示価格は平成12年以降、下落傾向でしたが、平成24年以降、徐々に上昇傾向にあります。
- ・三郷駅周辺の商業地の地価は、平成22年からほぼ変わらず、国道363号沿いの商業地や、印場駅周辺の住宅地よりも地価が低くなっています。人口減少により、空き地及び低未利用地が増加し、駅周辺の魅力低下が進行するおそれがあります。
- ・印場駅周辺では、商業地の地価が住宅地の地価よりも低くなっています。

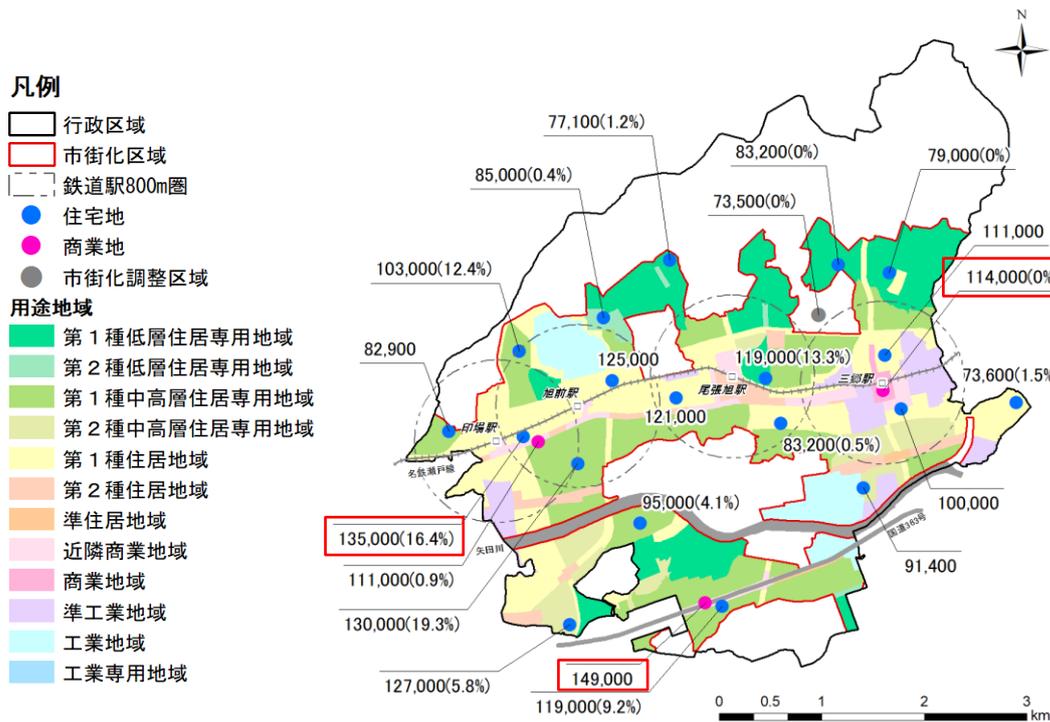


図 地価公示（括弧内は平成22年からの増減率）

（資料：令和2年地価公示）

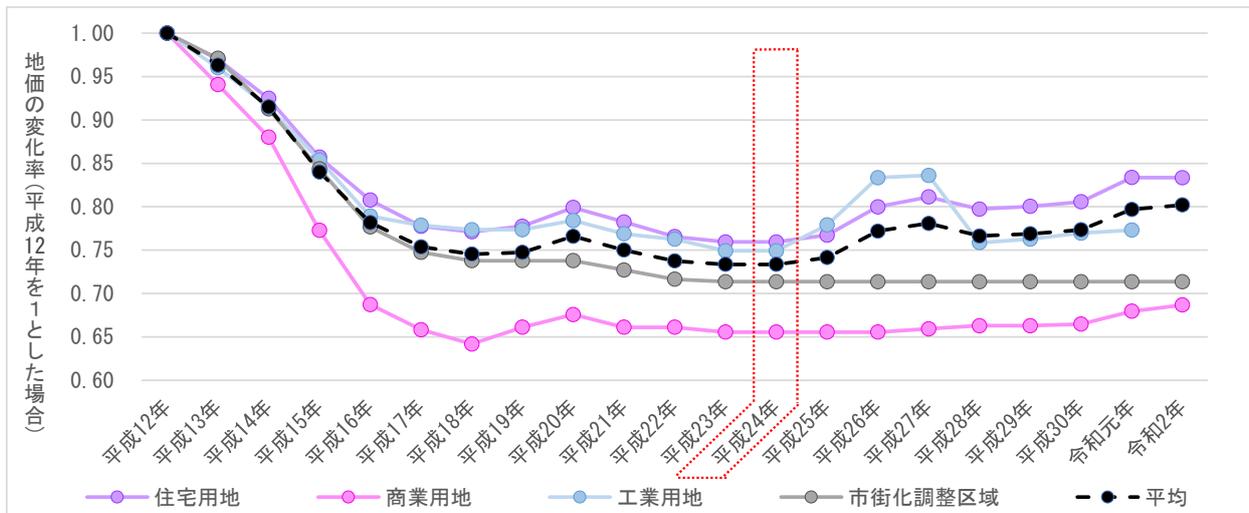


図 地価公示価格の変遷

（資料：地価公示）

2-7. 財政

2-7-1. 普通会計の推移

- ・普通会計決算規模については、平成24年度以降、歳入・歳出ともに増加傾向となっています。
- ・令和元年度は、大型事業が平成30年度に完了したため、前年度と比較して歳入は約6.5億円、歳出は約9.5億円減少しています。

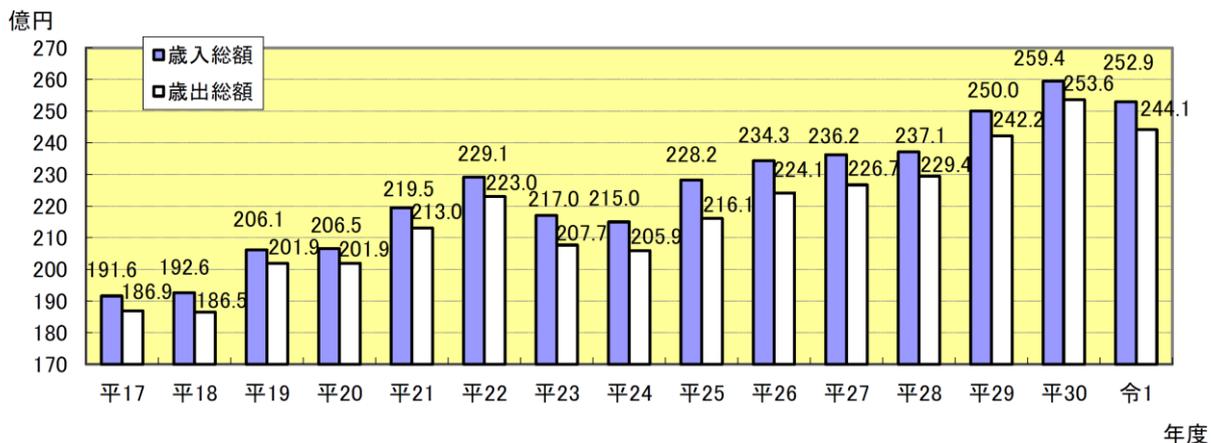


図 普通会計決算規模の推移

(資料：尾張旭市の各種財政指標の推移)

2-7-2. 歳出（目的別）

- ・本市の歳出のうち、教育費、土木費、民生費は、平成24年度から徐々に増加しています。
- ・社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費等を含む民生費では、平成22年度の72.9億円から令和元年度には98.0億円と、9年間で約1.3倍に増加しています。
- ・今後さらに高齢化が進むことで、民生費等の一層の増加が懸念されます。

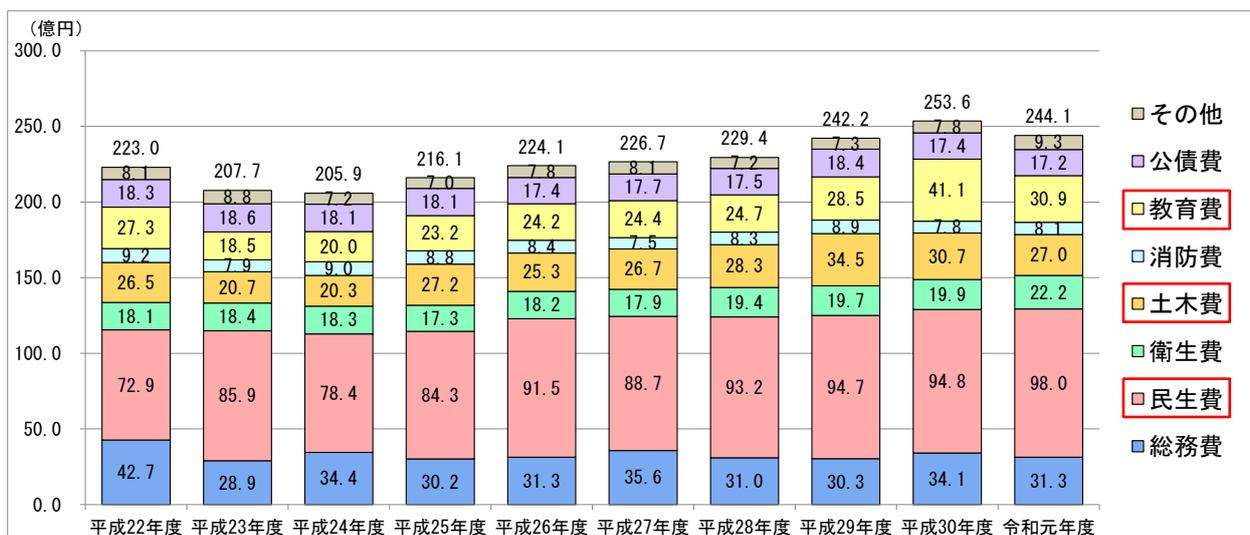


図 歳出の推移

(資料：平成30年度までは愛知県の「県内市町村の財政状況資料集」、令和元年度は市の決算統計検収調書)

2-7-3. 公共施設等の更新費用

- ・耐用年数を迎えた公共施設等を全て更新するものとして費用を計算した場合、その更新費用は毎年12.7億円不足することが想定されます。
- ・本市の公共施設等総合管理計画では、公共サービスの効率化や公共施設等の計画的な更新を行っていくこととしています。

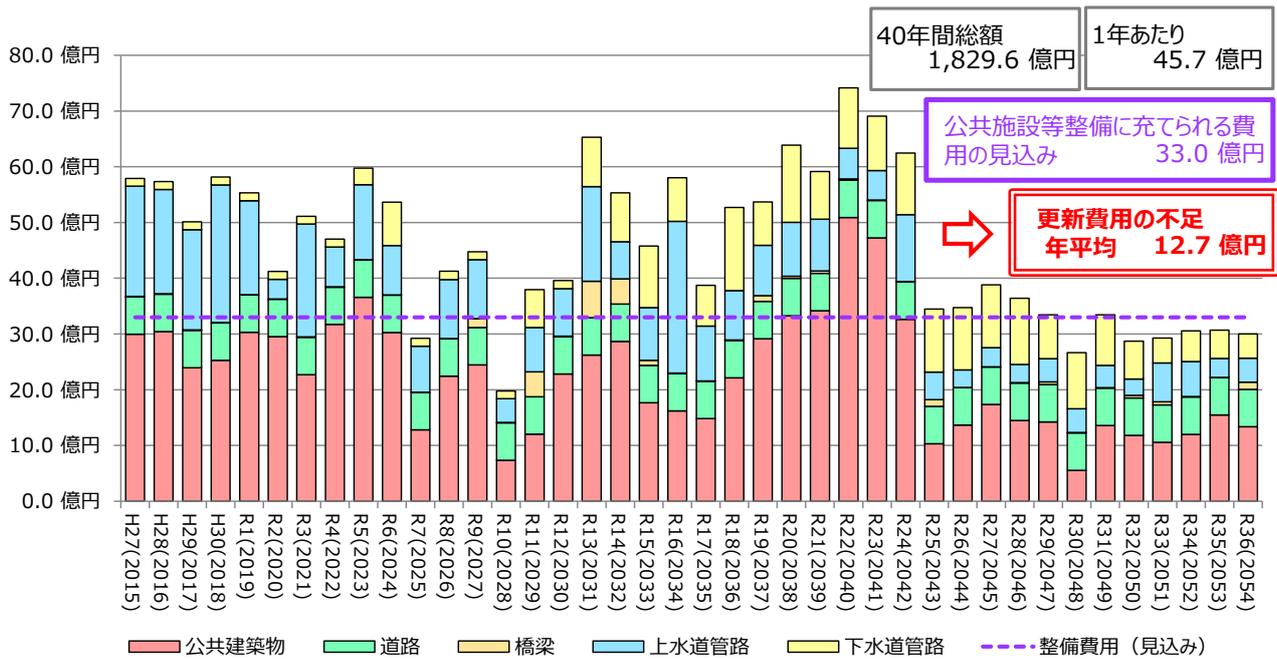
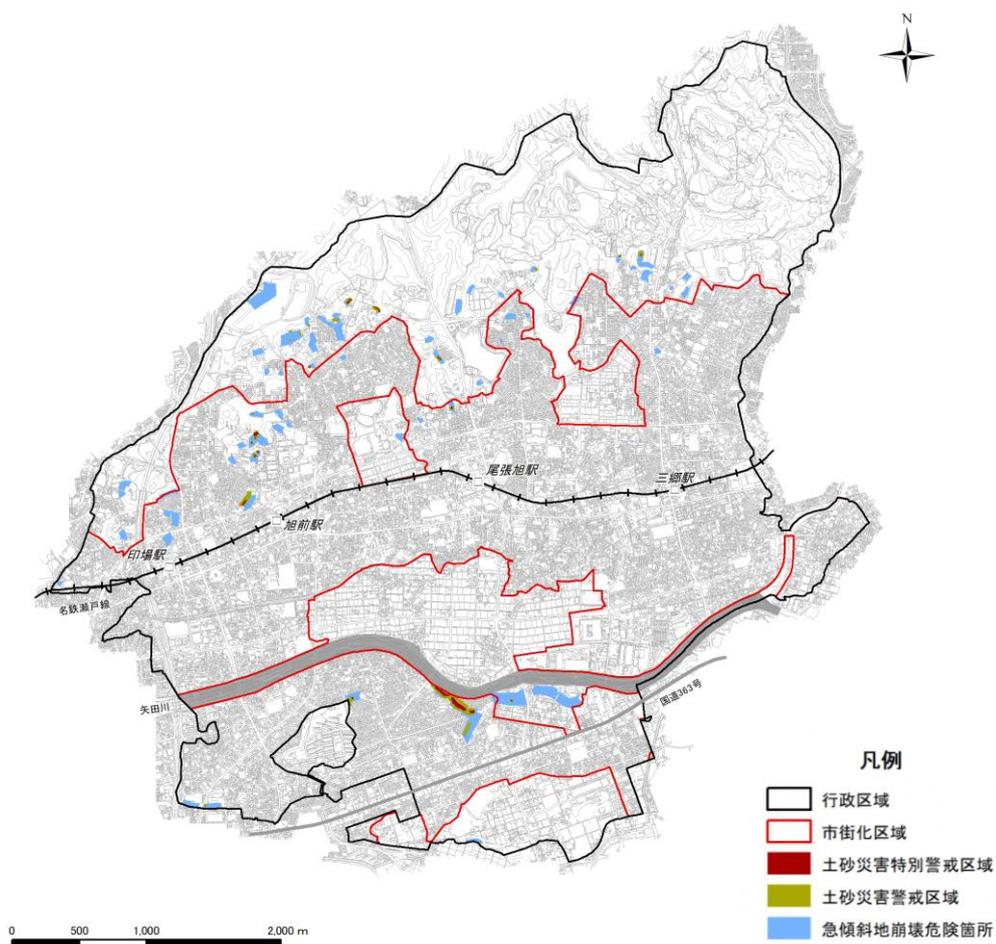


図 公共施設等全体更新費用試算

(資料：尾張旭市公共施設等総合管理計画)

2-8. ハザードエリアの状況

- ・土砂災害等に関するハザードエリアが、市街化区域内にも指定されています。
- ・洪水浸水に関するハザードエリアをみると、想定最大規模の降雨が発生した場合の浸水区域は市街化区域内にも想定され、1m～3mの浸水深が想定されている箇所も存在します。また、発生確率の高い計画規模の降雨が発生した場合の浸水区域も、範囲は狭いものの市街化区域の一部に想定されています。
- ・避難が困難な高齢者の増加や、人口減少に伴う地域コミュニティの低下により、避難行動の遅れ等が懸念されます。



急傾斜地崩壊危険箇所

⇒傾斜度30度以上、がけ高5メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家または官公署、学校、病院等に被害を生ずるおそれがある箇所

土砂災害警戒区域

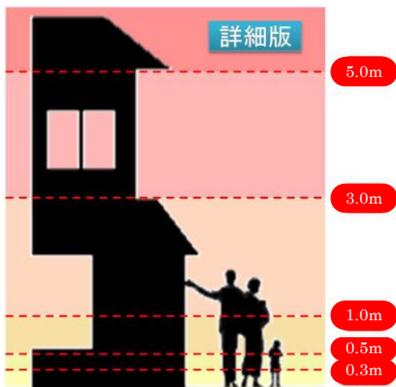
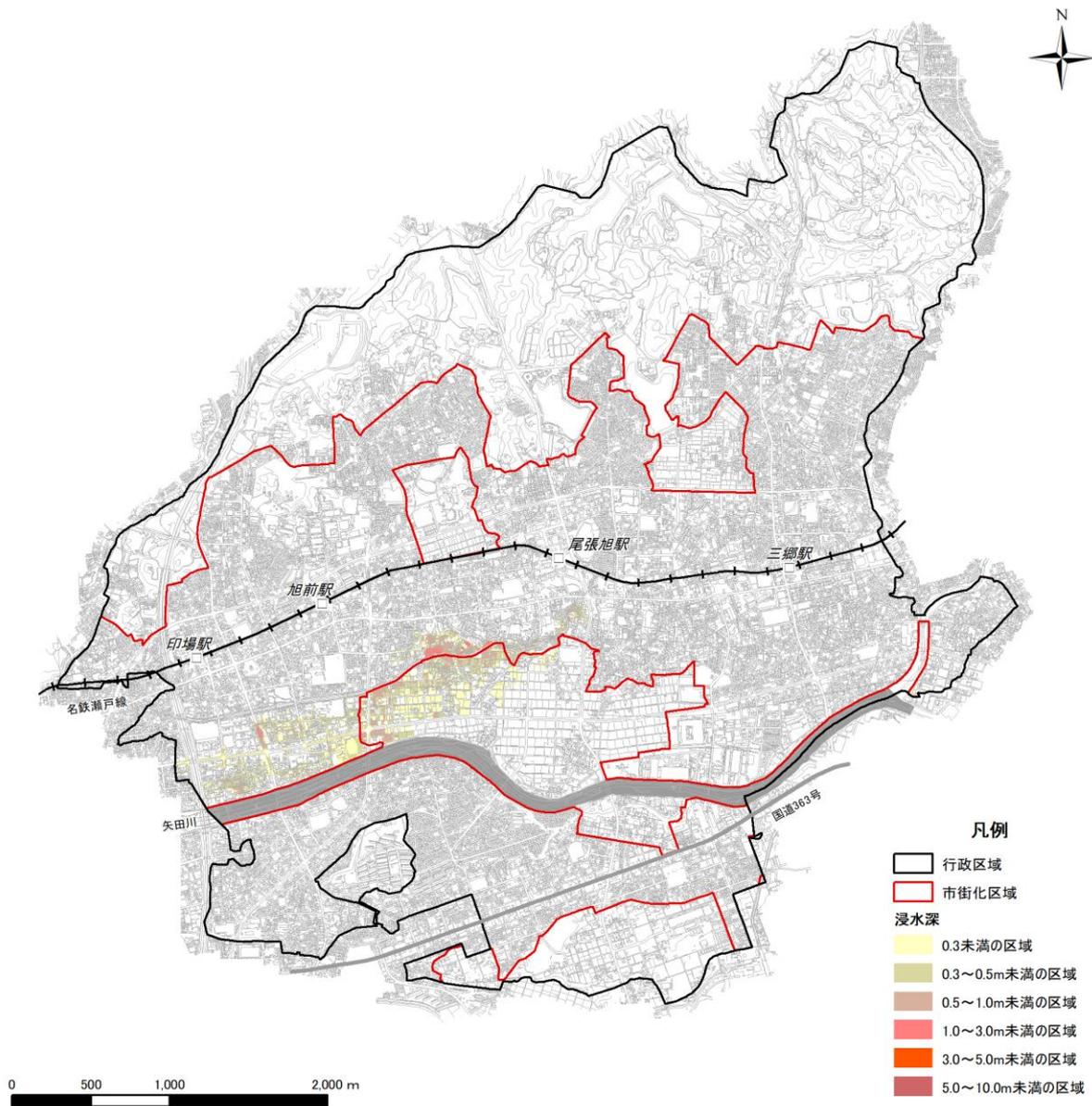
⇒土石流や急傾斜地の崩壊、地滑りなどの土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。

土砂災害特別警戒区域

⇒土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれのある区域で、開発行為の制限や建築物の構造規制等を行う区域。

図 土砂災害等に関するハザードエリア

(資料：愛知県)



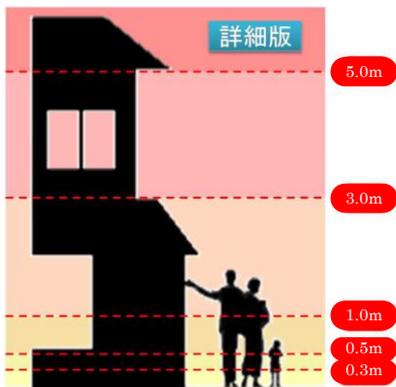
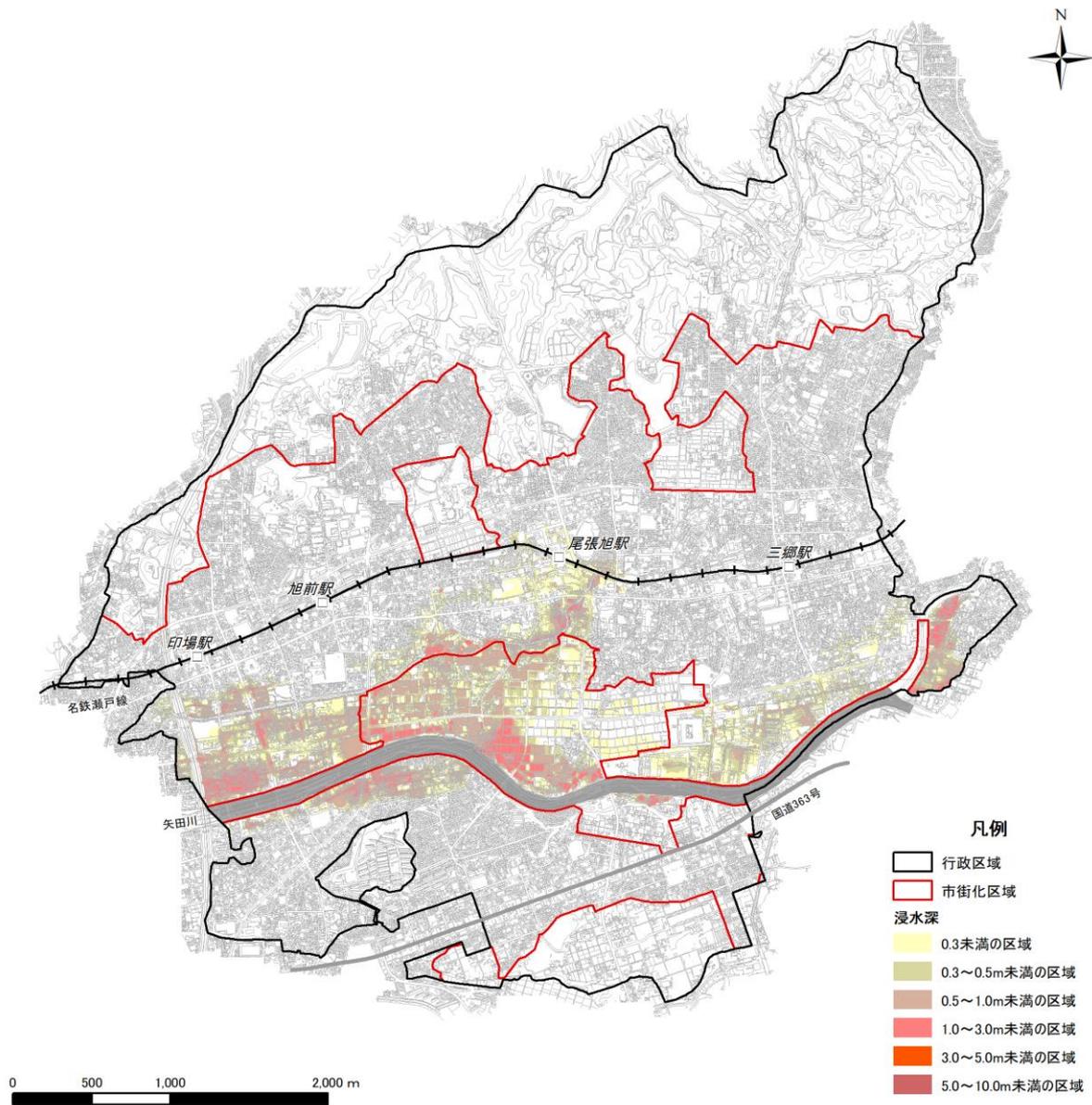
浸水予想図

⇒水防法で指定された河川（洪水予報河川、水位周知河川）において作成する「洪水浸水想定区域図」のほか、水防法の指定区間外（上流部や支川）についても浸水リスク情報として掲載した図。

計画規模の降雨とは、矢田川においては、発生確率100年に1度の降雨です。（24時間総雨量：387mm）
 【参考】東海豪雨の最大24時間降水量：534.5mm
 （名古屋地方気象台HPより）

図 浸水予想図（計画規模の降雨）

（資料：浸水予想図は愛知県、浸水深の目安は「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省））



浸水予想図

⇒水防法で指定された河川（洪水予報河川、水位周知河川）において作成する「洪水浸水想定区域図」のほか、水防法の指定区間外（上流部や支川）についても浸水リスク情報として掲載した図。

想定規模最大の降雨とは発生確率 1000 年に 1 度の降雨です。
 (24 時間総雨量：735mm)
 【参考】東海豪雨の最大 24 時間降水量：534.5mm
 (名古屋地方気象台 HP より)

図 浸水予想図（想定最大規模の降雨）

(資料：浸水予想図は愛知県、浸水深の目安は「水害ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省))

2-9. 各種生活サービス施設の分布状況

2-9-1. 医療施設（内科・外科）

- ・医療施設のうち外科は、800m圏域^{※1}で約81%、500m圏域^{※2}で約51%の人口をカバーしています。
- ・医療施設のうち内科は、800m圏域で約97%、500m圏域で約73%の人口をカバーしています。

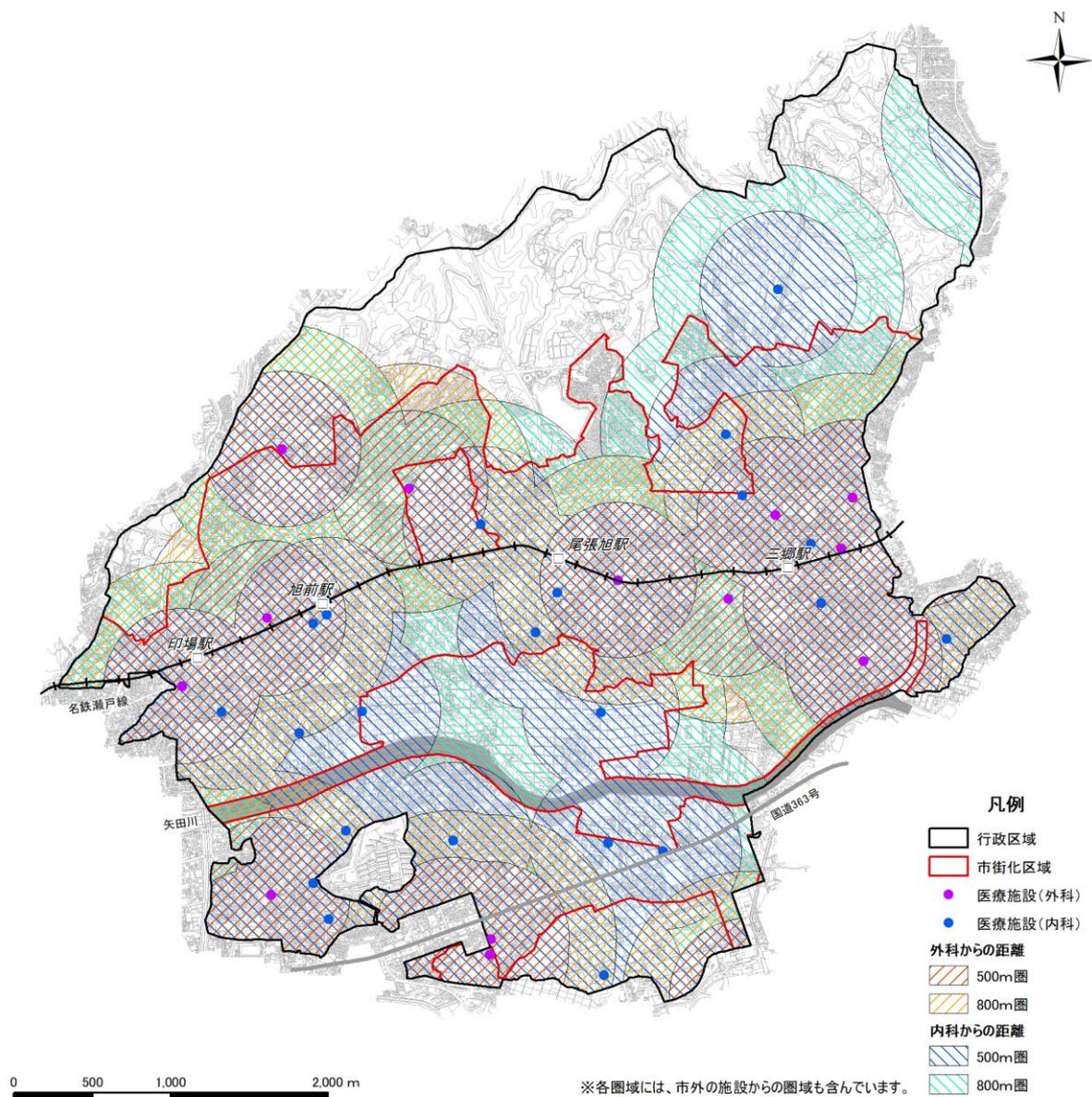


図 医療施設（内科・外科）の分布図

（資料：市オープンデータ【平成30年2月5日時点】、
各地域医師会WEBサイト【平成31年1月15日時点】、
各施設WEBサイト【平成31年1月15日時点】）

※1 「800m圏」：一般的な徒歩圏(分速80m×10分)

※2 「500m圏」：高齢者の徒歩圏(分速50m×10分)

(※1, 2とも「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省)を参考に設定)

2-9-2. 福祉施設（高齢者通所系施設）

- 福祉施設の高齢者通所系施設※は、800m圏域で約98%、500m圏域で約80%の高齢者人口をカバーしています。

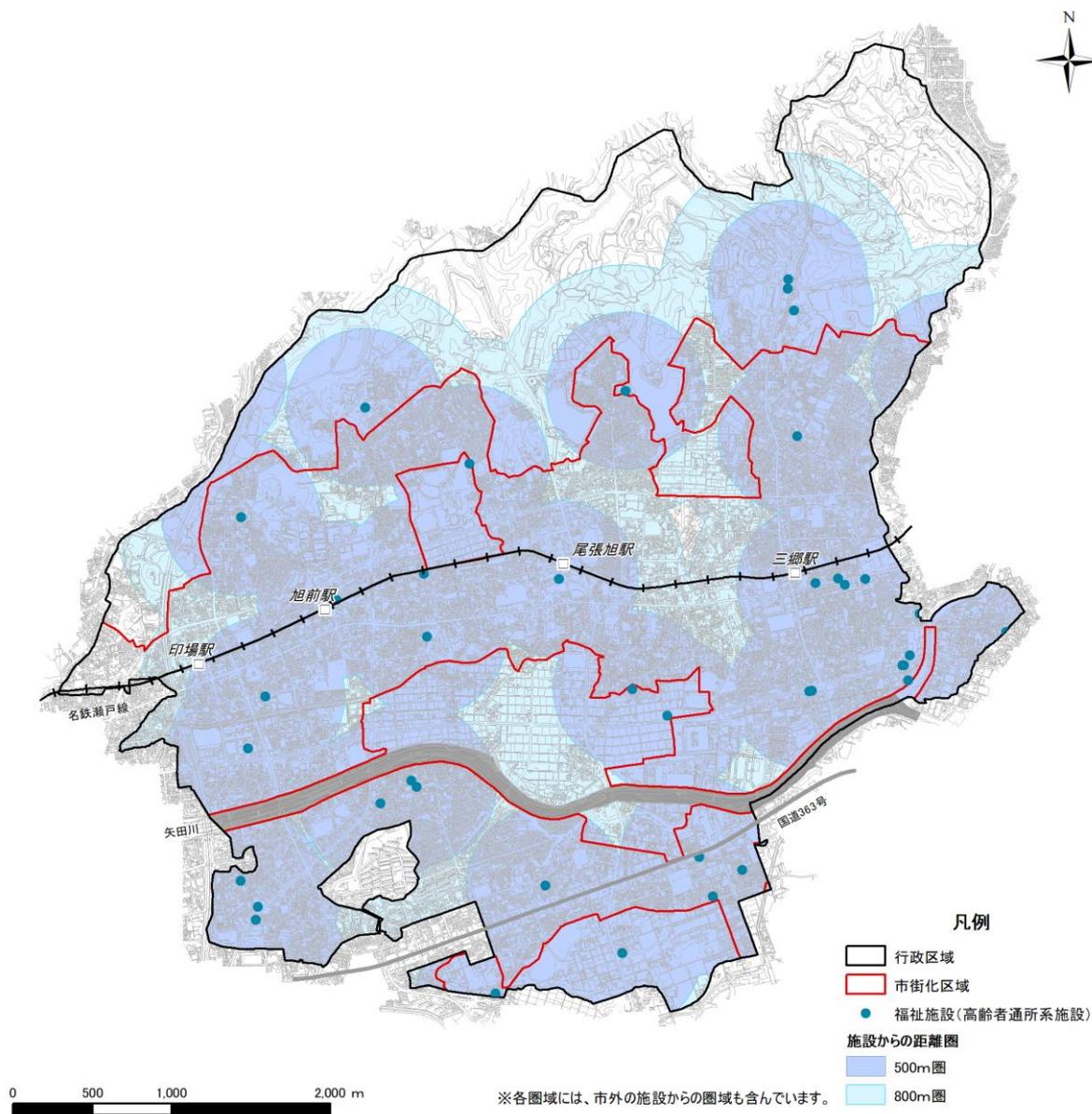


図 福祉施設（高齢者通所系施設）の分布図

（資料：市オープンデータ【平成30年2月5日時点】、
各施設WEBサイト【平成31年1月15日時点】）

※「高齢者通所系施設」：主に自宅から通ってサービスを受ける「通所介護施設」、「認知症対応型通所介護施設」、「地域密着型通所介護施設」、「小規模多機能型居宅介護施設」を対象としています。

2-9-3. 商業施設（食料品スーパー等・コンビニエンスストア）

- ・食料品スーパー等^{*}は、800m圏域で約 83%、500m圏域で約 60%の人口をカバーしていますが、印場駅については、500m圏内に食料品スーパー等が立地していません。
- ・なお、食料品スーパー等の800m圏域とコンビニエンスストアの500m圏域を合わせると、92%の人口をカバーしています。
- ・店舗面積が3,000 m²を超える食料品スーパー等は、三郷駅や尾張旭駅周辺に多く立地しています。
- ・鉄道駅周辺の商業系施設の延床面積をみると、三郷駅が最も大きく、次いで尾張旭駅となっています。

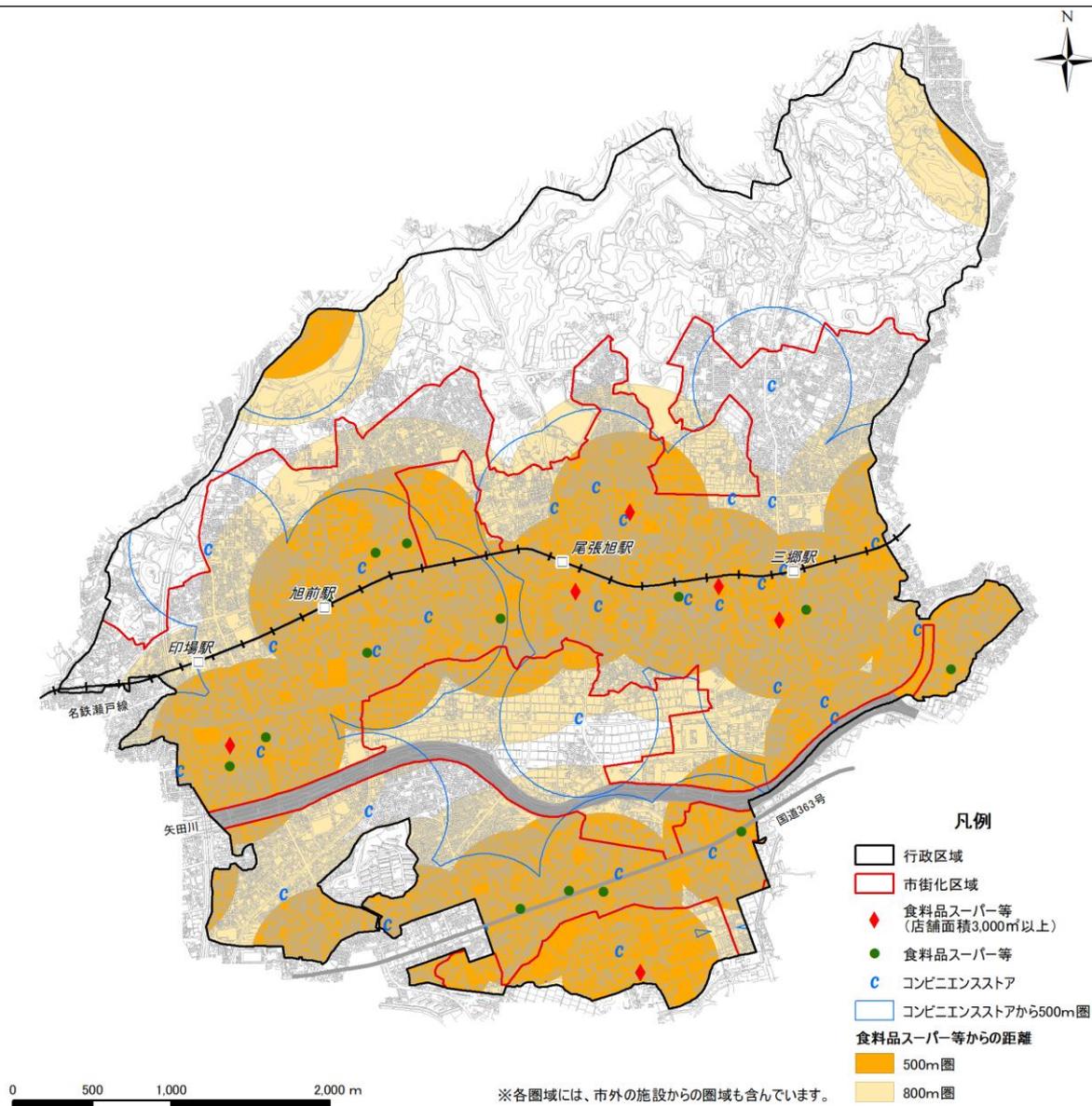


図 商業施設（食料品スーパー等・コンビニエンスストア）の分布図

（資料：全国大型小売店総覧 2018、iタウンページ【平成 30 年 12 月時点】、日本ショッピングセンター協会及び各社公式 WEB サイト【平成 30 年 12 月時点】）

※ 「食料品スーパー等」：食料品を販売するドラッグストアを含めて、「食料品スーパー等」としています。

2-9-4. 生活利便性の高い地域

- ・各種生活サービス施設カバー圏域*と基幹的公共交通路線圏域が重複する、生活利便性の高い地域は、約54%の人口カバー率となっています。

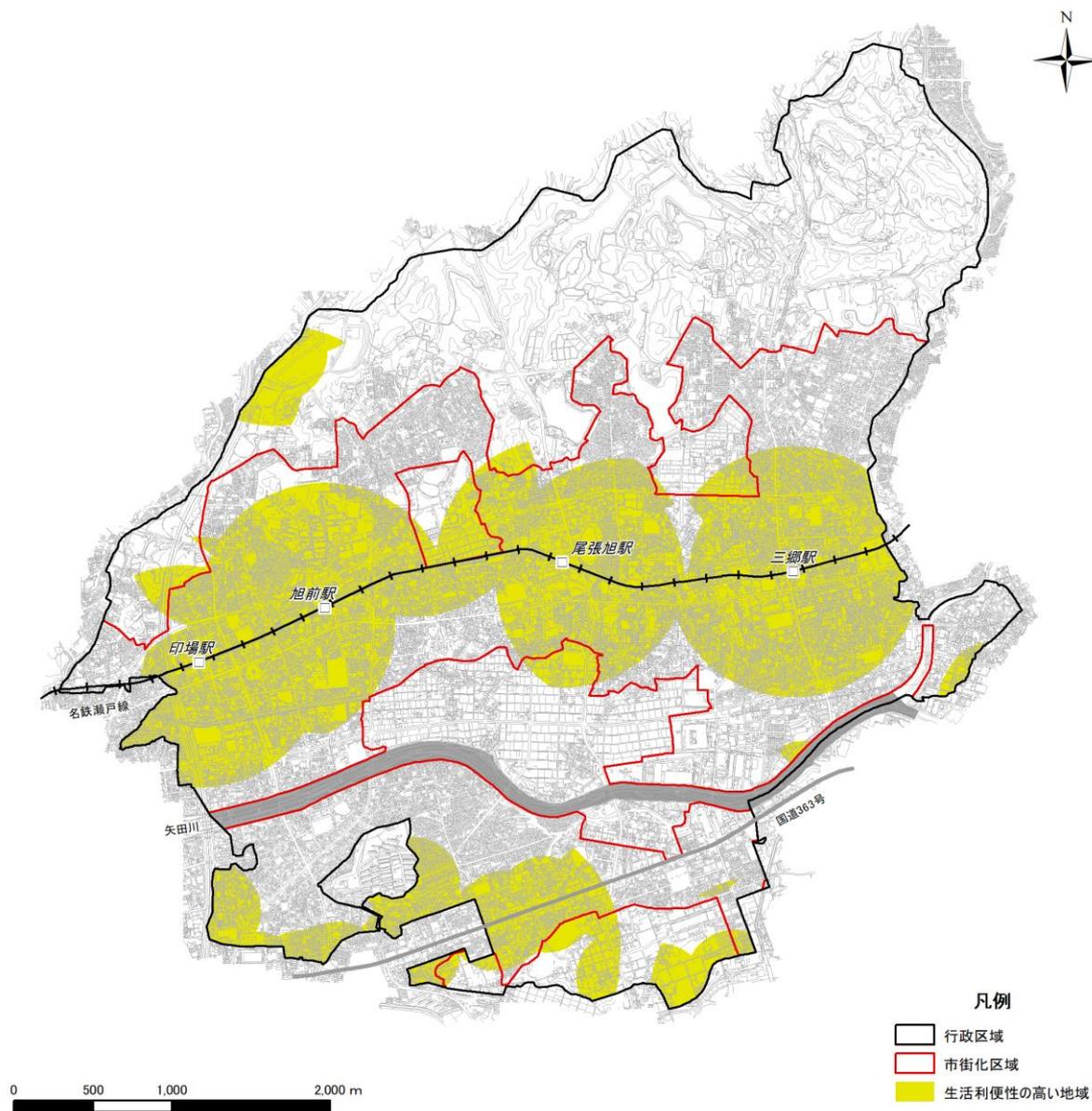


図 生活利便性の高い地域

(各種生活サービス施設カバー圏域と基幹的公共交通路線圏域の重複区域)

※「各種生活サービス施設カバー圏域」：医療施設（内科）及び医療施設（外科）、福祉施設（高齢者通所系施設）、商業施設（食料品スーパー等・コンビニエンスストア）のカバー圏域が重複する区域を指します。カバー圏域の施設からの距離は、コンビニエンスストアは500mで、その他は800mです。

第3章 立地適正化計画の基本的な方針

3-1. 解決すべき課題

第2章の結果を踏まえ、本市が将来にわたり持続可能な都市として発展をめざす上での課題を、「居住」「都市機能」「交通ネットワーク」の3つの視点で整理します。

■ 居住の視点

多様な居住ニーズへの対応

性別や障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までの誰もが住みやすい住環境の整備が必要です。

子育て環境の更なる充実

子育て世代を中心とした、比較的若い世代の流出（社会減）を抑制するため、地域に根ざした子育て環境の充実が必要です。

安全・安心な住環境の確保

災害による被害を防止し、空き家等の増加を抑制するとともに、適切な居住の誘導が必要です。

■ 都市機能の視点

生活利便性の確保

人口の維持や居住地の選択には、子育てや高齢者福祉、医療、商業等の生活の利便性に密接に関わる都市機能の適切な配置が必要です。

名鉄瀬戸線沿線を中心とした都市機能の集約

既存の都市機能が多く集積し、歴史的にも本市のまちづくりの骨格を形成してきた名鉄瀬戸線の駅周辺や沿線における都市機能の維持、確保が必要です。

駅周辺整備による交流機会や活力の創出

駅の交通結節点としての特性を活かした、人と人の交流機会の創出や魅力ある市街地の整備による活力の創出が必要です。

■ 交通ネットワークの視点

公共交通の維持

高齢化等により自動車を運転しない人が増加し、公共交通のニーズがさらに高まることから、現在の公共交通サービスを高水準で将来にわたって維持することが必要です。

3-2. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

都市の課題の解決に向け、本計画におけるまちづくりの方針を、以下のとおり定めます。

(基本方針1：居住の視点)

●誰もが住みやすく、安全・安心に暮らすことができる住環境の形成を図り、
居住地として選ばれるまちづくりを進めます。

名古屋市近郊の住宅都市のうち、本市が「住み続けたいまち」として選ばれるためには、多様な居住ニーズに対応し、様々な世代が住んでみたい、住んで良かったと思える住環境づくりが重要となります。そのため、土地区画整理事業や公共下水道の整備等による都市基盤の形成を推進するとともに、本市の特徴である緑豊かな公園やため池等の水辺を活かしたまちづくりを進めます。

また、洪水をはじめとした災害による被害を防止するための適切な居住誘導や、空き家対策の推進による安全・安心な住環境の維持に努めます。

(基本方針2：都市機能の視点)

●生活利便性の高い都市機能を維持し、都市としての魅力や活力の創出を図り、
いきいきと元気な拠点づくりを進めます。

いきいきと元気なまちとしてあり続けるには、子どもから大人まで、そして地域や産業に活気があふれ、誰もが元気に暮らせるまちであることが重要となります。そのため、周辺の各都市機能をつなぐ駅の交通結節点としての特性を活かし、名鉄瀬戸線各駅の周辺市街地に、都市機能の立地を進め、生活利便性の高い都市を将来にわたって維持します。

また、各種サービスの充足によって都市の魅力を高めるとともに、駅周辺を日常生活の中で人々が集い、交流が生まれる場として整備することで、にぎわいと活力の創出を図ります。

(基本方針3：交通ネットワークの視点)

●高齢化に対応した公共交通の維持、コンパクトな都市の特性を活かした交通環境の充実を図り、
歩いて出かけたくなるまちづくりを進めます。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが出かけたくなるまちとなるには、自家用車に依存することなく、目的地までの移動がしやすい利便性の高さが重要となります。そのため、市内のどの居住地からでも各拠点間への移動を可能にする公共交通サービスの確保と公共交通ネットワークの利便性の堅持及び向上を図ります。

また、コンパクトな都市構造を活かし、交通環境の充実による移動の快適性の向上を図るとともに、居心地が良く歩いて出かけたくなる「ウォーカブル」なまちなかづくりの環境整備を進めます。

3-3. めざすべき都市の骨格構造

めざすべき都市の骨格構造は、「都市の拠点（中心拠点、生活拠点）」と、それぞれの居住地から拠点にアクセスするための「公共交通ネットワーク（基幹的な公共交通軸等）」で構成します。

これを踏まえて、本市のめざすべき都市の骨格構造を図示すると以下のとおりです。

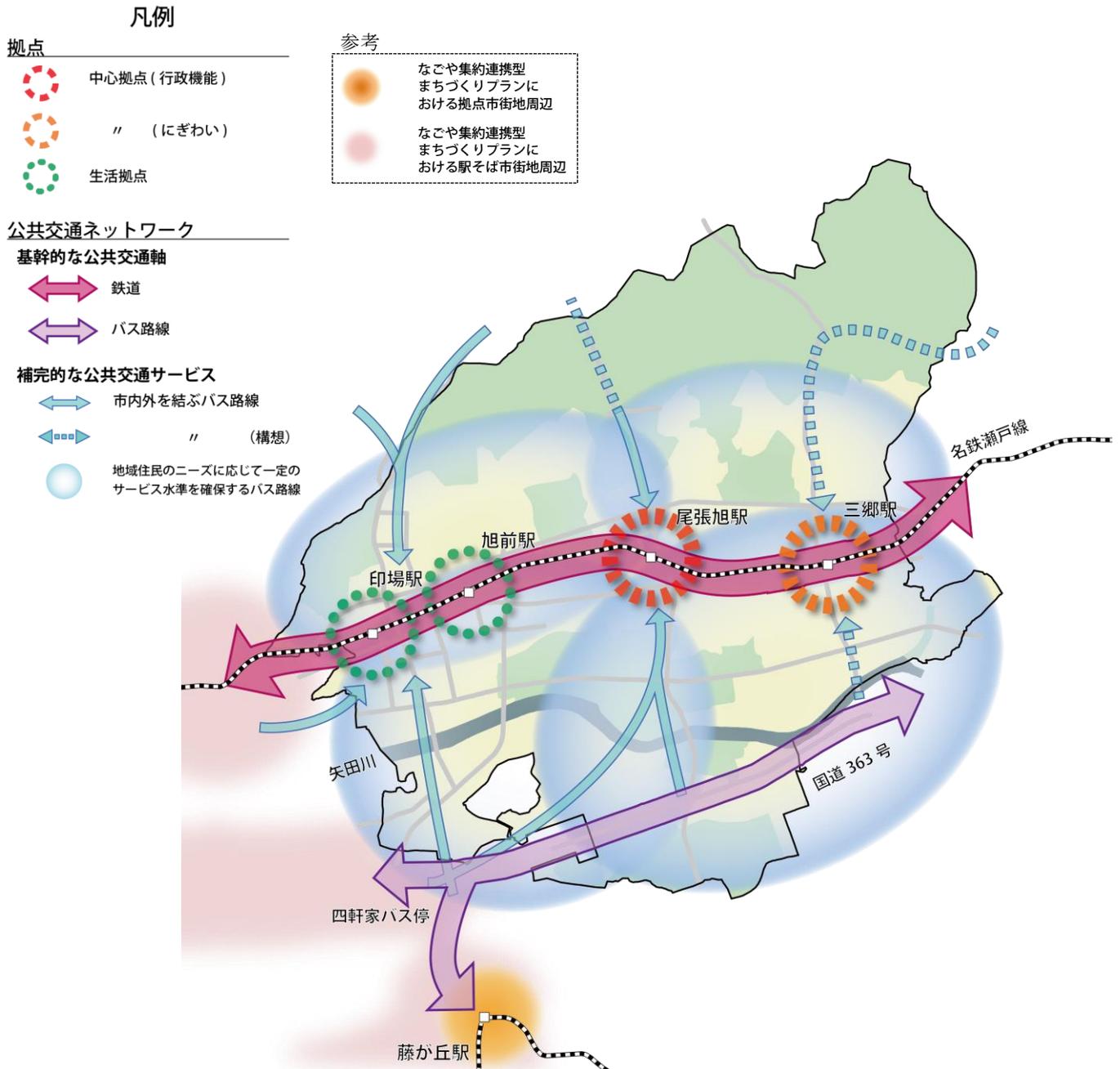


図 めざす都市の骨格構造

3-3-1. 都市の拠点

都市の拠点として、市内各所から公共交通等によるアクセス性に優れた名鉄瀬戸線の各駅を位置付けます。

尾張旭駅周辺については本市の行政機能の中心である点、三郷駅周辺については本市のにぎわいの中心としての潜在性がある点を踏まえ、それぞれ「中心拠点」に位置付けます。印場駅周辺や旭前駅周辺については、商業等の施設の集積は一定程度あるため、将来的にも周辺地域の生活利便性を支える「生活拠点」として位置付けます。

表 各拠点の位置付け

拠点	特性	位置付け
尾張旭駅 周辺	市役所、保健福祉センター、図書館、文化会館等、市内に唯一の公共施設が集積しています。また、市営バスの拠点にもなっています。	中心拠点
三郷駅 周辺	本市で最も早く市街地が形成された地区で、駅周辺に多くの商業施設が立地しています。また、乗降客数も市内で最多で、本市のにぎわいを生み出す潜在性があります。	
印場駅・ 旭前駅 周辺	市街地として新しく、周辺には良好な住宅地が広がっており、商業施設の集積も尾張旭駅や三郷駅と比較して少なくなっています。	

3-3-2. 公共交通ネットワーク

本市の基幹的な公共交通軸として、名鉄瀬戸線（鉄道）及び国道 363 号のバス路線（名鉄バス本地ヶ原線）を位置付けます。

その他の名鉄バス、名古屋市営バス及び市営バス「あさび一号」の路線は、一定のサービス水準は満たしていないものの、市内の各拠点や生活利便性の高い地域を結んでいることから、補完的な公共交通サービスとして位置付けます。

表 公共交通ネットワークの位置付け

軸	特性	位置付け
名鉄瀬戸線 (鉄道)	市域中心部を東西に運行する鉄道で、市内の各拠点を結び、名古屋市や瀬戸市の中心市街地と連携する交通軸となっています。	基幹的な 公共交通軸
国道 363 号 (バス路線)	矢田川南部における公共交通路線として一定のサービス水準があり、沿線の利便性が確保され、名古屋市中心部や藤が丘駅等へ連絡しています。	
その他	一定のサービス水準は満たしていないものの、市内の各拠点や生活利便性の高い地域をネットワークしています。	補完的な 公共交通 サービス

3-4. 誘導方針

立地適正化計画におけるまちづくりの方針・めざすべき都市の骨格構造を実現するための誘導方針を、居住・都市機能の視点で以下のとおり定めます。

3-4-1. 居住誘導の方針

本市は、市街化区域の広範囲で土地区画整理事業等により基盤が整備され、市民生活に欠かれない各種生活サービス施設も充実するなど、利便性の高い良好な市街地を形成しています。一方で、人口減少が見込まれる中、各種生活サービス施設を持続的に確保するには、一定の人口密度を維持していく必要があります。

これらを踏まえ、多くの都市機能が立地する中心拠点及び生活拠点といった周辺をはじめ、公共交通手段によって容易に各拠点への移動が可能な交通利便性が確保された地域での居住の誘導を図ります。

加えて、これまでの基盤整備を活かし、各拠点以外でも身近な地域で日常サービスを受けられる環境を維持するため、既に都市機能が立地している地域の周辺へ居住を誘導します。

また、空き家や低未利用地の活用を促進するとともに、災害による被害が想定される地域では、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を講じることで、安全・安心な居住環境の形成を図ります。

なお、居住を誘導する地域の周辺では、自然に隣接した生活のニーズに対応するため、森林、水辺、農地等の豊かな自然と調和したゆとりとうるおいのある環境の維持、向上を図ります。

3-4-2. 都市機能誘導の方針

都市の拠点として位置付けた名鉄瀬戸線の各駅を中心としつつ、本市と結びつきの強い名古屋市との連携に配慮し、名鉄瀬戸線の沿線で都市機能の誘導を図ることで、都市としての魅力や活力の創出をめざします。また、誘導する都市機能は、中心となる各駅の特性に合わせた機能とします。

中心拠点の周辺は、公共施設や商業施設等が集積する特性を踏まえ、多くの市民が利用する都市機能を誘導し、市民の生活やにぎわいの中心として魅力の創出を図ります。その際には、低未利用地の活用を視野に入れるとともに、市街地開発事業等も絡めながら、一体的・計画的な誘導を図ります。

生活拠点の周辺は、駅周辺に良好な住宅地が広がる特性を踏まえ、主に周辺住民の生活利便性の向上に資する機能を誘導し、誰もが歩いて暮らせる住宅地としての魅力の向上を図ります。また、中心拠点と同じく、低未利用地の活用も視野に入れ、機能の誘導を図ります。

第4章 居住誘導区域の設定

4-1. 基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少社会にあっても、人口密度を維持し、緩やかに居住を誘導していくための一定の区域です。

居住誘導区域内における人口密度の維持により、生活サービスやコミュニティ、公共交通が持続的に確保され、将来にわたって「住みたい・住み続けたいまちづくり」の実現が期待されます。

具体的に、居住誘導区域は、国の指針（都市計画運用指針）にある以下の事項を踏まえて設定します。

■居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 |
|--|

■居住誘導区域に含まないこととすべき区域等

法に基づき居住誘導区域に含まないこととされている区域	<ul style="list-style-type: none">・市街化調整区域・土砂災害特別警戒区域 等
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	<ul style="list-style-type: none">・津波災害特別警戒区域 等
災害リスク等を勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域・浸水想定区域 等

■届出制度について

居住誘導区域外で一定の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、市への届出が必要となります。この届出は、市が居住誘導区域外での開発行為等の動向を把握するためのものであり、区域外の開発行為や建築等行為を制限するものではありません。

なお、居住誘導区域の外側に居住している場合であっても区域内への移住を強要するものではありません。

4-2. 居住誘導区域の設定

前項の基本的な考え方を踏まえつつ、本市の市街化区域内の状況をみると、

- ① 人口集中地区は市街化区域のほぼ全域（平成 27 年：97.1%）に及んでいます。
- ② 医療・福祉・商業の各都市機能が市街化区域全体にわたり万遍なく分布し、高い生活サービス水準が確保されています。
- ③ 自転車によるアクセスが可能な鉄道駅から 2.0km 圏にほぼ全域が包含される上、鉄道駅周辺への公共交通によるアクセスも一定の水準で確保されています。

以上のことから、本市における居住誘導区域は、基本的に市街化区域の全域を設定します。なお、前項の「居住誘導区域に含まないこととすべき区域等」に関する本市の考え方は、次の通りです。

【災害リスクに関する考え方】

- ・「土砂災害特別警戒区域」は、法に基づき居住誘導区域に含まないこととされている区域であることから、居住誘導区域より除外します。
- ・「土砂災害警戒区域」及び「浸水想定区域」は、後述の「第 9 章 安全に対する施策（防災指針）」に従い適切な防災・減災対策を講じることで、居住の安全性確保に努めることとし、居住誘導区域に設定します。

【工業地域に関する考え方】

- ・「工業地域」は現状として工場等の事業用敷地が大半を占め、都市計画マスタープランの土地利用方針としても“工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努める”としていることから、居住誘導区域より除外します。

以上のことから、本市における居住誘導区域は、以下の範囲に設定します。

居住誘導区域	土砂災害特別警戒区域及び工業地域を除く市街化区域の全域
--------	-----------------------------

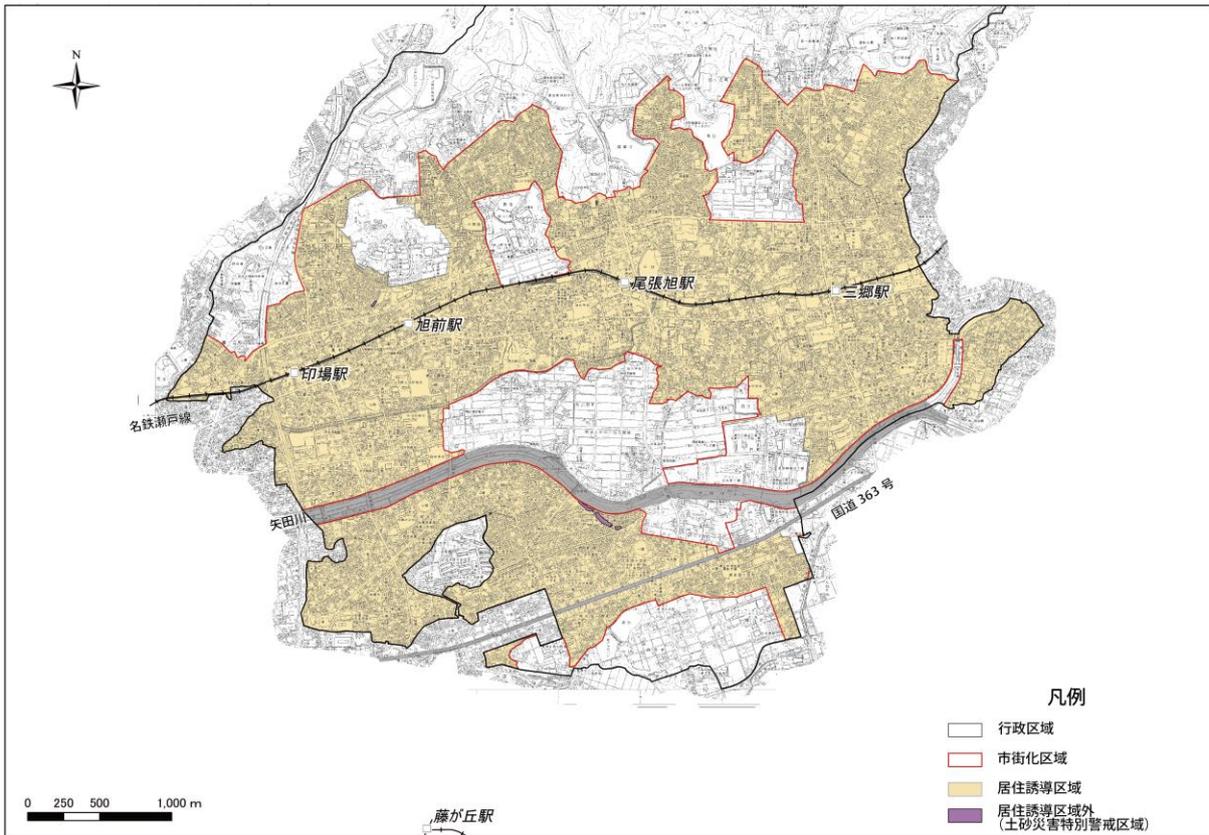


図 居住誘導区域全体図

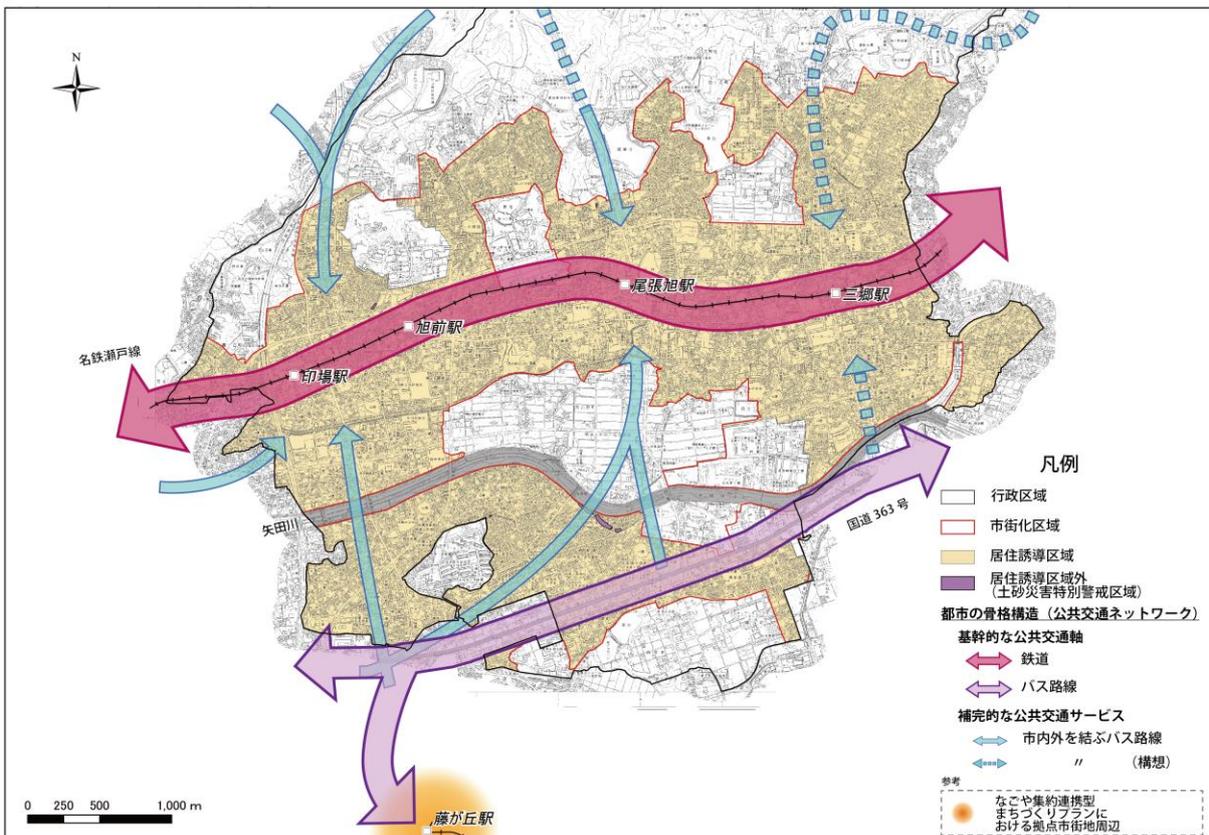


図 居住誘導区域及び都市の骨格構造

第5章 都市機能誘導区域の設定

5-1. 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、人が集まりやすい拠点（中心拠点や生活拠点）の周辺に、商業等の都市機能を維持・確保することで、効率的に生活サービスを受けられる区域です。

将来にわたって、公共交通機関によるアクセスがしやすく、生活サービスを持続的に確保する区域を設けることで、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進や「まちのにぎわいの創出」が期待されます。

具体的に、都市機能誘導区域は、国の指針（都市計画運用指針）にある以下の事項を踏まえて設定します。

■都市機能誘導区域の設定例

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・ 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲の区域

■届出制度について

都市機能誘導区域外に誘導施設を整備する場合や、区域内の誘導施設を廃止しようとする場合には届出が必要となります。

区域外整備に係る届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等動向を把握するためのものです。また、区域内施設の廃止に係る届出は、市が誘導施設の廃止を事前に把握し、機能維持に向けて手立てを講じることのできる機会を確保するためのものです。いずれも、施設の整備や廃止を制限するものではありません。

5-2. 都市機能誘導区域の設定

本市における都市機能誘導区域は、「3-3. めざすべき都市の骨格構造」で位置付けた中心拠点（尾張旭駅・三郷駅周辺）及び生活拠点（印場駅・旭前駅周辺）の中心地となる名鉄瀬戸線各駅を含む地域を基本として設定します。

区域の設定条件は、次のとおりとします。

都市機能誘導区域の設定条件	【区域の核となる拠点】 <ul style="list-style-type: none">・ 中心拠点：尾張旭駅・三郷駅・ 生活拠点：印場駅・旭前駅 
	【区域の基本的な範囲】 <ul style="list-style-type: none">・ 中心拠点：核となる駅の中心からおおむね半径 800m 圏内の居住誘導区域を圏域として設定・ 生活拠点：核となる駅の中心からおおむね半径 500m 圏内の居住誘導区域を圏域として設定 
	【区域境界線の指定】 <p>基本的な範囲を踏まえ、以下の事項を考慮しながら区域境界線を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従来の土地利用形態を大きく変更しない範囲で設定・ 地域としての一体性を考慮し、圏域にかかる街区については、原則として区域内に包含・ 主に高齢者の徒歩での移動を想定し、地形の勾配がおおむね 5%[*]未満である瀬戸新居線（都市計画道路）以南の地域 
	【都市機能誘導区域として設定】

※ 「5%の根拠について」：「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」による歩道等の縦断勾配の基準（5%以下）を参考に設定しています。

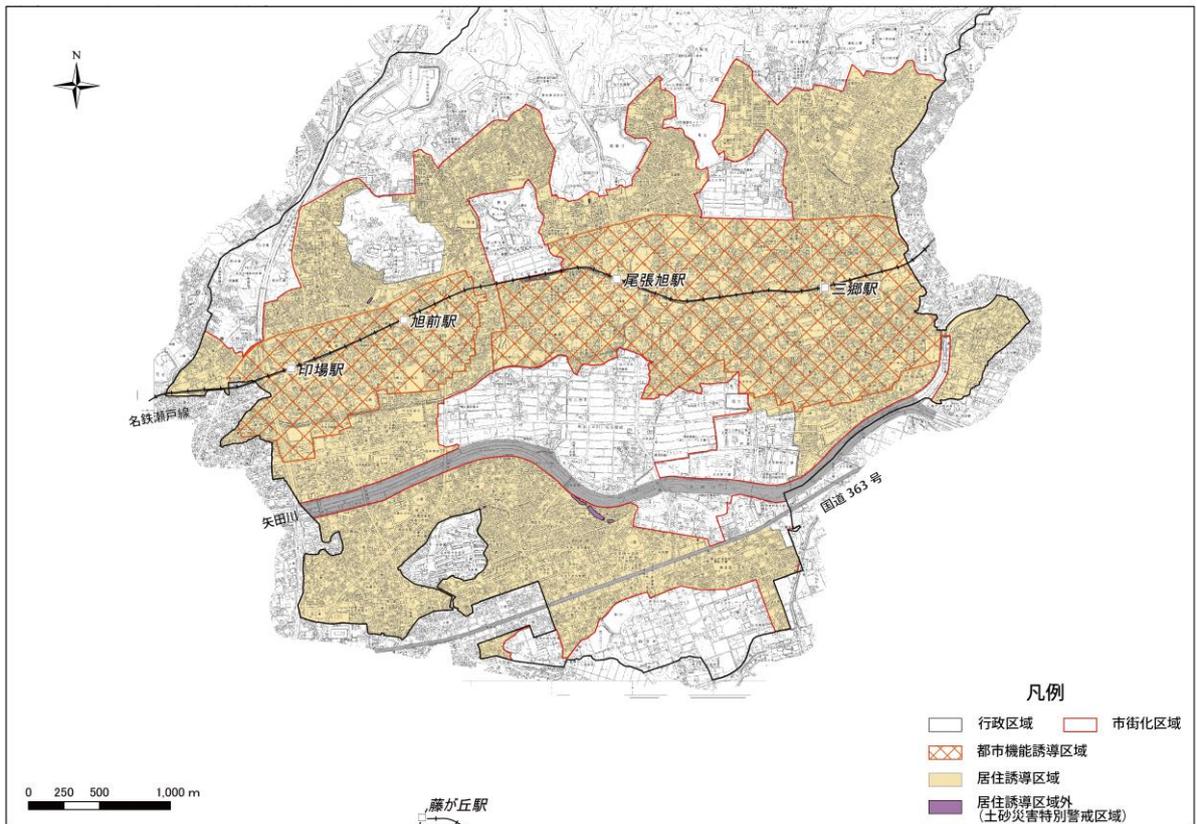


図 誘導区域全体図

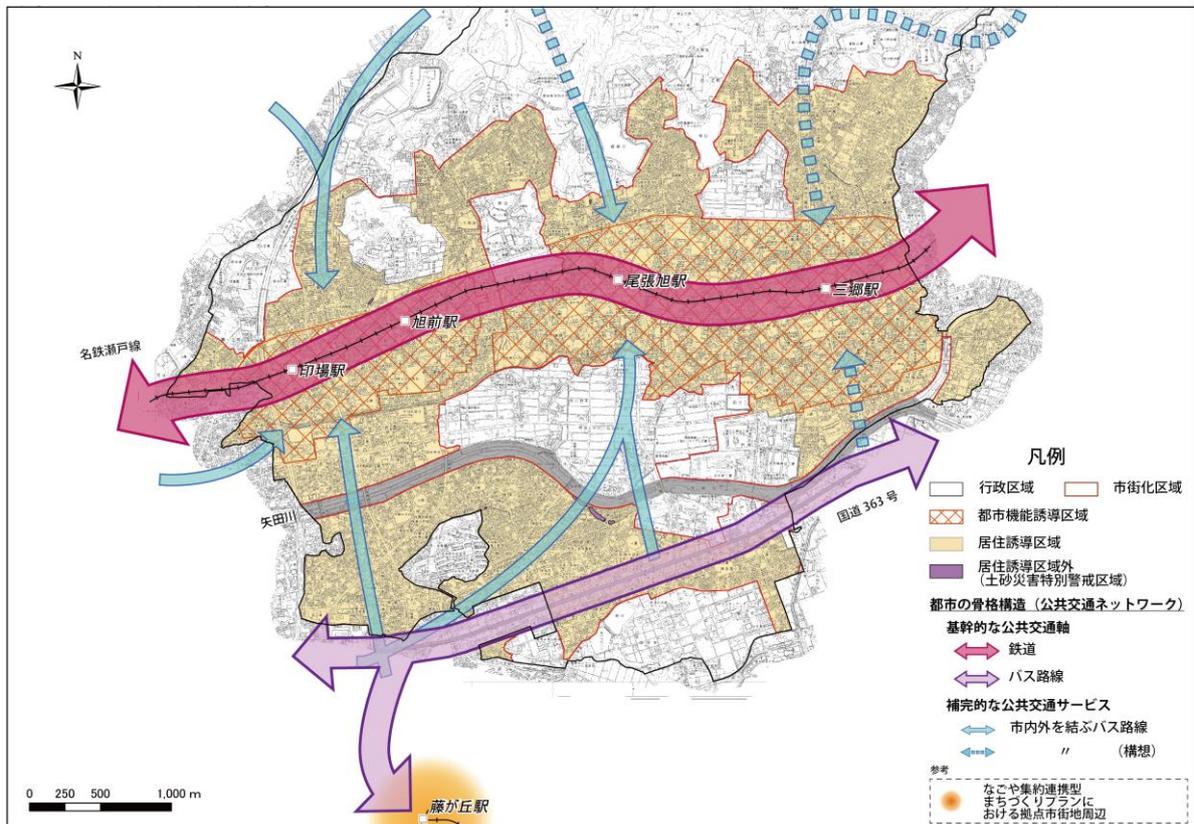


図 誘導区域全体及び都市の骨格構造

第6章 誘導施設の設定

6-1. 基本的な考え方

誘導施設は、都市全体の子育て、高齢者福祉、医療、商業等の各施設の充足状況や配置状況を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のため、都市機能誘導区域内において、将来にわたって維持・確保をめざす施設です。

誘導施設に設定することにより、人口減少が進展する中であっても市民の生活利便性が持続的に確保され、まちの活力や魅力の向上に資することが期待されます。

具体的には、国の指針（都市計画運用指針）にある以下の例を踏まえて設定します。

■誘導施設の設定例

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

6-2. 誘導施設の設定

6-2-1. 各拠点の位置付けによる誘導施設の方向性

「3-3-1. 都市の拠点」で述べた各拠点の特性を踏まえ、それぞれの拠点ごとの誘導施設に関する方向性を次のとおり設定します。

表 各拠点の位置付けからみた誘導施設の方向性

拠点	位置付け	特性（再掲）	誘導施設の方向性
尾張旭駅 周辺	中心拠点	市役所、保健福祉センター、図書館、文化会館等、市内に唯一の公共施設が集積しています。また、市営バスの拠点にもなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能については、従来の機能を維持しつつ、サービスの向上をめざし、必要に応じて施設の更新等による機能充実を図ります。 公共交通の拠点であり、市内各地からの利用がしやすい立地にあることから、その特性を活かし、各種都市機能の誘導を促進するとともに、駅北側周辺の低未利用地の活用を図ります。
三郷駅 周辺		本市で最も早く市街地が形成された地区で、駅周辺に多くの商業施設が立地しています。また、乗降客数も市内で最多で、本市のにぎわいを生み出す潜在性があります。	<ul style="list-style-type: none"> 本市のにぎわいの中心としての魅力向上をめざし、現在進行中の「三郷駅周辺まちづくり整備事業」と連携しながら、交通利便性の高さを活かし、都市のにぎわいの創出に資する都市機能の維持、誘導を図ります。
印場駅・旭前駅 周辺	生活拠点	市街地として新しく、周辺には良好な住宅地が広がっており、商業施設の集積も尾張旭駅や三郷駅と比較して少なくなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 駅を中心とした生活拠点づくりをめざし、生活利便性の更なる向上のため、各生活サービス機能の誘導を図ります。

6-2-2. 誘導施設の設定

(1) 機能ごとの考え方

行政機能

行政窓口サービスが集約され行政機能の基幹的な役割を担う「市役所」は、市のほぼ中心に位置しており、他の基幹的施設との連携が図られています。今後も都市の中核としての現機能を果たすため、都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
行政	市役所	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹的施設との連携の上、今後も都市の中核機能を果たしていくため、誘導施設に設定します。

高齢者福祉（介護福祉）機能

高齢者の相談や支援を行う「地域包括支援センター・地域相談窓口」や「通所系介護施設」は、高齢者が住み慣れた地域や住まいで暮らし続けられるよう、居住地から利用しやすい場所に施設が立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
高齢者福祉 (介護福祉)	地域包括支援センター・地域相談窓口	—	住み慣れた地域での利用がしやすい場所での立地が好ましいため、誘導施設には設定しません。
	通所系介護施設	—	同上

障がい者（児）福祉機能

障がい者（児）に関し、地域の相談支援の中核機関である「障がい者基幹相談支援センター」は、どの地域からでも利用しやすい場所に立地し、他の基幹的施設との連携を図ることが必要であることから、都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

「訪問系・日中活動系・居住系障がい者サービス施設」や「障がい児通所支援施設」は、障がい者（児）だけでなく、支援する家族にとっても、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らし続けられるよう、居住地から利用しやすい場所に立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
障がい者 (児)福祉	障がい者基幹 相談支援センタ ー	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹 的施設との連携がしやすい立地を維持・確保する ため、誘導施設に設定します。
	訪問系・日中活動 系・居住系障がい 者サービス施設	—	住み慣れた地域での利用がしやすい場所での立地 が好ましいため、誘導施設には設定しません。
	障がい児通所支援 施設	—	居住地から通いやすい場所での立地が好ましいた め、誘導施設には設定しません。

子育て支援機能

子育ての相談や支援の基幹的な役割を担う「子育て支援センター」は、市のほぼ中心に位置し、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

「地域子育て支援センター」、「保育所」、「小規模保育事業所」は、市全域に立地しています。また、地域に根ざした子育て支援拠点として各小学校区に「児童館」が立地していることは、本市の特徴です。居住地の近くで保育サービスが受けられ、地域で子育てをしながら安心して働き、暮らすことができる環境を維持・確保していくものとし、これらの施設は誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
子育て支援	子育て支援センタ ー	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹 的施設との連携がしやすい立地を維持・確保する 必要があるため、誘導施設に設定します。
	地域子育て支援セ ンター	—	地域に根ざした子育て支援拠点を維持・確保する ため、誘導施設には設定しません。
	保育所、小規模保 育事業所	—	居住地の近くで保育サービスが受けられる立地が 好ましいため、誘導施設には設定しません。
	児童館	—	地域に根ざした子育て支援拠点を維持・確保する ため、誘導施設には設定しません。

商業機能

商業機能は、生鮮品や食料品、日用品が揃う日々の生活を支える重要な機能です。

「コンビニエンスストア、食料品スーパー等」の小規模な商業施設は、居住地の近くにバランスよく立地することが好ましいため、誘導施設には設定しません。

ただし、店舗面積3,000㎡を超える大規模な施設は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
商業	コンビニエンスストア、食料品スーパー等	—	居住地の近くにバランスよく立地することが好ましいため、誘導施設には設定しません。
	食料品スーパー等 (店舗面積3,000㎡を超える施設)	○	市内のどの地域からでも利用しやすい立地を維持・確保するため、誘導施設に設定します。

医療機能

本市は、市北西部に第二次救急医療機関を備え、隣接市の比較的本市に近い場所には、より高度な救急医療を提供する第三次救急医療機関2施設が立地しています。

今後、高齢化の進行が予想される中、複数診療科を有し、一定規模の病床を備えた「病院」は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

また、「診療所」については、市民にとって最も身近な医療機関であり、住み慣れた地域において日常的な医療を安心して受けられる環境を確保することから、現状の維持を図ることとし、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
医療	病院 ^{※1} (一般病床20床以上)	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。
	診療所 ^{※2}	—	住み慣れた地域において日常的な医療を安心して受けられる環境を確保するため、誘導施設には設定しません。

※1「病院」：医療法第1条の5第1項に定める病院

※2「診療所」：医療法第1条の5第2項に定める診療所

金融機能

金融機能は、日常生活を営む上で欠かすことのできない機能であり、銀行、信用金庫、郵便局といった施設が含まれます。コンビニエンスストアATMの利用やインターネットを通じた各種金融サービスの発展が予想されるため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
金融	銀行等、郵便局	—	市内各所に立地するコンビニエンスストアのATMにおいても日常的に出入金が可能であることから、誘導施設には設定しません。

教育・文化機能

市民の豊かな心や健康な体を育む場である「図書館」、「文化会館」、「総合体育館」は、市のほぼ中心に位置し、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
教育・文化	図書館、文化会館、総合体育館	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

交流拠点機能

都市がにぎわい、活気あるまちとしてあり続けるためには、地域住民相互のつながりや絆を深め、地域活動を支える中心的な場の存在が必要不可欠です。

そこで、多くの市民が集い、様々な活動や交流を促進するための「交流拠点機能」を本市独自の機能として設定します。「交流拠点機能」は、まちなかの滞在やイベント実施による人と人との憩いや語らいの空間を「交流拠点施設」として創出することを主な目的とします。

なお、本施設は、主として中心拠点の都市機能誘導区域内で維持・確保していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
交流拠点	交流拠点施設	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

(2) 拠点ごとの都市機能誘導の考え方

中心拠点のうち、尾張旭駅周辺は、本市の基幹的な行政サービスが集約しています。このため、引き続き市民の利便性を高める地域として、「行政機能」や「教育・文化機能」等を重点的に維持・確保します。

また、三郷駅周辺は、駅利用者が多く、大型商業施設が近いことから、様々な活動や交流が生まれることで本市の新たなにぎわいを創出することができます。このため、市民の活動や交流の場となる「交流拠点施設」や「商業機能」等を重点的に維持・確保します。

生活拠点である印場駅・旭前駅周辺は、良好な住宅地が広がっています。このため、住みよい住環境の維持や、必要なときに適切な医療が安心して受けられる「医療機能」を重点的に維持・確保します。

表 誘導施設（各拠点に集約する施設）

機能	施設	中心拠点		生活拠点
		尾張旭駅 周辺	三郷駅 周辺	印場駅・ 旭前駅周辺
行政機能	市役所	◎	○	○
障がい者（児） 福祉機能	障がい者基幹相談支援センター	◎	○	○
子育て支援機能	子育て支援センター	◎	○	○
商業機能	一定規模*を有する食料品スーパー等	○	◎	○
医療機能	病院（一般病床 20 床以上）	◎	◎	◎
教育・文化機能	図書館、文化会館、総合体育館	◎	○	○
交流拠点機能	交流拠点施設	◎	◎	○

◎重点的な誘導 ○誘導

なお、次に掲げる施設は、誘導施設として設定しないものの、日常生活に欠かせない施設であることから、居住誘導区域を含めた地域全体で現状の水準での維持・確保を図ります。

表 地域全体で維持・確保する施設

大分類	小分類
高齢者福祉 （介護福祉）機能	地域包括支援センター・地域相談窓口、通所系介護施設
障がい者（児） 福祉機能	訪問系・日中活動系・居住系障がい者サービス施設、 障がい児通所支援施設
子育て支援機能	地域子育て支援センター、保育所・小規模保育事業所、児童館
商業機能	コンビニエンスストア、店舗面積 3,000 m ² 未満の食料品スーパー
医療機能	診療所（一般病床 20 床未満）
金融機能	銀行等、郵便局

※「一定規模」：店舗面積 3,000 m²を超える施設

第7章 誘導施策

7-1. 居住の誘導に関する施策

本市が居住地として選ばれ、定住人口の確保につなげるため、様々な世代が「住んでみたい」、「住んでよかった」と思える居住環境の維持・向上を図る施策を実施します。

7-1-1. 多様な居住ニーズへの対応

本市は名古屋市近郊の住宅都市として発展を遂げる一方、市内には森林や田畑等の農地、河川やため池のような水辺等、身近に自然とふれあえる場所や空間が随所にみられます。防災、環境面といった機能も有しているこれら自然資源は、本市の大きな魅力となっています。今後も地域の特性を活かした居住環境の維持・向上を図り、ライフスタイルに合った居住環境の中の暮らしが実現できるよう、秩序ある市街地の整備や、緑や水辺の保全を進めます。

7-1-2. 質の高い住環境づくり

現在取り組んでいる土地区画整理事業の進捗や地区計画の活用により、良好な市街地の形成を進めます。なお、開発にあたっては、民間事業者に対し適切な指導を実施します。

また、良好で快適な住環境の保全を図るため、公共下水道の整備のほか、公園等の整備維持によるうるおいとやすらぎのある空間づくりを進めます。

7-1-3. 安心して楽しく子育てできる環境づくり

各家庭の生活様式や働き方に合わせ、地域の中で安全・安心に子育てができるよう、保育園や児童クラブ・学童クラブの待機児童対策や、保育園の延長・休日保育の実施等、多様化するニーズに応じた子育て支援施策の充実を図ります。

また、子育て不安に対して、相談・情報交換できる場や仲間づくりができるよう、地域に根ざした子育て支援施策を実施します。

7-1-4. 安全・安心な都市基盤づくり

既成市街地における地震発生時の建物倒壊による危険性を低減するため、木造住宅の耐震化を進めます。加えて、道路の防災機能の充実を図るため、無電柱化や緊急輸送道路としての位置付けのある道路の機能拡充に努めるほか、緊急車両の進入ができるよう狭あい道路の拡幅や整備を進めます。

また、近年頻発化・激甚化する大規模水害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を進めます（詳細は「第9章 安全に対する施策（防災指針）」において後述）。

7-1-5. 都市のスポンジ化への対応

人口減少に伴い、空き家や空き地等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が深刻化すると、生活利便性の低下、治安や景観の悪化等が懸念されます。こうした都市のスポンジ化に対応するため、空き家化の予防や流通の促進に努めるとともに、空き家の除却や利活用、低未利用地の利活用についての施策を検討します。

また、空き家や低未利用地の発生抑制や適切な利用・管理を促進するため、国による税制特例措置（空き家の譲渡所得に関する特別控除や低未利用土地等の譲渡に係る特別控除）に関する情報の積極的な周知を図ります。

7-1-6. 届出制度の運用

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅に関する開発又は建築等を行う場合は、市への届出が必要となります。

本届出制度については、市のホームページ等を通じて詳細な情報発信を行うなど、着実な運用を図ります。

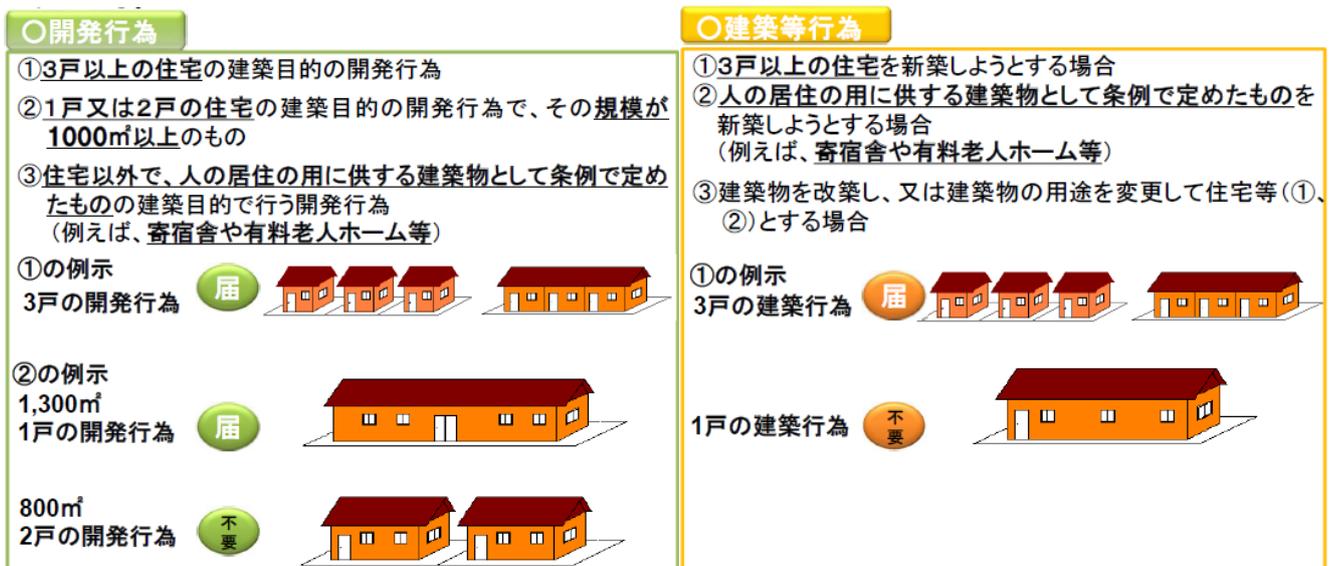


図 居住誘導区域外における届出が必要な行為

(資料：国土交通省資料)

7-2. 都市機能の誘導に関する施策

都市機能誘導区域における各種都市機能の維持・確保により、生活利便性の高い都市としての魅力を高め、将来にわたってにぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、各種施策を実施します。

7-2-1. 都市機能誘導区域内での誘導施設の維持・確保

(1) 行政機能

市役所や子育て支援センターといった主に市が管理する既存の施設については、本市における公共施設に関する再編整理の方向性との整合を図りながら、都市機能誘導区域内での維持・確保に向けた取組を進めます。

(2) 商業機能

商業機能（店舗面積 3,000 m²を超える食品スーパー等）については、名鉄瀬戸線各駅周辺への居住誘導施策により一定の人口密度を確保しつつ、歩道の整備・バリアフリー化や自転車通行空間の整備により、市内各所からのアクセス向上を図るなど、商業施設が立地しやすい環境づくりを進めます。

また、必要に応じて国等の支援事業の活用を検討します。

(3) 医療機能

地域の医療機関を安心して受けられるよう、医療機能（病院）については、低未利用地等を有効活用しながら、医療機関が立地しやすい環境づくりを検討します。

また、必要に応じて国等の支援事業の活用を検討します。

7-2-2. 拠点の特性に応じた都市機能の維持・確保

(1) 尾張旭駅周辺地区

誘導施設として位置付けた公共施設や、都市機能誘導区域内における都市基盤の整備は、各種計画における方向性を踏まえ、市の中心拠点としての都市機能の確保に向けた取組を検討します。

また、公共施設が集積する地区であるため、誰もが利用しやすい歩行環境の整備を進めます。

(2) 三郷駅周辺地区

中心拠点としてふさわしい都市機能の誘導を図るため、まちなか居住を推進する都市型住宅や、地域活動を支える中心的な場となる交流拠点施設、にぎわいを創出する商業施設等を整備する三郷駅前地区第一種市街地再開発事業を含む、三郷駅周辺まちづくりを進めます。

また、交通結節機能の強化や周辺の歩行空間の確保を図るため、駅前の再構築に併せ、駅前

広場や自由通路、駐輪場等の整備を進めます。

(3) 印場駅・旭前駅周辺地区

駅を中心とした生活の拠点として、商業等の各生活サービス施設を主体とした土地利用の維持・確保を図ることで良好な住宅地としての環境を確保するとともに、子育て世代や高齢者、障がい者等、誰もが利用しやすい歩行環境の整備を進めます。

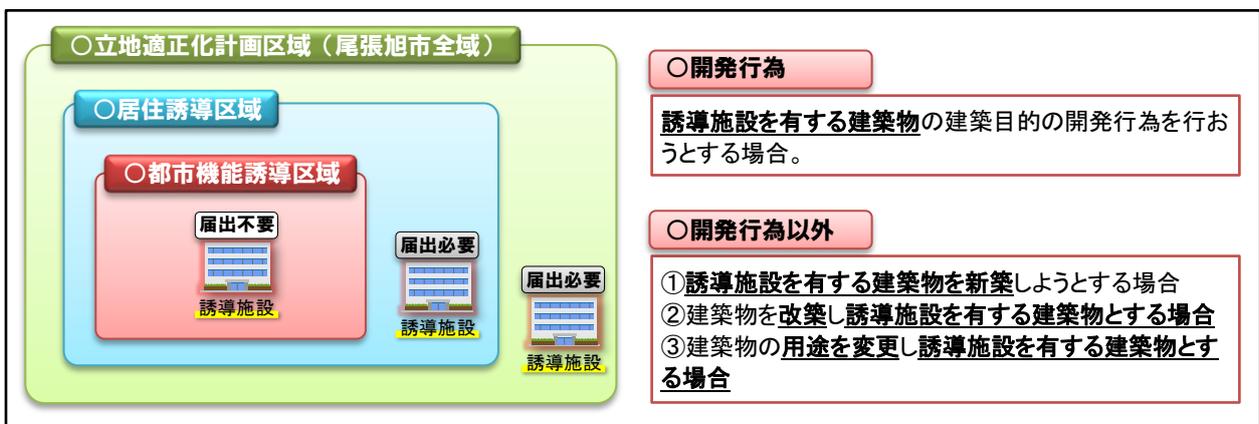
7-2-3. 届出制度の運用

都市機能誘導区域外において、本計画に位置付けられた誘導施設を有する建築物の開発又は建築等を行う場合は、市への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、市への届出が必要となります。

本届出制度については、市のホームページ等を通じて詳細な情報発信を行うなど、着実な運用を図ります。

▼都市機能誘導区域外に関する届出制について



▼都市機能誘導区域内に関する届出制について

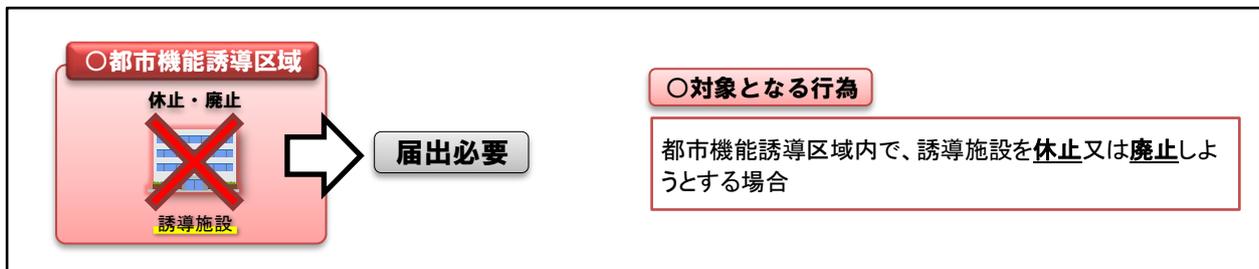


図 都市機能誘導施設に関する届出が必要な行為

7-3. 交通ネットワークに関する施策

徒歩や公共交通機関等によって、居住誘導区域や都市機能誘導区域に立地する各種施設への移動を円滑に行うことができ、誰もが自由に出かけられる交通環境の整備の実現に向けた施策を実施します。

7-3-1. 交通結節機能の強化及び施設整備の推進

名鉄瀬戸線の各駅が担う、市内の各拠点間や複数の交通機関をつなぐ交通結節点としての機能強化を図るため、駅前広場や駐輪場整備といった乗り継ぎ環境の向上に寄与する整備を進めます。

また、誰もが安心して移動ができる、人にやさしい公共空間となるよう、駅周辺施設のバリアフリー化を進めます。

7-3-2. 国道 363 号沿線の利便性の維持・向上

主要幹線道路である国道 363 号は、周辺に商業施設が数多く立地し、名古屋市中心部や藤が丘駅等にバス路線が連絡するなど、矢田川以南の市民生活を支える基幹的な交通軸となっています。

引き続き、商業施設の充実により、地域の生活利便性の向上を図るとともに、公共交通の利用促進とサービス水準の維持・向上に資する取組を進めます。

7-3-3. 南北を結ぶ公共交通ネットワークの連携強化

生活利便性の高い都市を将来にわたって維持していくため、基幹的な公共交通軸（名鉄瀬戸線・国道 363 号のバス路線）の維持・確保だけでなく、これらを南北に結ぶ名鉄バスや名古屋市営バス、近隣市のコミュニティバスとの連携を強化するとともに、広域ネットワークへの接続を視野に入れた名鉄瀬戸線の駅周辺や主要バス停における交通機関相互の連携強化に努めます。

また、地域をつなぐ要であり、公共交通をはじめ市民の日常生活においても安全で快適な道路環境を守るために欠かせない橋梁は、長寿命化を図るため、点検及び改修を進めます。

7-3-4. 誰ひとり取り残さないための移動手段の確保・充実

市民の生活交通手段である市営バス「あさぴー号」の運行により、今後も交通空白地の解消に取り組むとともに、その運行にあたっては、市民のニーズを把握しながら、利用実態に即したルートやダイヤ等の運行内容の充実に向けた取組を進めます。

7-3-5. 持続可能な地域公共交通サービスの確保

交通事業者をはじめとする地域の関係者とともに、地域公共交通計画の策定を進めることで、交通機関同士の役割分担の明確化や連携を図り、地域の移動ニーズに持続的かつきめ細やかに対応した地域公共交通サービスを提供します。

7-3-6. 安全で快適な歩行者・自転車通行空間の整備

市内の各拠点や主要施設への移動の安全性・快適性を高め、誰もが安心して出かけることができるよう、既存道路空間の配分の見直しや交通安全対策、歩道のバリアフリー化等、快適な歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。

第8章 計画の評価と進行管理

8-1. 目標値の設定

本市における都市のコンパクト化は、鉄道駅周辺や国道沿線に広がる利便性の高い暮らしや、森林や河川等の自然と近接した暮らし等、これまで以上に地域の持つ個性が際立つことで、本市の特徴を活かした、多様なライフスタイルの実現につながります。

本章では、本計画におけるまちづくりの方針及び誘導方針に基づき実施される施策の達成状況を評価するため、居住誘導区域内及び都市機能誘導区域内の状況を捉える以下の目標値を定めます。

8-1-1. 居住誘導区域内の人口密度に関する目標値

平成27(2015年)年国勢調査を基にした人口推計によれば、居住誘導区域内の人口密度は、現状のまま推移した場合、中間時点である令和12年(2030年)で65.2人/ha、目標時点である令和22年(2040年)には61.1人/haまで減少することが想定されます。

このため本計画では、居住の誘導や、都市機能の誘導等の各種施策を講じることで、誰もが住みやすく、安全・安心に暮らすことができる住環境の形成を実現し、居住誘導区域の人口密度の減少を現状の推計値よりも緩やかにすることをめざします。

目標値としては、中間年次(令和14年(2032年))では68.2人/ha、目標年次(令和24年(2042年))では65.2人/haと設定します。なお、評価に当たっては、中間年次・目標年次の直近に実施される国勢調査結果を基に算出することとします。

表 居住誘導区域内の人口密度に関する目標値

評価指標	現況値	中間値	目標値
居住誘導区域の人口密度	68.7人/ha※	68.2人/ha	65.2人/ha

※現況値は、令和2年実施の国勢調査の小地域等に関する確定値が未公表であることから、平成27年国勢調査結果を基に算出しています。

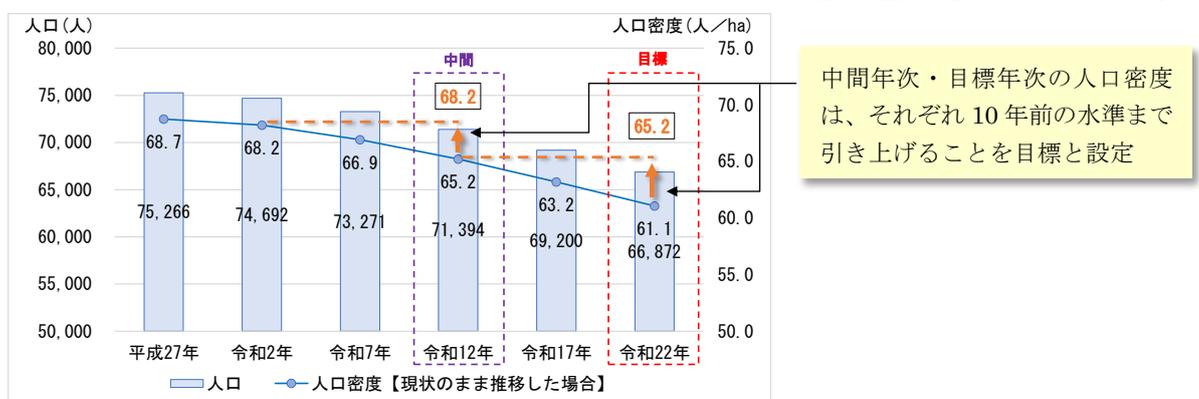


図 居住誘導区域内における人口密度の将来推計

(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口[平成30年3月](国立社会保障・人口問題研究所))

8-1-2. 誘導施設の施設数に関する目標値

本市全体では将来的な人口減少が見込まれることから、施設利用者の減少等により、都市機能誘導区域の誘導施設の減少と、それに伴う生活利便性の低下等が想定されます。

このため本計画では、居住の誘導や都市機能の誘導等の各種施策を講じながら、居住誘導区域全体の人口減少を緩やかにするとともに、将来にわたって現状の生活利便性の水準を維持していくため、誘導施設の立地の維持・確保をめざします。

目標値としては、中間年次・目標年次ともに、現状の誘導施設の施設数である 10 施設以上と設定します。

表 誘導施設の施設数に関する目標値

評価指標	現況値	中間値	目標値
誘導施設の施設数	10 施設	10 施設以上	10 施設以上

8-2. 計画の進行管理

本計画は、おおむね 20 年後の令和 24 年（2042 年）を目標とする長期間の計画です。そのため、本計画の実効性を高めるためには、人口動態や施設の立地状況、社会情勢変化、上位・関連計画の策定状況等に応じて、継続的に計画の評価を行う必要があります。都市再生特別措置法においても、おおむね 5 年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価をする旨が記載されています。

これらの点を踏まえ、本計画では以下の PDCA サイクルの考え方に基づき、計画策定後、施策の確実な実施と「8-1. 目標値の設定」で設定した目標値の達成度を踏まえて継続的に計画の評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

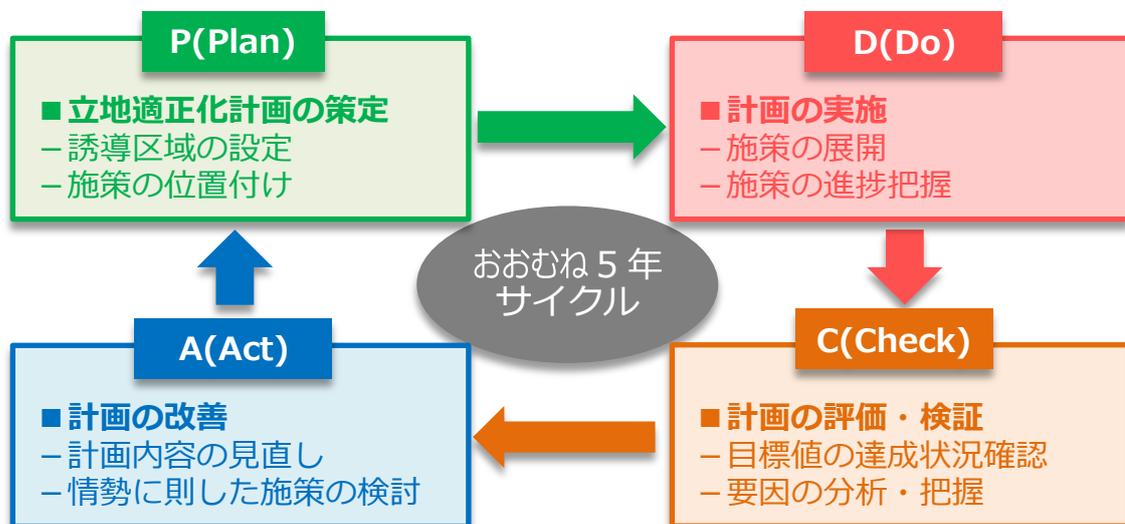


図 PDCA サイクルのイメージ

第9章 安全に対する施策（防災指針）

9-1. 基本的な考え方

安全に対する施策（防災指針）では、居住誘導区域内における安全・安心な居住環境を維持・確保するため、本市の災害リスクを分析することで災害危険性に対する課題を再認識し、ハード・ソフトの両面から着実に取り組むべき防災・減災対策の方針を定めます。

なお、近年、台風や大雨による想定外の水災害が全国各地で多発しており、気候変動の影響等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されます。

本市は津波や高潮といった災害リスクはないことから、本計画では降雨による洪水浸水及び土砂災害、並びにため池の堤防の決壊による浸水への対策に重点を置き、防災・減災対策の方針を定めるものとします。

本章における洪水浸水に関する図や記載内容は、特に記載がない場合、想定最大規模の降雨*に基づいています。

※「想定規模最大の降雨」とは、発生確率 1000 年に 1 度の降雨です。（24 時間総雨量：735mm）

9-2. 市全域でみた災害リスクの整理

9-2-1. 降雨による洪水浸水等（想定最大規模の降雨）

(1) 浸水予想図

- ・1階が完全に浸水する目安となる、浸水深が3.0m以上の箇所は、矢田川沿いの市街化調整区域内の一部に存在します。
- ・大人でも避難が困難な目安*となる、浸水深が0.5m以上の箇所は、市街化区域内の尾張旭駅南側等にまとまって存在します。

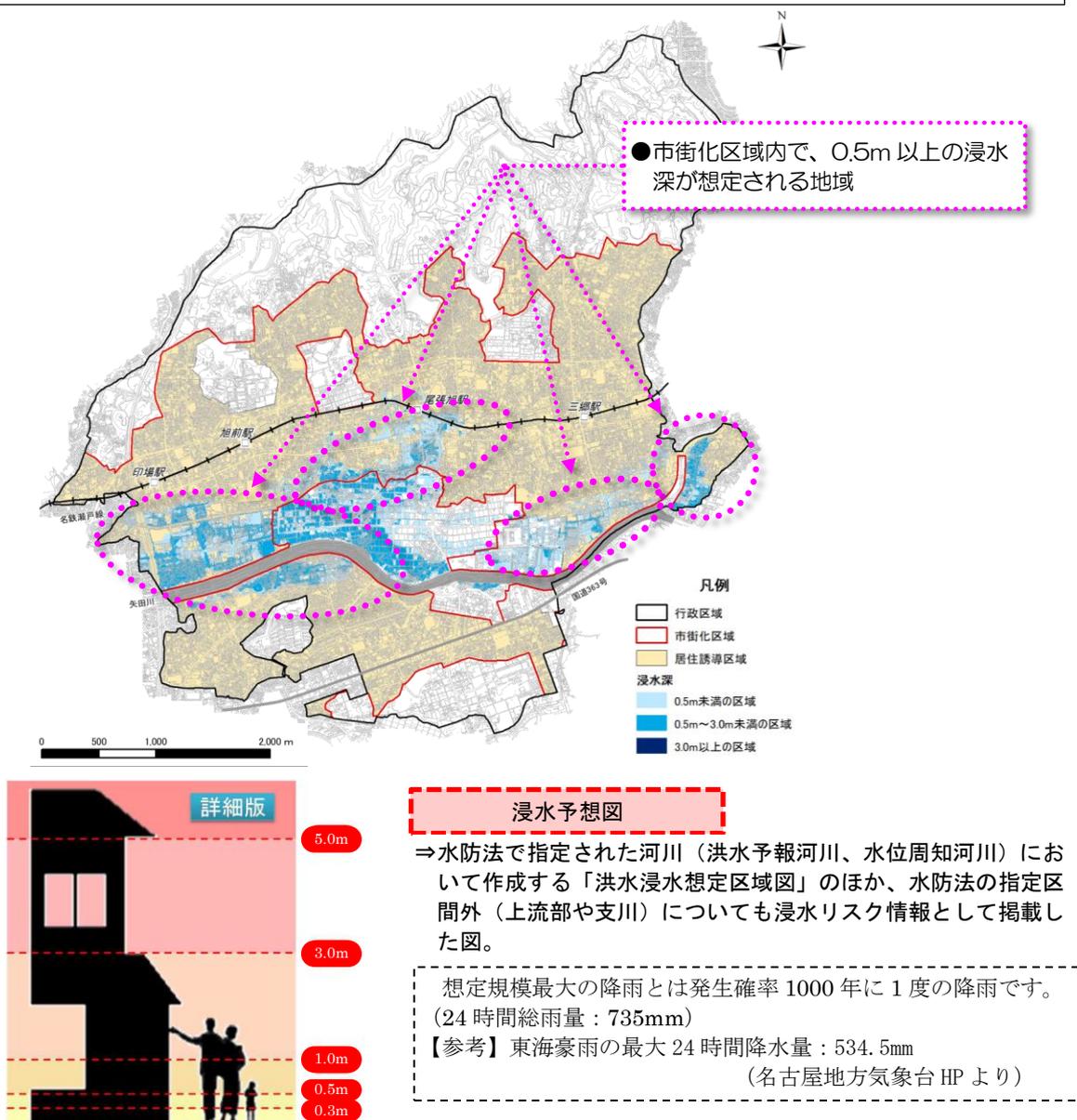


図 浸水予想図（想定最大規模の降雨）

（資料：浸水予想図は愛知県、浸水深の目安は「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省））

※「浸水深0.5mの根拠について」：「水害ハザードマップ作成の手引き」によれば、実例や実験データから、0.5mの水深の場合、大人でも避難が困難であるとされています。

(2) 浸水継続時間及び河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域

- ・天神川流域の一部地域において、浸水継続時間が24時間以上の箇所がまとまって存在します。
- ・瀬戸川流域左岸側において、浸水継続時間が24時間以上の箇所がまとまって存在します。
- ・矢田川、天神川、瀬戸川のいずれの流域においても、市街化区域内のほぼ全区間にわたって、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。

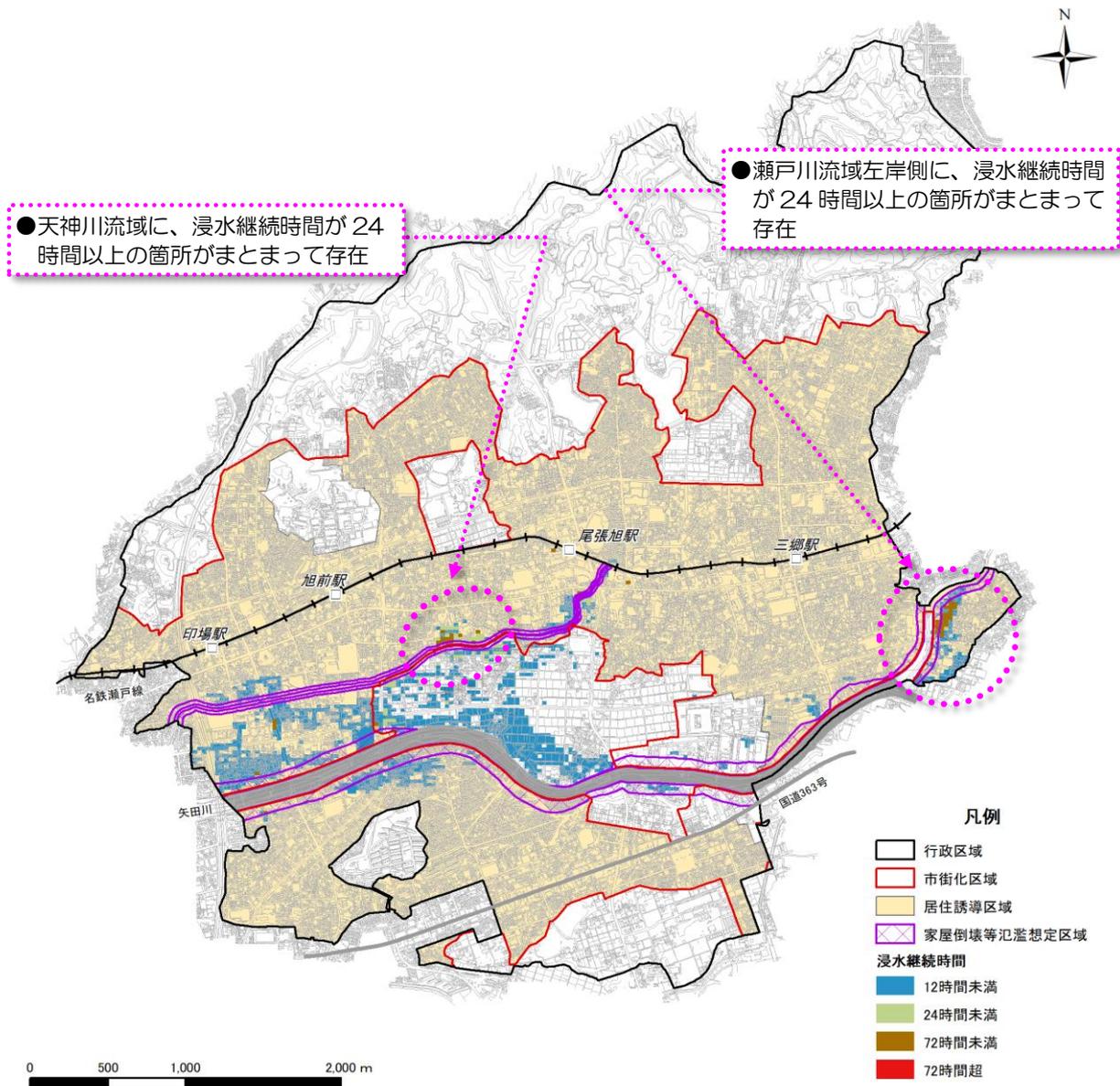


図 浸水継続時間及び河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域

(資料：愛知県)

(3) 1階建て住宅の分布状況

- ・浸水深が 0.5m 以上の場合には、避難所等安全な場所への避難が困難となる場合があります。その場合には、自宅や隣接建物の 2 階以上への避難（垂直避難）を行う必要がありますが、1 階建ての建物では、垂直避難が困難になることが想定されます。
- ・市街化区域内の状況をみると、浸水深 0.5m 以上が想定される区域では、1 階建て住宅が点在しており、一部では特に多い箇所も存在します。

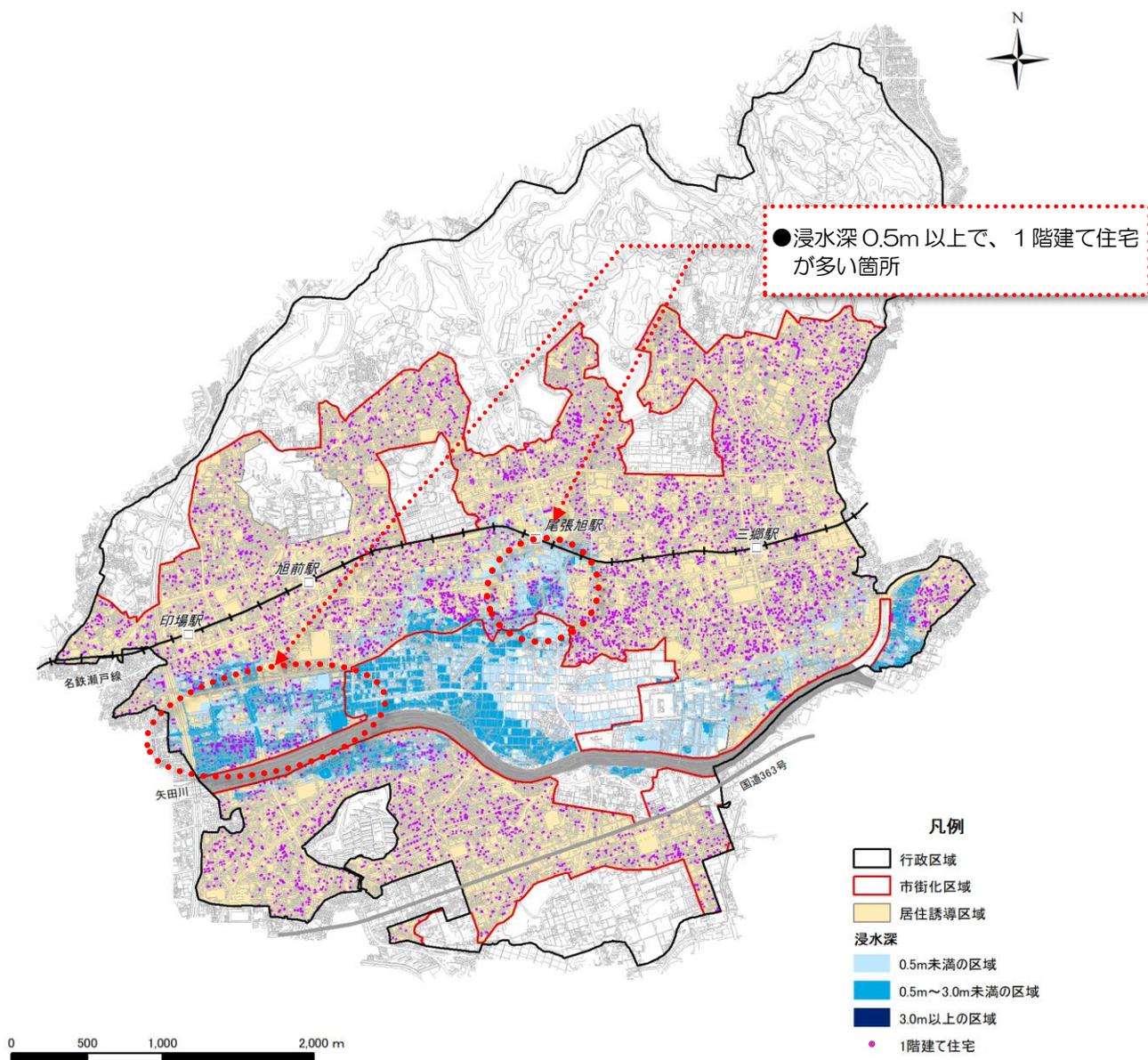
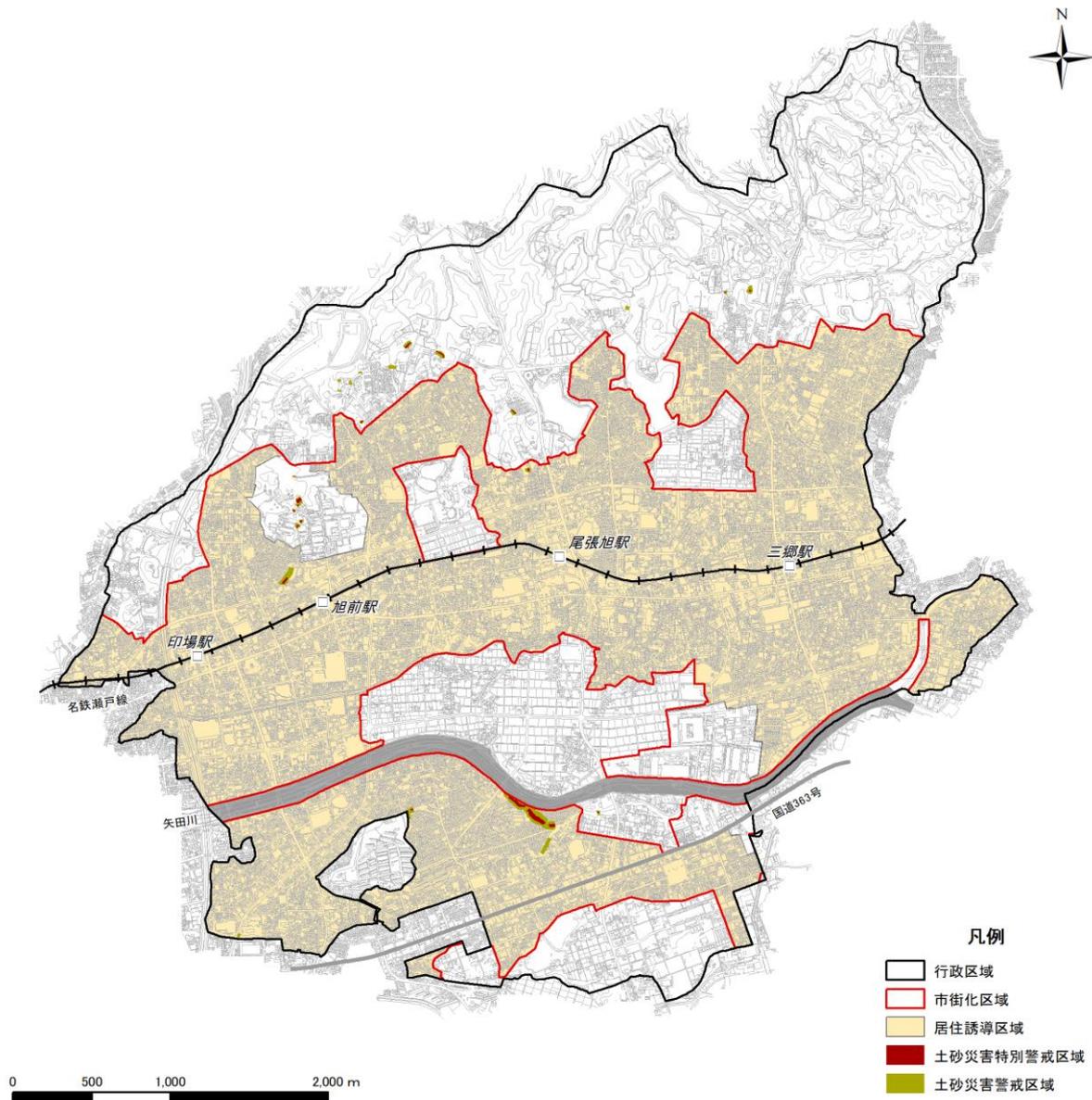


図 浸水予想図（想定最大規模の降雨）と 1 階建て住宅の分布（市街化区域のみ）

（資料：1 階建て住宅は平成 29 年度都市計画基礎調査、浸水予想図は愛知県、浸水深の目安は「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省））

9-2-2. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の分布状況

・市街化調整区域内だけでなく、市街化区域内においても土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在し、警戒区域内には住宅が立地しています。



土砂災害警戒区域

⇒土石流や急傾斜地の崩壊、地滑りなどの土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。

土砂災害特別警戒区域

⇒土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれのある区域で、開発行為の制限や建築物の構造規制等を行う区域。

図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の分布状況

(資料：愛知県)

9-3. 地区別の災害リスクの整理

9-3-1. 分析対象地区の設定

市街化区域内において災害リスクの高い地区として5地区を設定し、防災上の課題を整理します。

表 災害リスクの高い地区

災害リスクの高い地区	災害の種類
A. 旭前駅北部	土砂災害
B. 矢田川沿岸（北部）	浸水・河岸浸食による家屋倒壊
C. 矢田川沿岸（西部）	浸水・河岸浸食による家屋倒壊
D. 矢田川沿岸（南部）	土砂災害・浸水・河岸浸食による家屋倒壊
E. 矢田川沿岸（東部）	浸水・河岸浸食による家屋倒壊

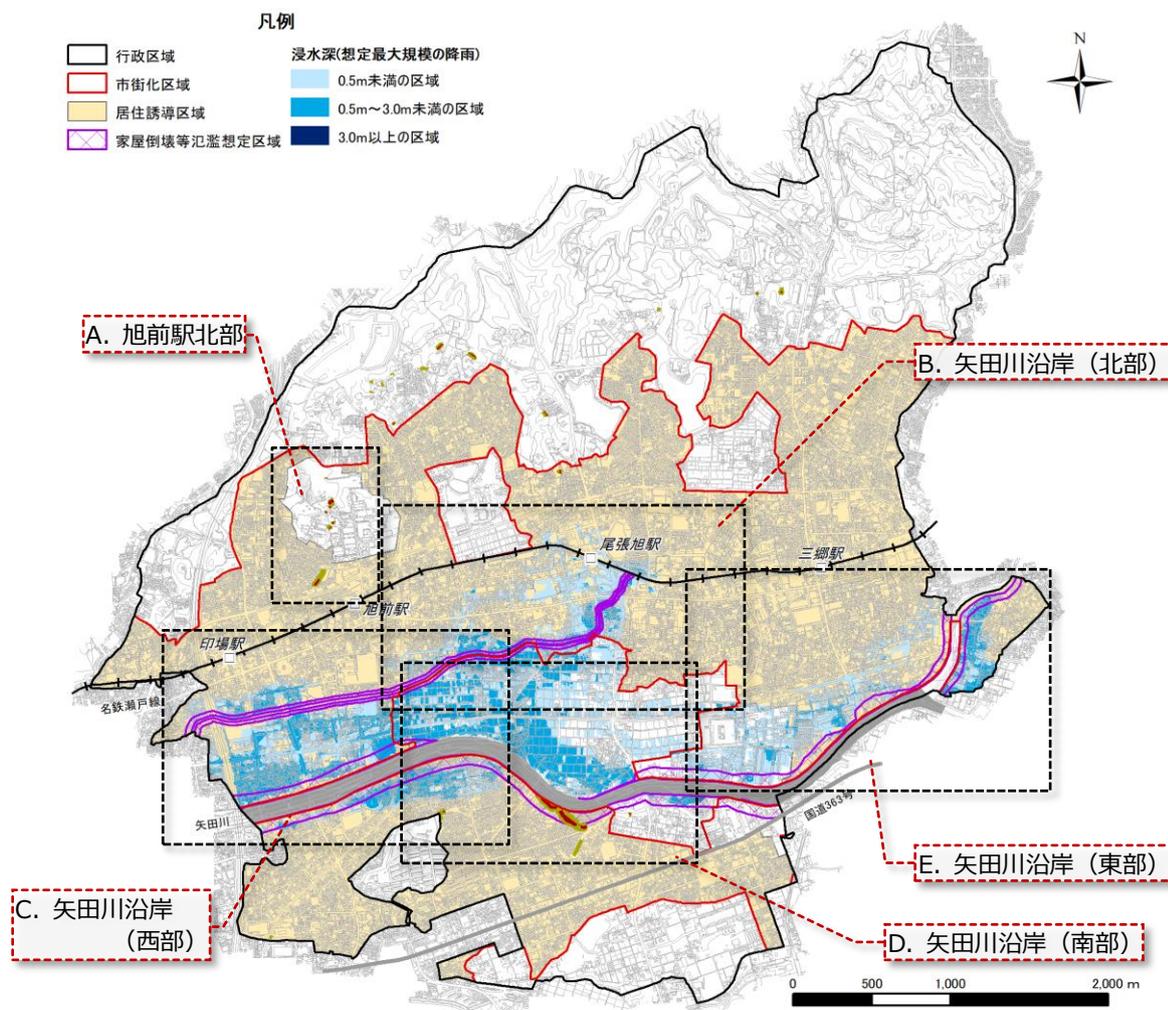


図 災害リスクの高い地区

(資料：愛知県)

9-3-2. 旭前駅北部の防災上の課題

- 旭前町にある丘陵部の一部に存在する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に住宅が立地しています。

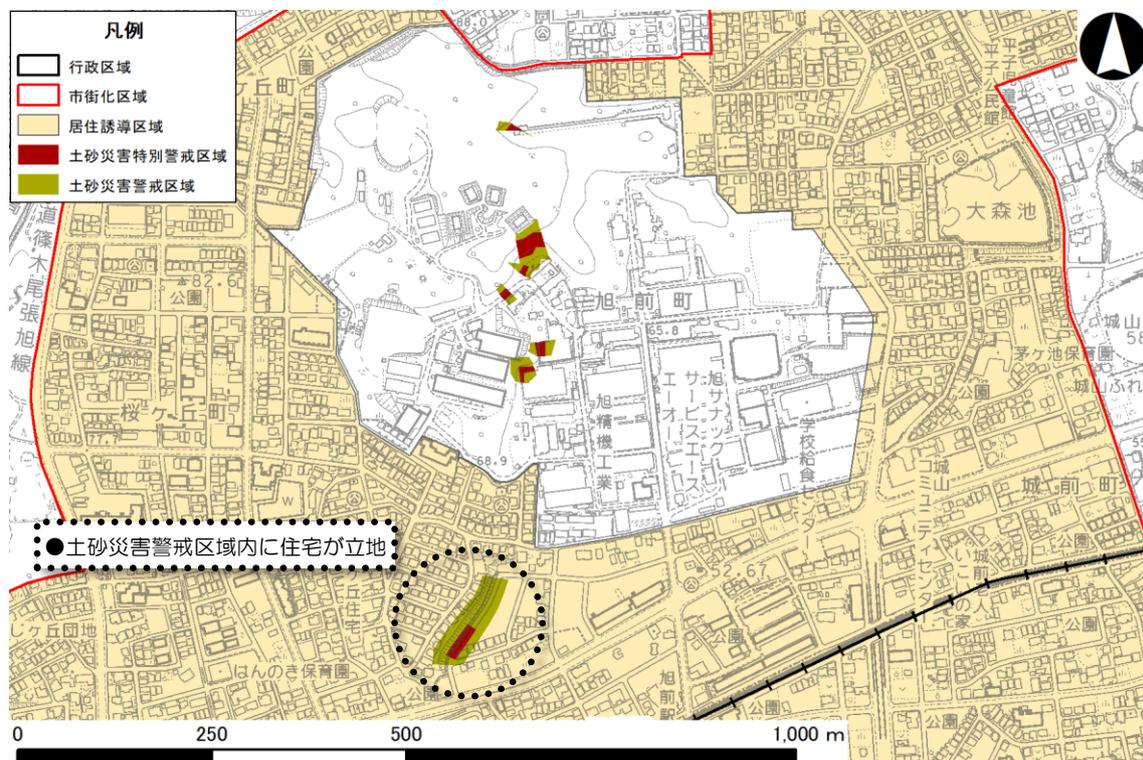


図 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

(資料：愛知県)

9-3-3. 矢田川沿岸（北部）の防災上の課題

- ・天神川沿いの家屋は、河岸浸食による倒壊のおそれがあります。
- ・西大道町下大道付近は浸水継続時間が 24 時間以上の地域がまとまって存在します。この地域は、計画規模の降雨でも 0.5m 以上の浸水深が想定されています。
- ・0.5m 以上の浸水深が想定される地域で 1 階建ての住宅が多く立地している箇所があり、家屋全体が浸水するおそれがあります。

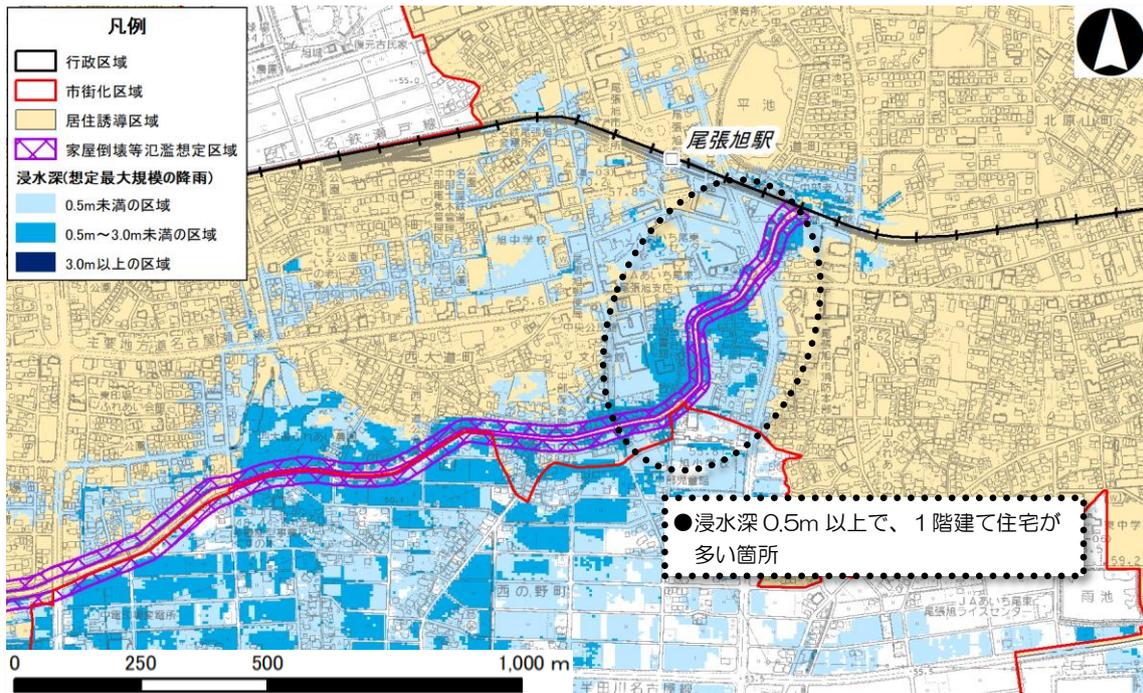


図 浸水予想図及び家屋倒壊等氾濫想定区域 (資料：愛知県)

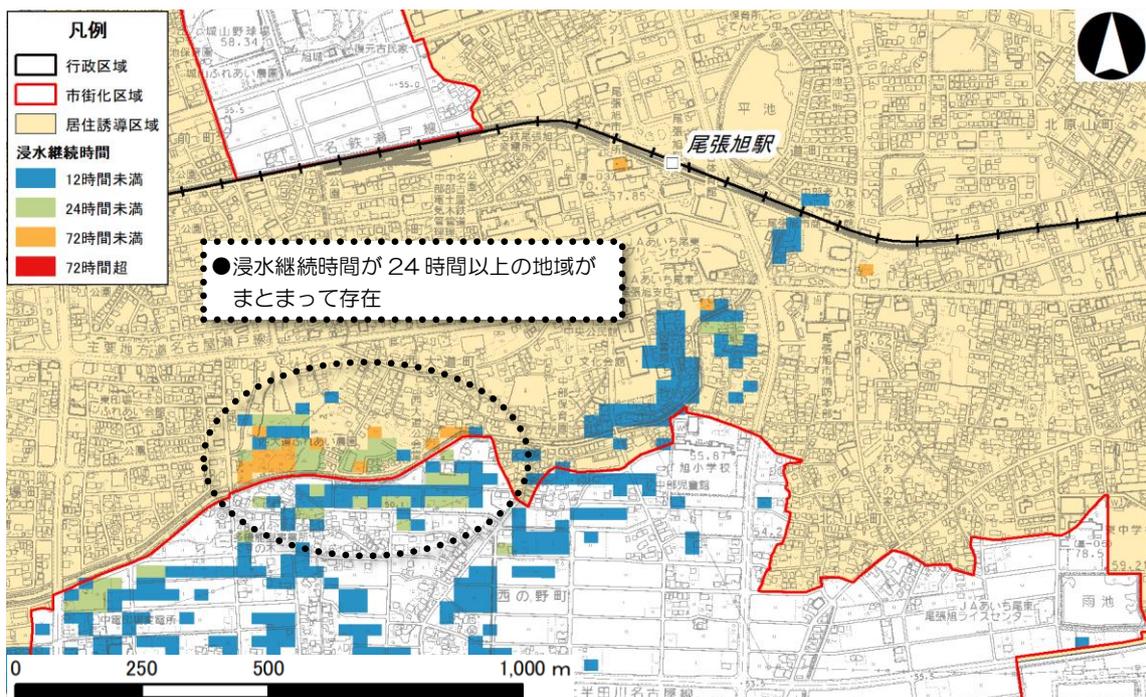


図 浸水継続時間 (資料：愛知県)

9-3-4. 矢田川沿岸（西部）の防災上の課題

- ・浸水深が0.5m以上の地域がまとまって存在するほか、計画規模の降雨でも0.5m以上の浸水深が想定される地域が存在します。
- ・矢田川沿い、天神川沿いの家屋は、河岸浸食による倒壊のおそれがあります。
- ・0.5m以上の浸水深が想定される地域で1階建ての建物が多く立地している箇所があり、家屋全体が浸水するおそれがあります。

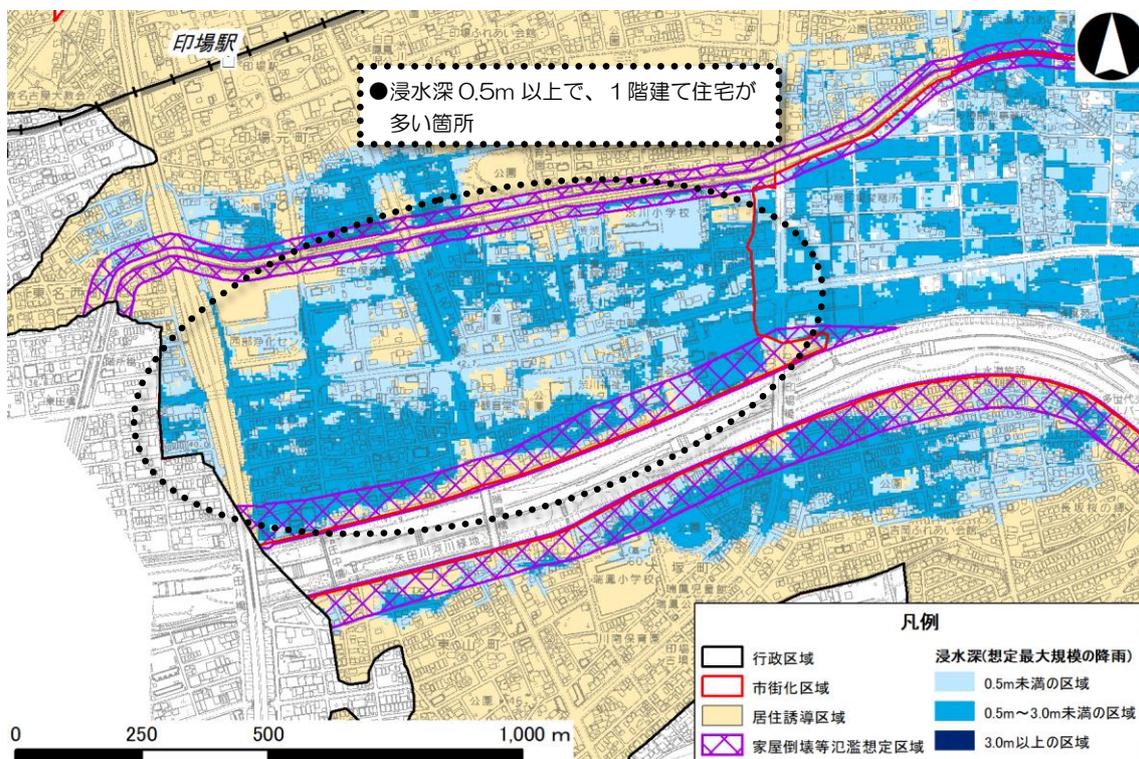


図 浸水予想図、家屋倒壊等氾濫想定区域

(資料：愛知県)

9-3-5. 矢田川沿岸（南部）の防災上の課題

- ・ 矢田川沿いの家屋は、河岸浸食による倒壊のおそれがあります。
- ・ 長坂町にある丘陵部の一部に存在する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に住宅が立地しています。特に河岸浸食のリスクも重複して存在します。

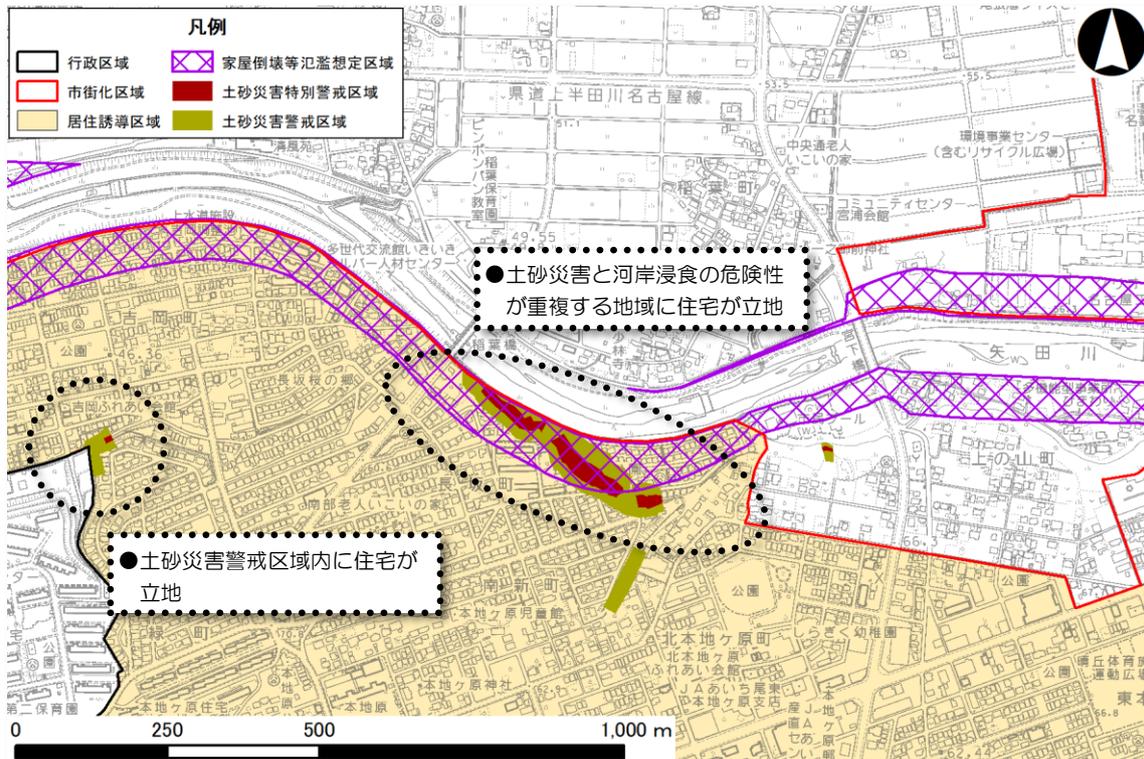


図 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

(資料：愛知県)

9-3-6. 矢田川沿岸（東部）の防災上の課題

- ・瀬戸川流域左岸側の地域（狩宿町）に浸水深が0.5m～3.0mとなる地域がまとまって存在します。また、浸水継続時間が24時間以上となる箇所がまとまって存在します。
- ・矢田川沿い、瀬戸川沿いの家屋は、河岸浸食による倒壊のおそれがあります。

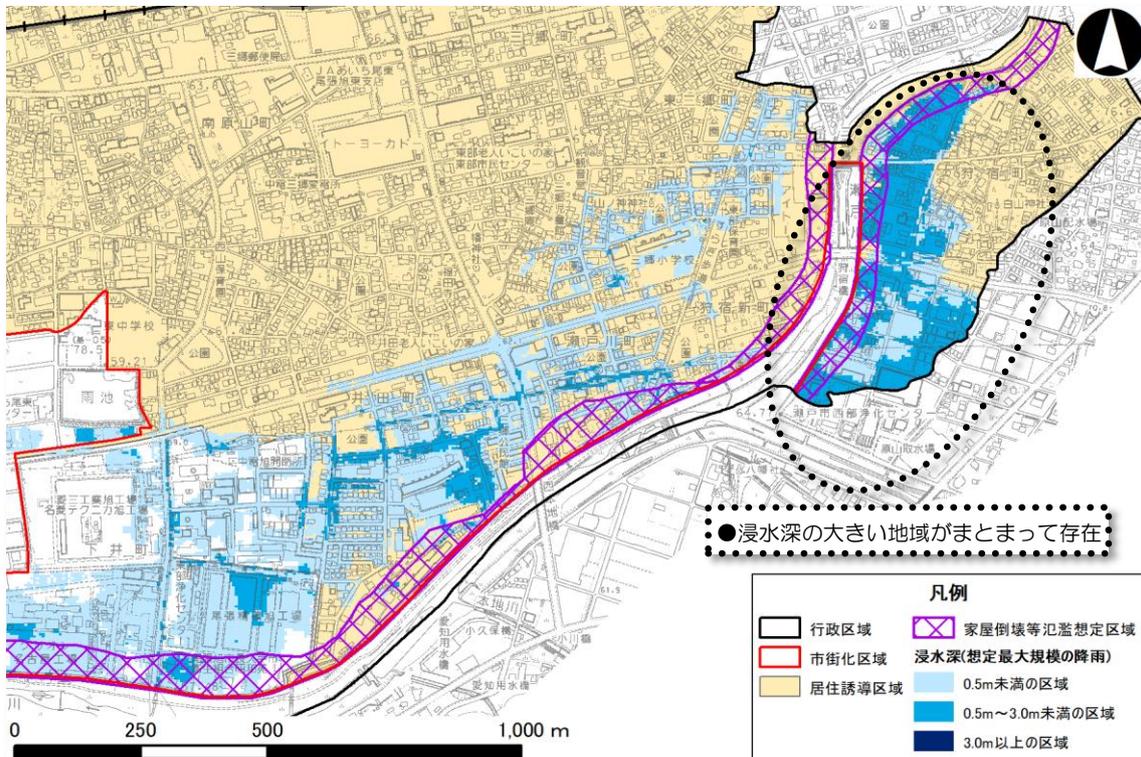


図 浸水予想図及び家屋倒壊等氾濫想定区域 (資料：愛知県)

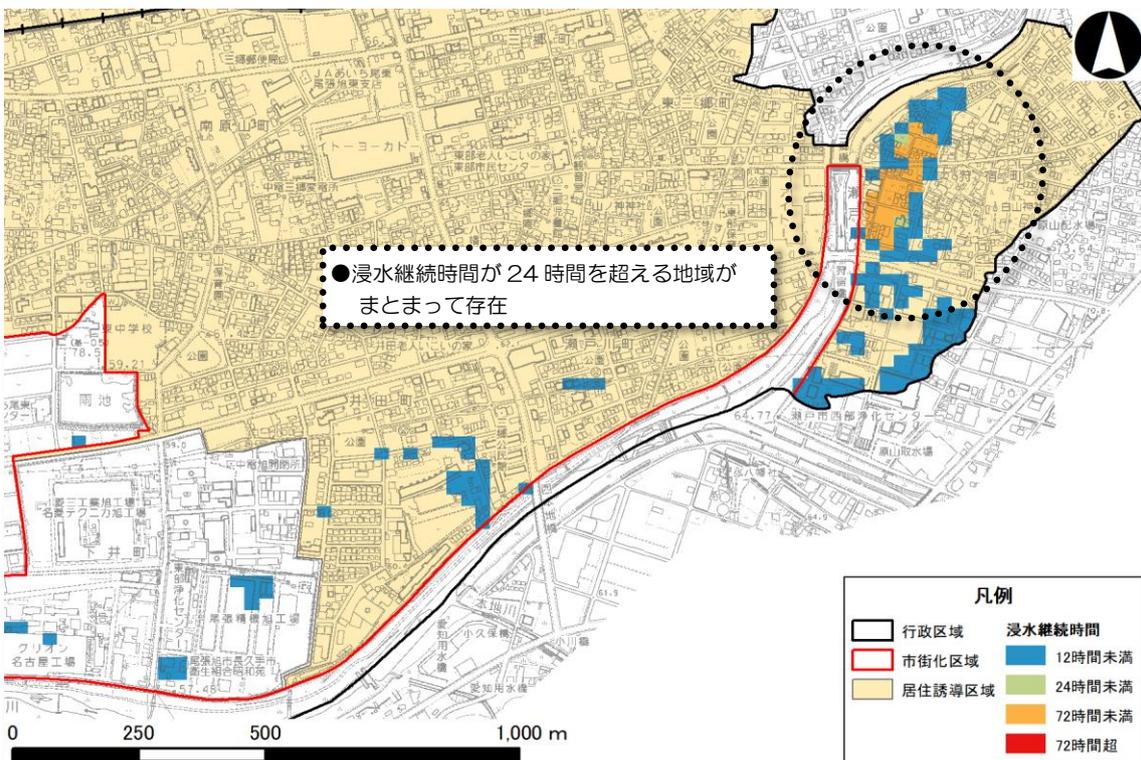
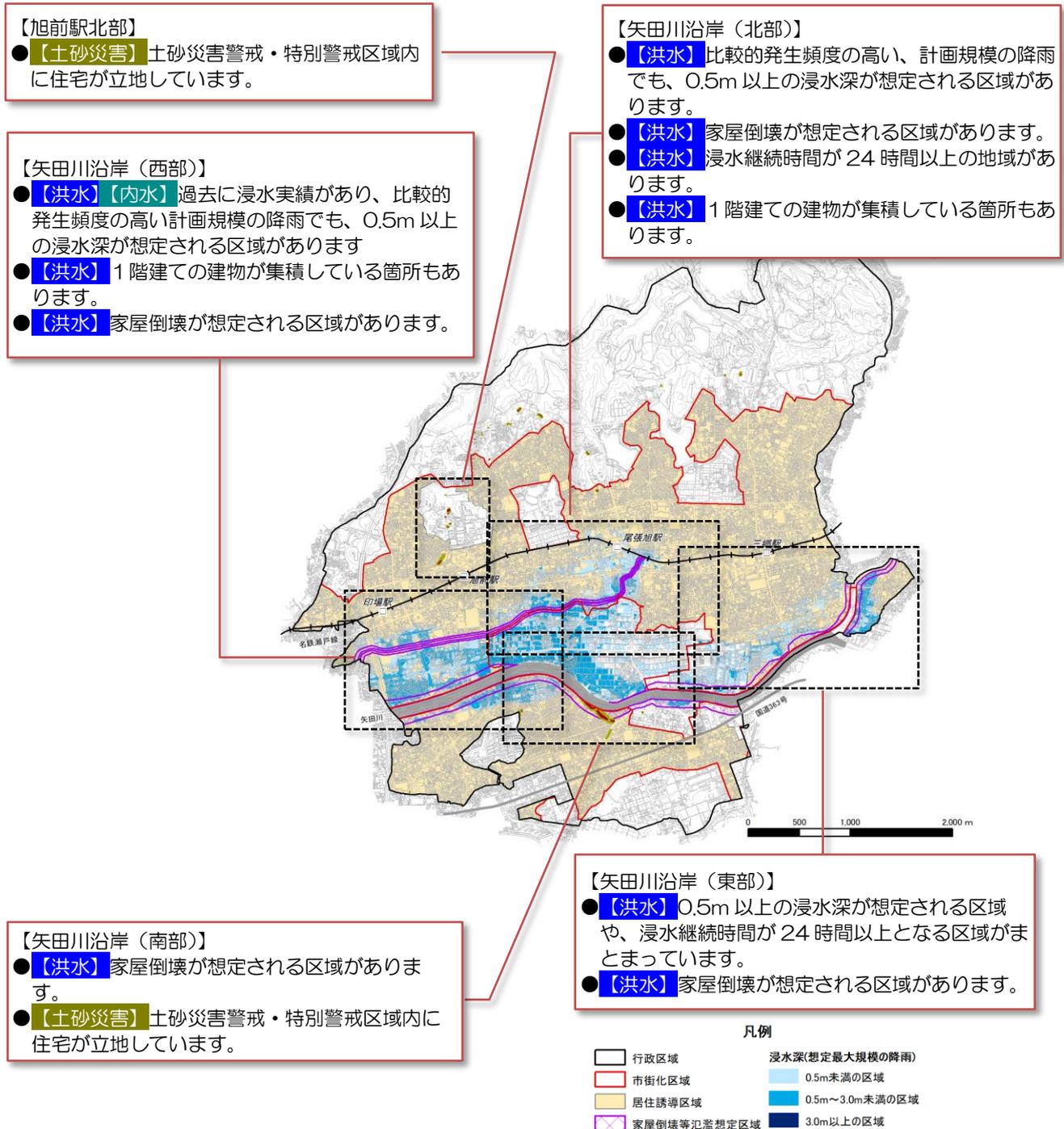


図 浸水継続時間 (資料：愛知県)

9-4. 地区別の防災上の課題のまとめ

地区別の防災上の課題をまとめると、以下のとおりとなります。



※特に記載がない場合、洪水浸水に関わる課題は想定最大規模の降雨に基づいています。

図 地区別の防災上の課題

9-5. ため池の堤防の決壊による災害リスクの整理

市内には7つのため池が存在します。各ため池が決壊した場合の浸水想定区域は以下のとおりです。ただし、各ため池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

浸水想定区域は、その地点での最大水深で表示しており、決壊時のため池の水量は、常時満水位としています。なお、堤防の決壊箇所は、被害が最も大きいと考えられる箇所を想定しています。

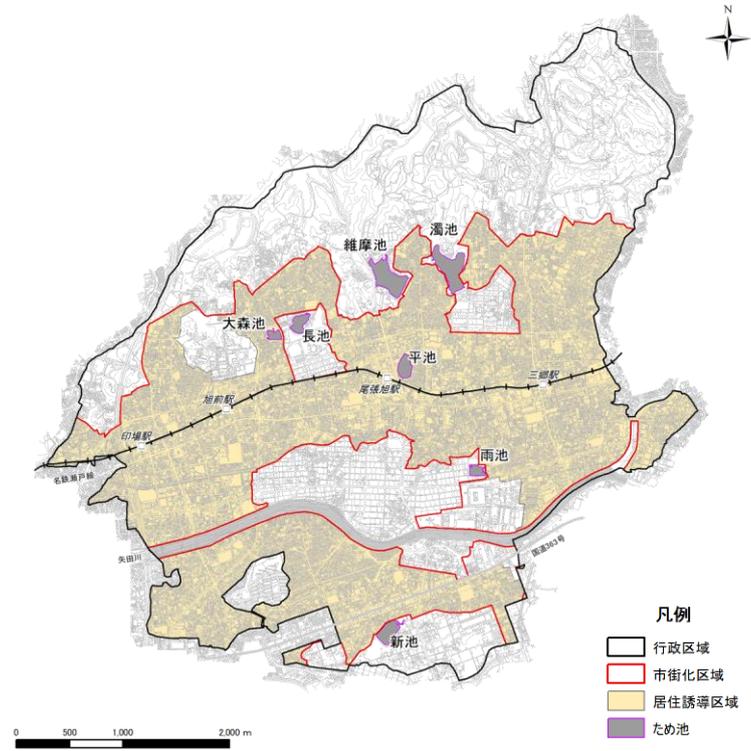
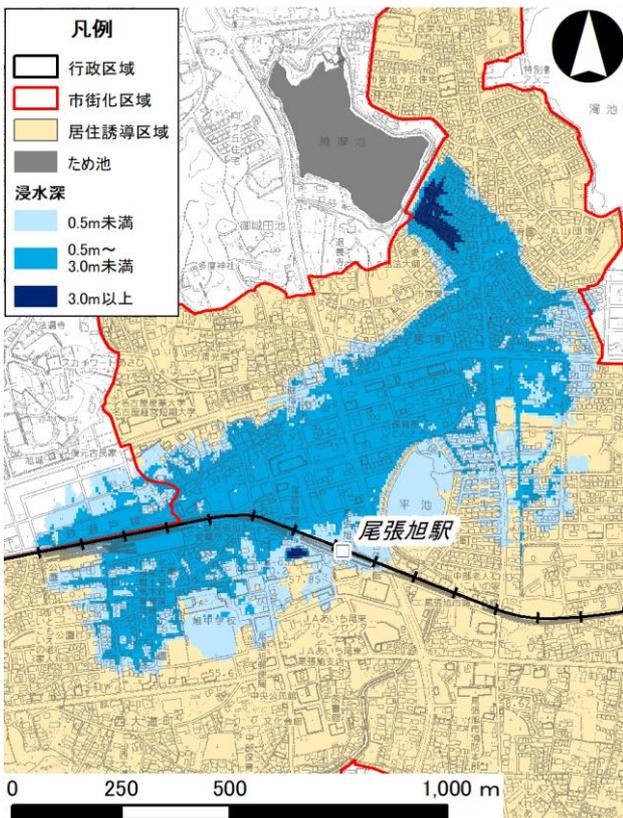


図 本市のため池の位置図

●維摩池

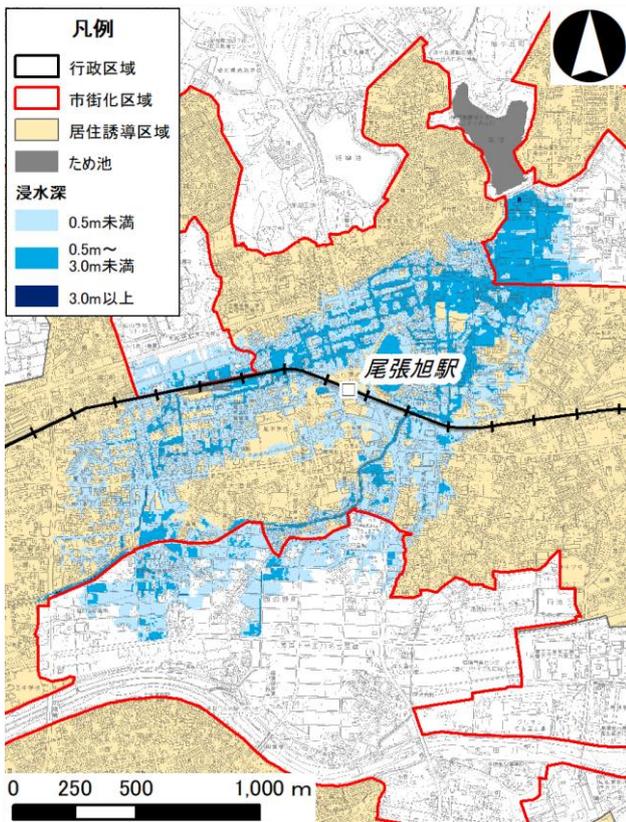


- ・ 維摩池の南側（尾張旭駅周辺をはじめとする市中心部の広範囲）には、浸水深が0.5m以上となる箇所が存在します。
- ・ 新居町の一部地域に浸水深が3.0m以上の箇所が存在します。

※維摩池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●濁池

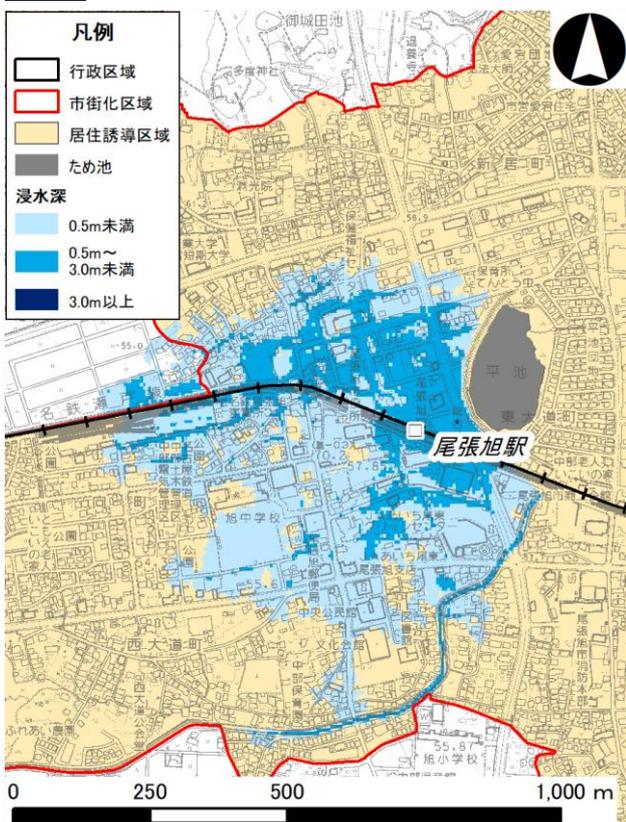


- ・濁池の南側（尾張旭駅周辺をはじめとする市中心部の広範囲）には、浸水深が0.5m以上となる箇所が存在します。

※濁池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●平池

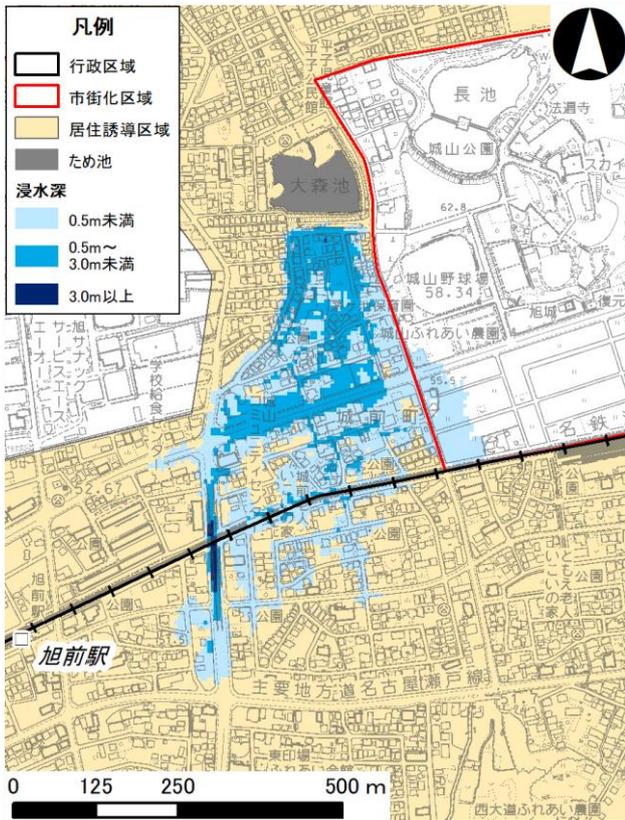


- ・平池の西側（尾張旭駅周辺をはじめとする市中心部の広範囲）には、浸水深が0.5m以上となる箇所が存在します。

※平池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●大森池

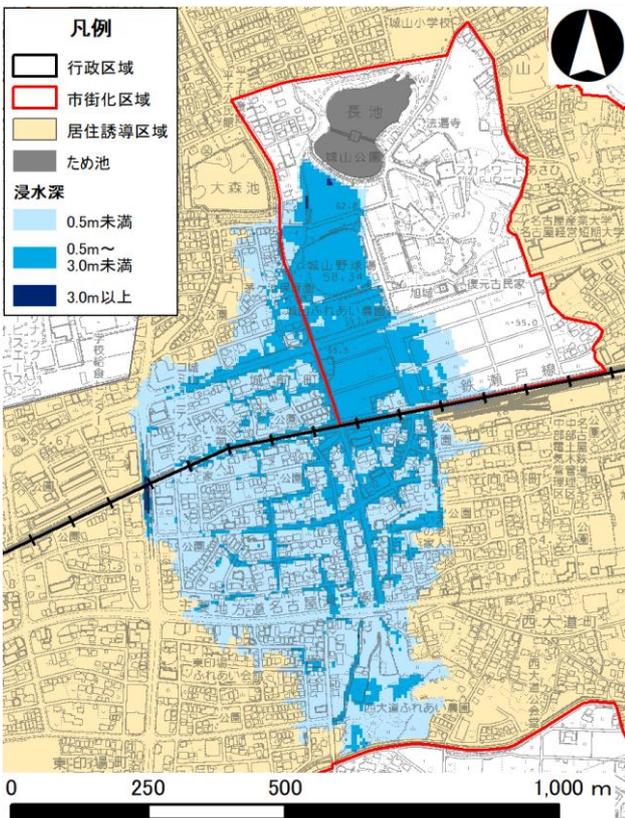


- ・大森池の南側（城前町の北部の広範囲）には、浸水深が0.5m以上となる箇所が存在します。

※大森池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●長池

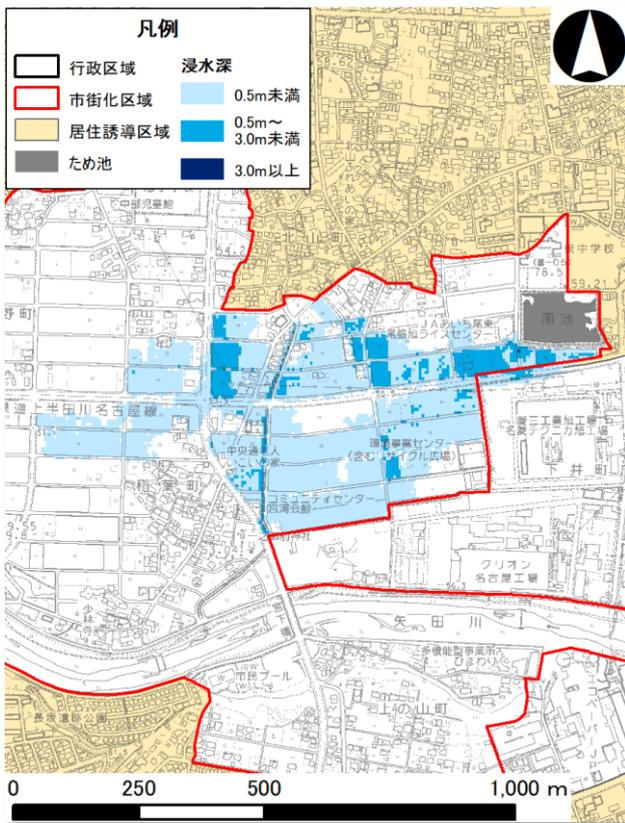


- ・長池の南側（城山町、城前町、向町、西大道町周辺の広範囲）には、浸水深が0.5m以上となる箇所が存在します。

※長池の堤防は、震度5強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●雨池

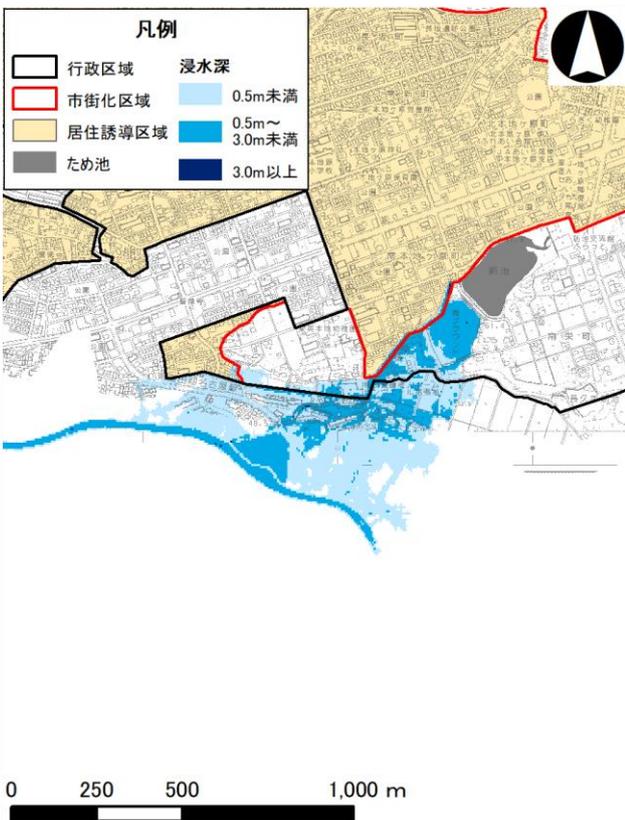


・雨池の西側の市街化調整区域には、浸水のおそれがある箇所が存在します。

※雨池の堤防は、震度 5 強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

●新池



・新池の南西側の市街化調整区域の一部には、浸水のおそれがある箇所が存在します。

※新池の堤防は、震度 5 強の地震に耐えられる設計をしています。

図 ため池の堤防の決壊による浸水想定区域
(資料：庁内資料)

9-6. 安全に対する取組体系

本市における安全に対する取組体系は、災害リスクの高い土砂災害特別警戒区域への居住誘導を抑制するといった、被害を発生させないための取組である「災害リスクの回避」と、河川や雨水貯留施設等の整備・改修といったハード対策、氾濫発生時の確実な避難のためのソフト対策から成る「災害リスクの低減」に大別することができます。

表 安全に対する取組体系

災害リスクの回避		<ul style="list-style-type: none"> ・【土砂災害】土砂災害特別警戒区域における居住の制限 ※居住誘導区域からの除外 	
災害リスクの低減	ハード対策	洪水被害の減少に向けた施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・【洪水】矢田川・瀬戸川及び天神川の河川改修等 ・【洪水】公共下水道事業の促進
		雨水の流出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・【内水】【ため池】調整池やため池の貯水等機能の維持確保 ・【内水】透水性舗装の整備促進
		土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・【土砂災害】土砂災害防止対策 ・【土砂災害】大規模盛土造成地対策
	ソフト対策	防災体制づくり及び防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・【全般】防災体制づくり ・【全般】児童生徒等に対する防災教育 ・【全般】要配慮者施設等の避難確保計画の作成支援
		ハザードの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・【全般】ハザードマップの更新及び周知 ・【全般】避難情報の迅速な伝達

9-7. 安全に対する取組方針

災害リスクの低減を図り、安全な居住環境を実現するため、流域治水の理念に沿った河川の整備改修等によるハード対策や、市民の防災意識の向上等によるソフト対策を推進します。

9-7-1. ハード対策

(1) 洪水被害の減少に向けた施設整備

① 矢田川・瀬戸川・天神川の河川改修等

矢田川・瀬戸川・天神川については、河積を確保し、洪水を安全に排水する能力の増大を図るため、愛知県と適切に連携しながら、河川整備計画に基づき、河床の掘削や護岸等の整備・改修工事を進めます。

また、河積を阻害する堆積土砂の除去や樹木の伐採等の導入等の適切な維持管理に努めます。

② 公共下水道事業の促進

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、雨水排水路及び管渠、污水管の整備又は改修を進めます。

(2) 雨水の流出抑制対策

① 調整池やため池の貯水等機能の維持確保

雨水貯留機能の維持・確保を図るため、北原山土地区画整理事業地内の調整池の整備や、農業用ため池の適切な保全と浚渫等による維持管理、老朽化対策等を進めます。

また、保水機能を有する土地の民間事業者による開発にあたっては、代替機能を確保するため、調整池の設置等を進めます。

② 透水性舗装の整備促進

雨水の地下浸透を図ることで排水設備の負担を軽減し、雨水流出による浸水被害を防止するため、市街地の歩道を透水性舗装に改修する整備を進めます。

(3) 土砂災害対策

① 土砂災害防止対策

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域において、斜面の崩壊による人的被害を防止するため、必要に応じて土砂災害防止対策事業等の実施を検討します。

② 大規模盛土造成地対策

居住誘導区域内の大規模盛土造成地は、重点的に安全性の調査を行うものとし、調査結果に基づき、必要に応じて対策工事の実施を検討します。

9-7-2. ソフト対策

(1) 防災体制づくり及び防災教育

① 防災体制づくり

市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、継続的な防災活動を可能とする枠組みづくりに努めます。

また、地域住民及び施設、事業所等による自主防災組織の設置・育成を進めます。

② 児童生徒等に対する防災教育

子どもの安全と家庭への防災思想の普及を図り、「自分の命を自分で守る」意識や災害時の避難行動の理解を促進するため、学校における防災教育を進めます。

③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成支援

要配慮者利用施設（老人ホームや障がい者福祉施設等）における避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成を支援します。

(2) ハザードの周知

① ハザードマップの更新及び周知

風水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水予想図をはじめ、土砂災害警戒区域等や避難所が示されたハザードマップの逐次更新を図るとともに、積極的な周知に努めます。

② 避難情報の迅速な伝達

大雨や洪水、土砂災害等の避難情報は、迅速かつ直感的に理解ができる情報の提供に努めます。

また、避難情報の伝達には、市ホームページをはじめ、防災行政無線、防災アプリ等の様々な手段を臨機応変に使用し、迅速な伝達に努めます。

なお、情報の伝達手段は、デジタル化の進展に対応し、時代に即した最適な情報伝達手段を検討します。

9-8. 取組の実施主体とスケジュール

安全に対する取組方針に基づく取組内容のスケジュールを、次のとおり設定します。

表 安全に対する取組の実施主体とスケジュール

	取組内容	実施主体				完了時期		
		県	市	事業者	市民	5年以内	10年以内	20年以内
ハード 対策	(1) 洪水被害の減少に向けた施設整備							
	① 矢田川・瀬戸川及び天神川の河川改修等	○					(継続実施)	
	② 公共下水道事業の促進		○				(継続実施)	
	(2) 雨水の流出抑制対策							
	① 調整池やため池の貯水機能の維持確保		○					
	② 透水性舗装の整備促進		○				(継続実施)	
	(3) 土砂災害対策							
	① 土砂災害防止対策		○	○	○		(継続実施)	
	② 大規模盛土造成地対策		○	○				
ソフト 対策	(1) 防災体制づくり及び防災教育							
	① 防災体制づくり		○	○	○		(継続実施)	
	② 児童生徒等に対する防災教育		○		○		(継続実施)	
	③ 要配慮者施設等の避難確保計画の作成支援		○	○			(継続実施)	
	(2) ハザードの周知							
	① ハザードマップの更新及び周知		○				(継続実施)	
② 避難情報の迅速な伝達		○				(継続実施)		

-  今後新たに取り組む内容
 既に取り組んでいる内容

尾張旭市立地適正化計画

発 行 尾張旭市

編 集 都市整備部 都市計画課

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1

T E L 0561-53-2111 (代表)

F A X 0561-52-0831

U R L <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>

発行日 令和4年(2022年)3月